

令和5年3月2日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（14名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	16番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	小林弘之	健康福祉課長
武田栄治	高齢者支援課長	志鎌重美	子育て推進課長
菊地雄一郎	病院事務長	今野育男	学校教育課長
船田孝夫	監査委員		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号 第1回定例会
令和5年3月2日(木) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
 (2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について
" 5 質疑
" 6 議第 2号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)
" 7 議第 3号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
" 8 議第 4号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
" 9 議第 5号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)
" 10 議第 6号 令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
" 11 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
" 12 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 13 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 14 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 15 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 16 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 17 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
" 18 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
" 19 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
" 20 議第16号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 21 議第17号 寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について
" 22 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
" 23 議第19号 寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
" 24 議第20号 寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
" 25 議第21号 こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
" 26 議第22号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 27 議第23号 寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について
" 28 議第24号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について

て

- 日程第29 議第25号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
〃 30 議第26号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
〃 31 議第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
〃 32 議第28号 市道路線の認定について
〃 33 施政方針説明
〃 34 議案説明
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

会 期 決 定

開 会 午前9時30分

○伊藤正彦議長 おはようございます。

ただいまから令和5年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○伊藤正彦議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、6番後藤健一郎議員、13番荒木春吉議員を指名いたします。

○伊藤正彦議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和5年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月27日、委員5名出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から3月22日までの21日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第1回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

御異議なしと認めます。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のと
おり決定することに御異議ありませんか。

よって、会期は本日から3月22日までの21日
間と決定いたしました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

第1回定例会日程

令和5年3月2日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、議案上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
3月 4日(土)	休 会			
3月 5日(日)	休 会			
3月 6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
3月 8日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会第3・4 会 議 室
3月10日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
3月11日(土)	休 会			
3月12日(日)	休 会			
3月13日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、議案上 程、質疑、予算特別委員会 設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分 科会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
厚生文教常任委員会 分科会		付 託 案 件 審 査	議会第3・4 会 議 室	

3月14日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
3月15日(水)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
3月16日(木)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
3月17日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
3月18日(土)	休 会			
3月19日(日)	休 会			
3月20日(月)	休 会 (事 務 処 理)			
3月21日(火)	休 会			
3月22日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑 ・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○伊藤正彦議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○伊藤正彦議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について、市長から報告を求めます。
佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和5年第1回定例会の開会に当たりまして、

令和4年第4回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況についての報告に先立ちまして申しあげる次第であります。

先月7日、本市元職員がふるさと納税事務に係る加重収賄容疑で逮捕され、27日には加重収賄罪で起訴及び収賄の容疑で再逮捕されました。このような事態になりましたことは、議員の皆様をはじめ市民の皆様、そして、ふるさと納税寄附者の皆様の信頼を裏切るもので、誠に遺憾であります。改めて深くおわび申しあげる次第であります。

市といたしましては、この事件を受けて、現在、事実関係について調査・検証するとともに、今後の再発防止に向けた方策について検討を行っているところであります。

現時点での主な再発防止対策といたしましては、全職員に綱紀粛正、服務規律の遵守の研修を改めて実施するとともに、様々な手法を取り

入れながら習熟度を高め、コンプライアンスの徹底を図ってまいることしております。

また、今回の事件を受けまして、ふるさと納税事務に関する徹底的な調査・検証を行うとともに、プロジェクトチームを設置して、各課で設けております各種審査会の在り方についても全庁的に点検、見直しを行ってまいります。

さらに、内部監査体制の強化を行うとともに、包括外部監査制度の導入に向けた検討も行っておりたいと考えているところであります。

今後の公判及び捜査の状況を見守りながら、今回の事件が起きた経緯なども詳しく検証した上で、今後も再発防止に向けた対策を鋭意検討実施してまいり所存であります。

議員各位には御理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市政の概況についての報告に移らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

マスクの着用につきましては、政府の方針として3月13日より個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断を基本とすることとなったところでありますが、高齢者などの重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くときは、感染から身を守るための対策として着用が効果的であるとされているところであります。市民の皆様には、マスク着用が個人判断に委ねられるようになった後も、ゼロ密や小まめな手洗いなど基本的な感染防止対策を引き続きお願いするものでございます。

一方、ワクチン接種につきましては、1、2回目接種をされた12歳以上の方を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しております。2月末日における本市の接種率は、全人口に対し53.2%、対象者人口に対し64.9%となっております。今後につきましては、12歳未満の子供や乳幼児の接種は継続し、高齢者や基礎疾患

のある方及び医療従事者などには5月から、それ以外の方には9月から接種を行う方向性が示されているところでございます。

今後も希望する方が円滑に接種できるよう市医師会と協力を図りながら実施してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰の影響による市民生活及び事業者への支援策について申し上げます。

原油価格や穀物相場の高騰、円安による原材料の高騰等が物価高を招き、市民生活や事業活動などに影響を与えていることから、本市におきましては、プレミアム商品券の発行、燃油価格高騰支援、子育て応援デジタル給付金の交付、住民税非課税世帯等への農産物支給、農業経営緊急応援、畜産農家への緊急支援、灯油購入費等助成の拡充などの対策について、鋭意取り組んでまいりました。

水道基本料金の免除につきましては、10月から3月までの半年間、家庭用、事業用を問わず実施しております。

今年度の第2弾となるプレミアム商品券事業については、発行総額5億800万円で、12月17日から3月15日までの3か月間実施しております。おかげで2月22日に全て完売となり、紙タイプの商品券については発行総額1億6,800万円、スマートフォンのチェリンPayアプリを活用した電子版の商品券につきましては3億4,000万円を市内店舗等で御利用いただいているところであります。

また、物価の急激な高騰の影響を受けている市内商工業者へ幅広く支援する原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金につきましては、2月末現在で393件、3,724万円を給付したところでございます。

一方、子育て応援デジタル給付金につきましては、昨年11月30日までで6,045人分、3,022万5,000円を給付し、そのうち約95%を御利用いただきました。

住民税非課税世帯等への農産物支援事業につきましては2,247件に配付を完了いたしました。

農業資材や燃油の高騰などの影響を受けている農業経営者に対し、幅広くかつ速やかに支援する農業経営緊急応援事業につきましては、1月末をもって事業を完了し、749人、4,651万円を給付し、併せて実施いたしました畜産農業緊急支援対策交付金事業では、市内畜産農家8件に対し691万円を給付しております。

灯油購入費等助成につきましては、2月末現在で1,261世帯に支給しております。

今後とも、市民生活や企業活動の状況を注視しながら、適時適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、大雪の状況について申し上げます。

本市におきましては、昨年12月中旬から降雪があり、最大積雪深は12月24日で60センチメートルとなっております。このため、12月24日に豪雪対策連絡本部を設置し、豪雪に対する情報収集や市民への雪害防止情報の提供を行ってまいりました。

これまでの被害は、昨年12月23日の降雪による農業用施設のブドウ棚の倒壊が1件確認されております。

市道除雪の出動状況につきましては、市内一斉除雪は12月に3回、1月に4回、2月に3回と計10回出動しており、自主出動については、最も多い地区におきまして一斉除雪に加えて10回出動し、除雪作業を実施したところであります。

独り暮らしの高齢者等の除雪に対する助成につきましては、現時点で32件となる見込みでございます。

今後とも、大雪による市民生活の影響を最小限に食い止めるべく、雪害防止の注意喚起に努めるとともに、高齢者世帯等、援護が必要な方々への除雪対策、農林業関係の除雪や被害の把握などの対策を積極的に講じてまいります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

2月24日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している」となっております。

山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は、原数値で1.74倍、ハローワークさがえ管内では1.55倍、寒河江市内に限りますと1.78倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が1.11倍、県平均が1.44倍、寒河江市は1.84倍でございます。2か月連続で「県内の雇用情勢は、好調な状況にある」としており、本市の正社員に係る有効求人倍率を見ると、昨年6月以降、1.5倍を超える状況が続いております。また、西村山管内の就職を希望する高校生の内定率は、2月末現在で98.8%でございます。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

次に、企業誘致の推進について申し上げます。

中央工業団地への企業誘致につきましては、去る1月26日に東京都大田区に本社のある精密部品加工メーカーの株式会社アイ・イー・シーと1万3,000平方メートルの分譲契約を締結いたしました。半導体製造装置用等の産業用機械部品の製造工場を整備し、令和6年夏頃の稼働を目指す計画と伺っております。

また同日に、大江町に本社のある鉄骨製造業など各種鋼材加工業の株式会社ワコーと8,000平方メートルの分譲契約を締結しております。土地の譲渡後は、当面、製品保管庫などとして使用し、5年以内を目途に鉄骨加工などを行う工場、さらには本社機能を移転する計画と伺っております。

これらの契約により、中央工業団地の分譲済み面積は145.42ヘクタールとなり、残りの分譲可能面積は5.78ヘクタール、分譲率は96.18%となっているところであります。

最後に、やまがた音と光のファンタジア2022について御報告申しあげます。

西村山地域の冬の観光振興施策として、最上川ふるさと総合公園をメイン会場に昨年11月26日からこの2月12日まで開催されました。西村山地域の周遊を図るため、最上川ふるさと総合公園のほかに4町の道の駅などにサブ会場を設け、一斉にイルミネーションの点灯を行い、79日間の期間中、約10万人の方が来場され、音楽に合わせて光が変化する幻想的なイルミネーションやイベントデーの花火を楽しんでいただきました。

今後、新たな形の冬のイベントとして実施できるように、来場者の声など今回の実施結果を分析しながら検討してまいります。

以上、主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげる次第でございます。

次に、新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について、御報告を申しあげます。

内容につきましては、去る2月21日開催の議会全員協議会におきまして、令和7年度までの行動計画の見直しについて御協議いただいておりますので、それにより御報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

質 疑

○伊藤正彦議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 日程第6、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）から日程第32、議第28号市道路線の認定についてまでの27案件を一括議題といたします。

施政方針説明・議案説明

○伊藤正彦議長 日程第33、施政方針説明及び日程第34、議案説明について、市長から一括して説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 本日、令和5年第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、令和5年度の市政運営に臨む基本方針と施策の大要を申しあげます。

新型コロナウイルスという未知の感染症との闘いが始まってから約3年が経過し、この間、国・県などの関係機関をはじめ市民、事業者の皆様にも多大なる御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申しあげます。

ようやく、感染症法における新型コロナウイルスの位置づけ見直しなどを踏まえ、先が見通せる状況となってきました。

令和5年度は、新第6次寒河江市振興計画の3年目に入り、ポストコロナの状況を見極めつつ、新たな未来を展望し、まちづくりを展開する極めて重要な年であり、そのため、3つの大きな柱を立てて施策を推進してまいります。

第1の柱は、「産み育てることが楽しく「さがえっこ」が健やかに成長するまちへ」であり

ます。寒河江に生まれ、寒河江で育ち、寒河江の未来を切り開いていく子供たちを大人になるまでしっかりと見守り、そして子供を産み育てていく世代を市民みんなで支えていくことが極めて重要であります。それが人口減少を食い止めることにつながるものと考えております。

このため、3歳から5歳児副食費や小中学校給食費完全無料化の継続、第六・第七わんぱくクラブの運営開始などによる子育て支援の充実、チェリーランドの屋内型児童遊戯施設整備や新にしね保育所整備補助などの健やかな成長を見守るハード整備、成果連動型民間委託方式での成婚促進事業の展開などによる結婚支援の拡充強化、不登校対策の強化や小学2年生への読み書き力向上アプリ導入などによる未来志向のひとづくり、南部小学校大規模改修や小学校LED化工事などの学習・教育環境の充実など、寒河江の未来を担うさがえっこと子育て世代の皆さんを市民みんなで支え合うために、ライフステージに応じたきめ細かな施策を展開してまいります。

第2の柱は、「少子高齢化に対応し元気なまちなぎるまちへ」であります。ポストコロナが見通せる状況となりつつある今日、これまで大きな影響を受けてきた商工業や農業などの産業を底上げし、少子高齢化時代に対応し、経済成長を促すことが、今後の寒河江の元気を継続するためには大変重要であると考えております。

そのため、スマート農業推進補助事業や海外輸出拡大等によるさくらんぼ生産販売力強化、担い手新規就農支援補助事業や初期投資促進補助金新設などによる新規就農者の育成支援、高品位米生産支援補助事業や堆肥散布推進補助事業などによる米のブランド化と地域循環型生産体制の推進、商店街等にぎわい創出支援補助金新設やふるさと工芸品PRなどによる中小企業の支援強化、スポーツツーリズムの推進などによるポストコロナを見据えた観光振興、旧幸生

小を活用したアークスポーツ実証事業の展開や学びの里TASSHOの改修などによる地域づくりの推進、寒河江駅構内へのコワーキングスペース設置や県、大江町、西川町と連携して取り組むJR左沢線の利活用促進、さがえベース（体験型移住試験施設）運用継続や若者定着支援未来創成基金の拡充などによる移住定住の推進、そして、チェリーランドへの屋外宿泊体験施設の整備や新市民浴場の運営開始などの未来につながるインフラ整備を実現していくことで、各種産業の活性化と連携による相乗効果を誘発し、成長につながるまちづくりを推進してまいります。

第3の柱は、「ずっと続く安全安心な暮らしを実感できるまちへ」であります。将来にわたって元気な寒河江であり続けるためには、まず、市民の安全安心な暮らしを守ることが第一であります。近年多発している自然災害などに強く、SDGsの理念に基づき将来にわたって持続可能なまちづくりを一層推進する必要があります。

そのため、アプリによる認知症予防事業や特別養護老人ホームの改築支援などによる介護サービスの充実、内川雨水排水実施計画の策定や鶯沢川浸水対策調査などによる雨水浸水対策強化、次世代自動車導入補助事業の新設や再生可能エネルギー設備導入補助事業などによる地球温暖化防止対策の推進、消防団ビジョンに基づく消防団活動報酬の充実や消防団の準中型自動車免許取得支援などによる防災対策の強化、基幹相談支援体制の充実や人工呼吸器用発電機購入補助の新設などによる福祉サービスの充実、橋梁の長寿命化や寒河江公園の再整備などによるインフラの強靱化、住宅宅地開発の補助事業やリフォーム・定住住宅建築補助事業などによる住環境の充実を図ることで、市民の安全安心な暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上の結果、令和5年度一般会計当初予算の

規模は216億2,000万円と相なりました。これまで進めてきた子育て支援の充実をはじめとする人口減少対策や安全安心なまちづくりなど、当面の課題についてしっかりと取り組むとともに、将来を見据え、新第6次寒河江市振興計画の3年目を着実に前に進めることができるものと考えておるところであります。

以下、新第6次寒河江市振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申しあげます。

第1章の「子どもがすくすく育つまち」であります。

まず、「安心して生み育てられる環境づくり」については、婚活イベントを実施する結婚支援団体や婚活事業を利用する個人等への補助を継続して実施するとともに、国が推進する新たな民間委託方式であるPFS成果連動型民間委託方式による、出会いから成婚まで切れ目のない結婚支援の事業を全国初の試みとして進めてまいります。

また、医療保険適用とならない不妊治療や不育症治療について、令和4年度から市独自の助成を行っておりますが、令和5年度からは、保険適用時の自己負担に対する助成や先進医療に対する助成を行い、妊娠・出産の希望実現を支援してまいります。

国の子育て支援として、出産・子育て応援交付金の創設が示され、市独自のさがえっこハッピーギフトも活用しながら、寒河江型ネウボラにおける相談支援体制の充実を図り、さらに子育て世代が安心して出産・育児ができるよう引き続き努めてまいります。

相談件数が増えている発達支援を要する子供に関しては、臨床心理士と保育施設との連携を充実するなど、療育を必要とする乳幼児が適切に発達検査や訓練が受けられるよう体制を整備し、引き続き保護者の育児不安解消に努めてまいります。

「きめ細かな保育環境の整備」については、

民設民営により整備する新にしね保育所の令和6年4月の開所に向け、整備補助による支援を実施してまいります。

また、希望の多い低年齢児の受入れに対応するため、新たに家庭的保育事業所の開設を予定している民間事業者と調整を行い、多様化する保育ニーズに対応できるよう環境整備に取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブは、新たに第六・第七わんぱくクラブがこの4月に開所し、市内の放課後児童クラブの数は18施設となる予定であり、引き続き子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

「子育てを支える環境づくり」については、現在、チェリーランドアクティビティエリアにおいて子育て世代の交流の場として屋内型児童遊戯施設の建設を進めており、屋外宿泊体験施設と併せて、令和6年度のオープンを目指し整備を加速してまいります。

「豊かな心と健やかな体の育成」については、心身ともに健やかなさがえっこを育てていくために、学校・家庭・地域が一体となり、さがえっこの育み10か条の啓発、各学校における道徳の充実を図り、思いやりの心や規範意識など、命や生き方を大切にする教育を一層推進してまいります。

また、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む教育の推進については、大江公や慈恩寺をはじめとする寒河江市の歴史や貴重な文化遺産、各地域に残る伝統行事などについて、地域コーディネーター等の指導による体験的学習の充実に努めてまいります。

そして、子育て世代を社会全体で支え、子供を育てやすいまちづくりにつなげていくために、令和3年度から行っている小中学校の給食費無料化を引き続き実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

さらに、学校・家庭・地域が連携した教育の

推進としては、全ての小中学校に設置されたコミュニティ・スクールを推進し、次代の担い手がえっこを育むため、地域全体で学校の教育活動を支援し、社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、基礎的な学力となる読解力の育成を図るため、小学校2年生を対象とした読み書き力向上アプリ及び中学校1年生を対象としたリーディングスキルテストを導入するとともに、学力向上支援員を効果的に活用し、学力の向上に努めてまいります。

さらに、特別教育支援員を活用し、特別な配慮を必要とする幼児や児童生徒への早期からの適切な支援を引き続き実施するとともに、教育相談員を配置し、不登校児童生徒へのきめ細かな対応と、教育相談の充実を図ってまいります。

情報化や社会のグローバル化に対応した教育の推進については、全児童生徒に配付されたタブレットパソコン等を活用し、確かな学力を身につけるための効果的な授業や家庭学習など、新たな学習環境を創造するとともに、外国語指導助手（ALT）を各中学校に常駐させ、ふだんから英語になれ親しむことができる環境づくりや、英語検定GTECの実施により英語指導の強化並びに生徒の英語力向上を図ってまいります。

発達に応じた学びを育む教育の推進については、学校・企業・地域から成る、さがえ未来コンソーシアム事業により、子供たちが社会的自立に向け、基盤となる能力や態度を身につけ、主体的に進路決定していけるよう、将来を見据えたキャリア教育を充実させてまいります。

また、寒河江市学校施設整備計画については、説明会等で様々な御意見をいただいているところであり、子供たちにとってよりよい計画となるよう、市民の皆様との共通理解を図りながら、令和5年中の改定に向けて検討を進めてまいり

ます。

中学校の部活動改革については、現在、関係団体等と検討を重ねているところであり、生徒が主体的に参加できるスポーツや文化活動環境の構築と教員の働き方改革の実現に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

第2章の「活力と交流を創成するまち」であります。

「魅力と希望のある農業振興」については、農業生産の維持や農業経営の安定化を図るため、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を進め、農業経営の規模拡大や法人化による経営効率の向上を持続的に推進するとともに、スマート農業の導入など省力化に向けた支援なども加速してまいります。

また、農地を守る取組としては、増加傾向にある鳥獣被害に対し、寒河江市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲の強化に努め、さらに、毎年のように発生する大雨などの気象災害に対しては、農村地域防災減災事業を計画し、営農環境の改善を図ってまいります。

さくらんぼ生産振興については、県などと連携した省力樹形の導入推進や気象災害対策により、生産体制強化を支援してまいります。紅秀峰につきましては、さらなるブランド力の強化と生産拡大を進めるとともに、今年本格デビューのやまがた紅王についても生産体制を強化してまいります。

水田農業の振興については、米価安定に向けて関係団体等と連携し、需要に応じた米生産のさらなる推進を図り、経費削減と所得確保、つや姫ヴィラージュの支援をはじめとした高品質米生産を推進してまいります。

また、寒河江ブランド魅力発信協議会を中心とした農・商・工の連携強化を推進し、子姫芋をはじめとする伝統野菜など本市が誇るブランド農産物の販路拡大や加工品開発等の6次産業

化に向けた取組を支援するとともに、地産地消や食育推進の環境の充実を図ってまいります。

新規就農者の確保については、新・農業人フェアなどの就農相談会への積極的な参加や、就農希望者を招聘する体験ツアーを実施するほか、新規就農者育成に向けた生産技術や設備整備への支援に努めるとともに、地域おこし推進員の就農定住に向けた活動を通して地域営農の活性化を図るとともに、本市農業の魅力について情報発信に力を入れてまいります。

また、令和4年度よりさくらんぼ労力確保対策の一環として市職員の副業を認めておりますが、さらにさくらんぼ収穫時期の就農者確保に向けた施策を充実させてまいります。

加えて、民間事業者と協力し、さくらんぼなどの果樹園地や水田の状態を自宅から確認できるようにするために、LPWA（低電力広域ネットワーク）実証実験を行い、本市のスマート農業とデジタルトランスフォーメーションの推進を図ってまいります。

「新しい生活様式に沿った観光振興」については、観光客の足としてのワンコインタクシーなど二次交通を充実し、観光客の満足度向上を図るほか、観光ガイドアプリぐるぐるさがえを活用した周遊観光を推進してまいります。

また、自転車等を活用したスポーツツーリズムの推進のため、ツール・ド・さくらんぼやデュアスロン日本選手権大会の開催を中心に、スポーツのまち寒河江の多彩な情報を発信するとともに、新たな誘客につなげてまいります。

「賑わいを生む商工業振興」については、中心市街地のみならず市内全域の空き店舗解消のため、商業者の誘致や新規創業者の育成、支援に努めるとともに、空き店舗を利用して創業する際の市独自の店舗改装支援制度を活用した魅力あるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ってまいります。

また、寒河江駅周辺でのにぎわい創出につい

ては、寒河江駅のみはらしサロンにコワーキングスペースを新たに整備するとともに、関係団体及びJRとの連携による、ちえり〜マルシェや朝市などを開催し、人の流れを生み出すための取組に努めてまいります。

さらに、国から認定を受けた寒河江市創業支援等事業計画に基づき、さらなる起業・創業の支援充実に努めるとともに、商店の維持発展を図るため、既存店舗改装や複数店舗が共同で実施するにぎわい創出のための事業や商店街等で管理する共同施設の環境整備などに関する事業について支援を強化してまいります。

そして、刻一刻と変化する経済環境に地元企業が速やかに対応できるよう、国及び県と連携しながら、新たな市場ニーズに対応するための新規事業や生産性向上のための設備投資に対する支援、地元の特産品をはじめとする市産品や伝統工芸品の国内外への販路拡大に対する支援を行ってまいります。また、店舗改装やデザイナーの活用等による企業ホームページや商品パッケージの改良など、販売力強化の支援充実に努めるほか、新たな分野への挑戦やキャッシュレス決済などに対応した環境整備の経費を支援していくなど、ポストコロナ時代における景気動向を注視しながら、必要に応じた支援策を適宜検討してまいります。

寒河江中央工業団地については、立地条件の優位性や優遇制度などにより、残り少なくなった分譲区画への企業誘致を進めるとともに、今後の工業団地への引き合い状況を踏まえながら、新たな工業団地造成への検討を進めつつ、本市産業の活性化と魅力的な就労場の確保に努めてまいります。

「雇用の安定と就労環境の充実」については、関係機関、企業及び学校等との連携を強化し、新規学卒者等をはじめとする若者の地元企業への就職及び定着並びに首都圏からのUIJターンなどによる市内への回帰に取り組むとともに、

再就職を希望する高齢者や子育てなどで離職した人が希望する職業に就くことができるように、定期的な就職面接会の開催や相談体制の充実を図ってまいります。

「質の高い居住環境づくり」については、定住人口の拡大のため、また、子育て世代、転入者の経済の負担の軽減を図るため住宅取得支援を充実するとともに、住宅リフォーム支援の充実により住環境の整備を推進いたします。

また、今後も見込まれる住宅需要に対し、良質な住宅地の確保を図るため、民間等の宅地開発に対し積極的に支援を行います。

空き家に関しましては、寒河江市空き家等対策計画に基づき、関係団体と連携しながら空き家相談会を開催するとともに、空き家の流動化を促進するため空き家バンクの登録時の要件緩和、中古住宅購入時や空き家解体について支援を拡充いたします。

市営住宅に関しましては、長寿命化計画に基づき適正な維持管理を進めてまいります。

「移住者をはじめとした新たな活力の創出」については、これまでのUターン者などを対象とした奨学金の返還支援やアパートの家賃助成などのほか、首都圏などからの移住者に対する自動車運転免許証の取得費用に対する助成や、ワーケーション施設の運用など、移住・定住につながる取組を実施してきたところであり、令和5年度は、移住ガイドブックのリニューアルやインターネット広告等の活用により、県外からの移住をさらに促進してまいります。

第3章の「元気に安心して暮らせるまち」であります。

「高齢者支援体制の強化」については、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の最終年として、新たな地域密着型介護老人福祉施設の整備を支援し、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度改正に対応し、高齢者福

祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定を行い、在宅医療と介護の連携体制、高齢者の地域における包括的な相談・支援及び認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進し、地域包括ケアシステムの構築と深化に向けたさらなる諸施策の展開が講じられるよう努めてまいります。

「共生社会の実現」につきましては、今定例会で制定をお願いしております「寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、市民の関心と理解を深めるための啓発や知識の普及をはじめ、福祉に関する教育の推進や雇用・就労の促進、社会参加活動の推進など、共に生きる社会の実現に向けた施策について推進してまいります。

また、障がい者の相談支援については、基幹相談支援センターの拡充を図り、各関係機関相互の連携を密にしながら相談体制の強化を図ってまいります。

さらに、障がい者の日常生活用具の給付については、医療的ケア児等が停電時などに使用する人工呼吸器用発電機を補助対象品目に加え、福祉サービスの充実に努めてまいります。

「健康長寿のまちづくり」につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に関して、今後とも市民の安心安全な暮らしを守るため、国の方針に基づき関係機関と連携を図り、継続して実施してまいります。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、昨年、県と1市4町、山形大学医学部による西村山地域医療提供体制検討会が設置され、県より寒河江市立病院と県立河北病院を統合し新たな病院を設置する案が提示されたところがあります。今後は、より具体的な検討を進めるためワーキンググループを設置することとなり、令和5年度においては、西村山地域に必要な持続可能な診療体制などについて、このワーキンググループにおいて検討を重ね、安心して暮ら

していける医療環境を早期に実現できればと考えているところであります。

「地域防災力の強化」については、自主防災組織が地域防災力の強化を図るために行う防災訓練や資機材整備などの事業に対する補助を継続して実施するとともに、防災士や防災対策アドバイザーを活用した取組を強化し、住民の防災意識の向上と防災知識の普及啓発を進めてまいります。

また、昨年策定した寒河江市消防団ビジョンに基づき、消防団員の処遇改善及び消防小型動力ポンプ付普通積載車の更新や装備品の充実を図るとともに、車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ自動車等を運転できる消防団員を確保するため、準中型自動車免許の取得費用に対する助成制度を創設するなど、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、第11次寒河江市交通安全計画に基づき、人優先の交通事故のない社会を目指し、子供や高齢者等交通弱者の安全確保や自転車利用者の交通安全対策、交通安全教室や交通環境の整備、高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用促進など関係機関及び地域住民と一体となった交通安全対策を講じてまいります。

防犯活動の推進につきましては、新たな住宅地等への防犯街路灯の設置や道路等屋外への防犯カメラの設置を推進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めるなど、安全安心のまちづくりを進めてまいります。

消費者保護の推進につきましては、全国的に多発している特殊詐欺の被害防止に重点的に取り組むため、市民に対する情報提供や、特に高齢者が被害に遭わないために出前講座等を積極的に開催するほか、民法改正による成年年齢18歳引下げに伴う若年層の消費者被害防止のため、中高生に対して、被害防止啓発と併せて消費者教育を実施してまいります。

第4章の「一人ひとりが力を発揮するまち」であります。

「市民一人ひとりが主役の地域づくり」については、市外の多様な人材を地域の活力につなげ、地域活動を活性化するため、平成25年度より地域おこし協力隊を配置しており、これまで10名が任期終了し、現在は6名の隊員が、地域農業振興支援、地域教育支援、まちづくり支援及び移住定住支援と、それぞれのミッションに基づき活動いただいております。今後も、同制度の効果的な活用により、さらなる地域活性化につなげてまいります。

「豊かな人生の生きがいづくり」については、地域における生涯学習の拠点施設となる地区公民館分館を安全で快適に利用できるよう、引き続きエアコン設置等の施設整備を支援してまいります。

図書館につきましては、学校、保育所、幼稚園等との連携により、子供たちの様々な読書活動を支援する環境を継続するなど、幅広い読書普及事業により読書の盛んなまちづくりを一層推進してまいります。

芸術文化の振興につきましては、市内幼稚園・保育所の年中・年長児を対象にした演劇教室を継続開催するとともに、より多くの市民が芸術文化活動に関わることができるよう、活動団体の発表機会の充実に努めるとともに、令和5年9月に第61回山形県民芸術祭が本市を会場に開催されますので、開催に向けた支援を進めてまいります。

また、文化センターにおいては、高圧引込設備及び高圧受変電設備の更新工事を実施し、利用者への安全な文化施設の提供を図ります。

歴史文化関係事業につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間で実施されている本山慈恩寺本堂のかやぶき屋根全面ふき替え事業に対し、補助金を引き続き交付するとともに、県指定及び市指定文化財の修復事業等につ

いても継続して支援してまいります。

また、国史跡慈恩寺旧境内を総合的に案内する慈恩寺テラスにつきましては、これまで約18万人と多くの方々から御来館いただいております。指定管理者等と連携してさらなる魅力向上を図るとともに、修験の道ウォーキングや慈恩寺舞楽等の文化財PR事業などを継続して実施し、慈恩寺の歴史や文化などを広く情報発信して交流人口の拡大に努めてまいります。

生涯スポーツの推進については、スポーツの基盤を整え市民のスポーツ実施率の向上と健康づくりにつなげるため、オクトーバー・ランなどポストコロナにおけるスポーツに親しむ環境づくりや競技力向上のための取組をより一層進めてまいります。

「市民のニーズを捉えた行財政運営」については、今後も、毎週日曜日午前中に市役所の窓口を開設し、証明書交付業務とマイナンバーカードの新規交付などの業務を行うとともに、繁忙期には臨時窓口を開設し、転入、転出、転居など、市民サービスの充実に努めてまいります。

人口減少などによる公共施設の利用需要の変化に対応するため、寒河江市公共施設等総合管理計画の見直しを行うとともに、総合管理計画で定めた基本的な考え方や施設ごとの管理に関する方針を踏まえ、施設ごとの改修・更新等の実施計画となる個別施設計画の策定を進めてまいります。

第5章の「便利で快適に生活できるまち」であります。

「心地よい都市空間づくり」については、寒河江川堤防の桜回廊整備やチェリー・クアパーク周辺の寒河江地区かわまちづくり関連の整備を行うほか、民間活力の導入により整備を進めております新市民浴場につきましては、来る4月28日に開場を予定しており、多くの皆様から愛され、親しまれる施設となるよう期待しているところであります。

「人と自然が共生するまちづくり」については、猫の不妊・去勢手術に対する助成を継続して行い、野良猫や多頭飼育の抑制に努めるとともに、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発活動を行う団体を支援し、市民の動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を行ってまいります。

また、山形県猟友会西村山支部寒河江分会の猟友会員へ狩猟免許取得費用を助成するとともに、熊、イノシシの個体数維持による自然保護を推進してまいります。

「地球温暖化防止に取り組むまちづくり」については、令和4年3月に採択された寒河江市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年まで温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しておりますが、令和5年度からは、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車導入への補助を行い、温室効果ガスの排出削減に向けた取組をさらに加速させてまいります。

「交通ネットワークの整備」につきましては、町会からの各種要望に対して寒河江市公共事業整備優先順位基準を踏まえながら、計画的に道路・橋梁の維持補修や整備を行い、道路施設等の長寿命化に取り組んでまいります。

広域道路ネットワークの取組として、現在整備中の都市計画道路落衣島線西根工区の進捗を図るほか、自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行帯の整備に計画的に取り組んでまいります。

また、冬期間における生活道路の維持管理につきましては、除雪車運行管理システムを活用するとともに、老朽化した散水消雪施設の更新により、スムーズできめ細かな除雪を実施してまいります。

次に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。上水道につきましては、深井戸の更新や老朽化した配水管の長寿命化と強靱化

を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努め、新水道ビジョンによる持続可能な経営基盤の確立を目指し、効率的な漏水調査の実施と迅速な修繕により有収率の向上に努めてまいります。

また、洪水ハザードマップにより浸水想定区域となっている水道施設について耐水化を進めてまいります。

公共下水道事業では、寒河江中央工業団地など未整備箇所の継続的な整備を行い、合併浄化槽整備事業とともに、水洗化の普及促進に向けた取組を強化し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、下水道ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠等の点検・調査と浄化センター施設の計画的な改修及び修繕を行ってまいります。

近年多発する局地的な大雨による内水氾濫に備え、雨水排水整備計画に基づき日田地内などの冠水箇所の解消を図るとともに、内川の排水対策につきましては、排水機場の整備に向けた調査を実施してまいります。

以上、ここまで令和5年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げたところであります。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、約3年間という長いトンネルを抜け、ようやく日本社会においてもポストコロナを見通せる状況となりつつあると考えておりますが、1年前からのロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原油・物価高騰が市民皆様の生活を苦しめている状況であります。

そのような中であって、先月、ふるさと納税に係る贈収賄事件の容疑者として本市の元職員が逮捕される事件が発生いたしました。まさに、市民の市政に対する信頼を損ね、ふるさと納税寄附者を裏切る事態であり、ざんきに堪えません。

今、私どもに求められているのは、何にも増して第一に信頼回復への最善の努力であります。まさに信なくば立たずであります。その道のり

は必ずしも容易ではなく、険しいものになるかもしれません。しかし、それは避けてはならない道筋であり何としても乗り越えていかなければ未来はありません。私はその先頭に立ち、職員と一丸となって力を合わせてこそ、この難局は克服できるものと思っております。全員が生まれ変わる覚悟で、全身全霊をかけて信頼回復に向け力の限りを尽くしてまいり所存であります。

議員各位には格別の御指導を賜りますようお願い申しあげ次第であります。

以上、令和5年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげました。市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、市勢発展に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申しあげ次第であります。

次に、本定例会に上程いたします議案について、御説明を申しあげます。

初めに、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、将来の市有施設整備に向けた積立てを行うため基金管理事業費の追加などを行うものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ3億3,896万6,000円を追加し、予算総額を269億4,702万3,000円とするものでございます。

次に、議第3号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算に伴う基金積立金及び保険給付費等交付金の精算に伴う償還金等を追加するものでございます。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ41億4,477万8,000円とするものでございます。

次に、議第4号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御

説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、健康診査等事業費を追加するものでございます。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,977万7,000円とするものでございます。

次に、議第5号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の交付金の内示に伴い、資本的支出の処理場建設改良費等を追加するものでございます。その結果、資本的収入の予算総額が7億251万7,000円、資本的支出の総額が12億3,981万5,000円とするものでございます。

次に、議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス入院患者の治療に要する薬品費及び原油高騰に伴う光熱水費等を追加するものでございます。その結果、収益的収入総額及び収益的支出総額それぞれ20億8,760万円とするものでございます。

次に、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

施政方針説明でも申しあげましたが、令和5年度はこれまで進めてまいりました子育て支援の充実をはじめとする人口減少対策や安全安心なまちづくりなど、当面の課題についてしっかりと取り組むとともに、将来を見据え、新第6次振興計画の3年目を着実に前に進めるべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ216億2,000万円となったところでございます。

次に、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

保険給付費については、医療の高度化などが

ら微増と見込み、国民健康保険税の減収も見据えて予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ39億9,751万5,000円で、前年度当初予算と比較して3,012万6,000円の増となったところでございます。

次に、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ5億6,868万9,000円で、前年度当初予算と比較して991万4,000円の増となったところであります。

次に、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第8期介護保険事業計画に基づき、介護予防や認知症施策を進めるとともに、地域の状況を踏まえた各種支援事業の実施と安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ45億4,219万4,000円で、前年度当初予算と比較して158万8,000円の増となったところであります。

次に、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,461万8,000円で、前年度当初予算と比較して52万5,000円の増となったところでございます。

次に、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。

各財産区とも、管理運営のための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ64万7,000円で、28万7,000円

の減となったところでございます。

次に、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努め、水洗化率の向上と雨水浸水対策に重点的に取り組み、下水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成したところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額15億475万5,000円、支出総額14億7,779万1,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額5億8,450万7,000円、支出総額11億1,156万7,000円とするものでございます。

次に、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた予算編成を行ったところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額20億920万円、支出総額21億4,430万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を2億3,095万2,000円、支出総額を2億6,500万円とするものでございます。

次に、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水道施設の耐震化と長寿命化、水道の有収率の向上及び経営の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び災害に強い上水道の維持可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成したところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額は10億9,749万1,000円、支出総額は10億3,862万6,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額は1億7,450万円、支出総額は6億8,187万4,000円とするものでございます。

次に、議第16号寒河江市課制条例の一部改正

についてを御説明申し上げます。

コロナ禍社会に対応した成人期から高齢期までの福祉事業と健康づくりを一体的に推進するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定についてを御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、施行に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地域活動の拠点施設として、田代地区住民の交流促進に資するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてを御説明申し上げます。

障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資するため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第21号こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童福祉施設の安全管理等について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定についてを御説明申し上げます。

犯罪被害者等の支援を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、並びに市民等が安全で安心に暮らすことができるまちづくりの推進に寄与するため、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念等を定めるに当たり、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

葉山森林総合レクリエーション施設の利便性向上と運営適正化を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを御説明申し上げます。

介護認定審査会委員に欠員が生じた場合に柔軟に対応できるようにするため、規約の一部を変更するものであり、地方自治法第252条の7第3項の規定により提案するものでございます。

次に、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備につきましては、第10期辺地総合整備計画に基づき実施しているところではありますが、農道整備及び観光施設整備について新たに工事を行う必要があるため、

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、第10期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、議第28号市道路線の認定についてを御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、5路線を認定しようとするものでございます。

以上、27案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前10時48分

○伊藤正彦議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和5年3月6日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（14名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	16番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	小泉尚	財政課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
武田新二	建設管理課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
今野育男	学校教育課長	渡邊健一	生涯学習課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第2号 第1回定例会
 令和5年3月6日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○伊藤正彦議長 おはようございます。

一般質問

初めに、本議会でのマスクの取扱いについて申し上げます。

議場内においてはマスク着用を基本としておりますが、パーティションが設置してある演台、質問席等においては、マスクを外しての発言を認める取扱いに改めることといたします。よろしくをお願いいたします。

ただいまから本会議を再開いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○伊藤正彦議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和5年3月6日(月)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	ふるさと納税制度について	寒河江市まちづくり寄附条例及びまちづくり寄附推進事業について	7番 渡 邊 賢 一	市 長
2	さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について	(1) 学校施設整備計画改定に係るスケジュールについて (2) これまでの市長及び教育長の議会答弁との整合性について		市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	市民のいのちと暮らしを守る安全で安心な減災・防災等対策について	(1) 白岩地区・醍醐地区・柴橋地区など地すべり、急傾斜地がけ崩れの土砂災害防止対策と指定警戒区域の安全性について (2) 想定される山形盆地断層帯直下型巨大地震対策と公民館分館等公共施設の安全性について (3) 西村山地域医療提供体制における災害時の救急医療等整備について		市長
4	安全安心の町づくりのための防災について	(1) 防災マップについて (2) 我が家の防災タイムラインの活用について (3) 今後の防災について	2番 太田陽子	市長
5	物価高騰の中、市民の生活を守ることに	物価高騰で、生活が厳しい市民の生活を守る施策について		市長
6	国民健康保険税について	子どもの均等割について		市長
7	持続可能な寒河江市	(1) 職員数について (2) 職員の時間外勤務状況について (3) 今後の採用計画について		市長
8	就学前幼児施設の問題	(1) バス内への置き去り防止対策について (2) 不適切保育について (3) 幼児の施設外への出入りについて	5番 月光裕晶	市長
9	コミュニティセンターについて	(1) コミュニティセンターの総評 (2) これからの運営について ア 寒河江型について イ 窓口の一本化について ウ 運営指針の策定について (3) コミュニティセンターの普及について		市長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

渡邊賢一議員の質問

○伊藤正彦議長 通告番号1番から3番までについて、7番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。無会派、

立憲民主党の渡邊賢一であります。市民を代表し、質問させていただきます。

まず初めに、東日本大震災から12年、死者、行方不明者合わせて2万2,312名の貴い命が犠牲となりました。また、去る2月6日、姉妹都市ギレスン市の位置するトルコ共和国、そして内戦が続く隣国シリア共和国の巨大直下型地震で5万人を超えるという多くの方々の命が犠牲となってしまいました。お亡くなりになった御霊に、衷心より哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々、避難を余儀なくされ、不自由な生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回は、新年度予算にも盛り込まれました、市民の命と暮らしを守る安全・安心の減災・防災対策、本市の教育充実に向けた学校施設整備計画、そして、ふるさと納税の制度について、通告順に質問させていただきます。

通告番号1番、ふるさと納税制度についてであります。

寒河江市まちづくり寄附条例及びまちづくり寄附推進事業について、質問させていただきます。

市長からは市政概況でも御報告がありましたけれども、今回のふるさと納税事務を担当していた元職員の加重収賄容疑での逮捕、再逮捕された事案は、市民の市政に対する信頼を失墜させ、また、ふるさと納税で御寄附いただいた全国の多くの皆様の信頼を著しく損なう事態となりました。まさに巨大過ぎる激震が走ったことに、驚きと失望が市内のあちこちから聞こえてきました。中には、さくらんぼ農家や米農家の方々、風評被害が心配されると嘆いておられます。

このようなことは二度とあってはならないし、私も議会も二元代表制の立場からチェック機能などの責任の一端を担っている者として、今回の事案を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて

最大限努力していかなければならないと自覚するものであります。

さて、質問に入りますが、まちづくり寄附条例第2条、寄附金を受ける事業として6つの事業が規定され、貴重な寄附金を基金に積み立て、様々な事業に充てさせていただいているところです。

1つは、安心して結婚、出産、子育てできる環境づくり、将来を担うさがえっこの育成、2つ目が魅力ある農業、にぎわいのある商工業の振興、さくらんぼなどの地域資源を生かした観光振興、住環境への支援、3つ目が高齢者の支援や健康づくり、地域防災力の強化や交通安全の推進、4つ目が地域づくりの担い手育成、国際交流、生涯学習、スポーツの推進、郷土の歴史や文化を守る取組、5つ目が公園・緑地等の都市空間の整備、自然環境に配慮した取組、交通ネットワークの整備、最後に6つ目がその他目的達成のために市長が必要と認める事業ということで規定されているのであります。

この要綱の第6条、協力事業者の責務ということが規定されているわけですが、ここには、特産品等の提供に当たり、特産品等に係る責務は当該提供者である協力事業者が負うものとするとなっております。

ここで質問ですが、この協力事業者の責務とはどのようなものなのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

渡邊議員から、ふるさと納税制度について御質問をいただきましたが、今定例会開会日冒頭でも申しあげたところでありますけれども、ふるさと納税事務を担当していた元職員が逮捕、起訴、再逮捕されるという事件が生じたことは誠に遺憾であり、申し訳なく思っているところであります。多くの市民の皆様、そして本市を応援していただいている全国の寄附者の皆

様の信頼を裏切る事態となりましたことにつきまして、改めておわび申しあげる次第であります。また、ふるさと納税協力事業者の皆様にも多大な御迷惑、御心配をおかけして、おわび申しあげる次第であります。

この協力事業者の皆様から担っていただいております業務につきましては、ふるさと納税により寄附を賜りました全国の皆様へ送付する返礼品について、本市自慢の特産品等を提案していただくこと、また、市に代わって実際に返礼品を寄附者にお届けするということが大きなところでございます。

この業務の中で協力事業者に負っていただいている特産品等に係る責務についてでありますけれども、明文化されたものはございませんが、1つには、市からの指示に従って地場産品要件を遵守することはもちろんであります、本市に恥じない品質の特産品を必要量準備いただくこと、2つには、準備した特産品を寄附者に適正な時期に送付いただくこと、3つには、寄附者から送付した特産品に関して問合せなどがあった場合には真摯に対応いただくこと、この3つが主たるものであると考えております。このことについては、協力事業者として登録いただく際に十分に説明を行うとともに、御理解をいただいた上でふるさと納税事業に協力をしていただいていると考えているところであります。

寒河江市といたしましては、ふるさと納税返礼品が寄附者の皆様の本市に対するイメージのよしあしに直結していくものと考えられることから、協力事業者の皆様からは、本市を代表しているとの自覚を持って事業に協力していただいていると考えているところであります。

以上であります。

- 伊藤正彦議長 渡邊議員。
- 渡邊賢一議員 返礼品をお届けするだけでなく、本市の特産品、ブランドを推進しながらP

Rも兼ねているというふうなことだと思いうのですけれども、このたび食味ランキング、お米のほうですけれども、つや姫、雪若丸が特Aを取ったというふうなこととか、この間、紅秀峰などを本市の特産品にすべく、多くの農家の皆様の手塩にかけてというか、もう血と汗と涙の結晶のごとく、こうしたものを育てて、そして全国にお届けするということが返礼品の割合でも非常に多かったと思いますけれども、私は8年前、ちょうど2015年11月の臨時議会の討論で市長にふるさと納税について御提言申しあげました。

当時の議事録を抜粋して読み返してみますと、こうなっています。この間行われてきたふるさと納税には、他の自治体で行っている自治体ファンド、近隣の先進自治体で行っている成功事例を研究して、例えば天童市の返礼品127品目なども参考にしながら、本市の返礼品をさらに充実していくべきです。そのため、本市の出身者や本市を応援していただいている全国の皆さんにふるさと納税を通じて協力いただけるよう、十分な体制にしていく必要がありますと申しあげたのであります。

その十分な体制がしっかりこれからつくられるかというものが私は今後の再発防止にも大きく影響するんだと考えております。

私自身も初心に戻って、市長のお言葉を借りれば、生まれ変わる覚悟でこの制度の趣旨を再認識し、信頼回復のために努力してまいる所存です。よろしくお祈りします。

さて、次の通告番号2番、さがえっこの輝く未来、明日への希望を実感できる真の学校施設整備についてでございます。

1つ目が学校施設整備計画改定に係るスケジュールについて、これは先日、私どもに議員懇談会の中で示されたものであり、既にホームページにもアップされているところであります。

質問の趣旨ですが、全国的に政府自民党が進

めるコスト削減、新自由主義的な地域再編のため、政策誘導による学校統廃合が急増して、例えば義務教育学校や小中一貫校を用い、旧学区の全小・全中をまとめる広域学区が既に出現しているのであります。

本市の当初計画も同様の問題が明らかになってきており、市民が反対の意思を示しておりました。昨年示された追加検討案について、さらに議論を深めていくことが重要であると思いません。

1つ目の質問ですが、このスケジュールを拝見すると、9月に素案策定、10月に地域説明会やパブリックコメント、そして12月の教育委員会にかけて改定と計画されていますが、これはあまりにもタイトなスケジュールではないかと思われまます。当初計画が出されたときと同じ轍を踏むのではないかと心配しております。素案の中に市民の意見がしっかりと反映されるのか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

学校施設整備計画改定については、これまで行ってきました説明会等でいただいた御意見を踏まえて、令和5年12月に学校施設整備計画の改定をするための準備を進めております。今年1月に、副市長を委員長とした学校再編や公共施設の在り方に関する庁内調整会議を設置し、全庁的な検討をスタートしております。また、教育、まちづくり、環境などの専門家により組織される学校再編に関する外部有識者会議を立ち上げる予定です。外部有識者会議は、会議を公開し、傍聴を可能にする予定です。また、市のホームページ等を通じて、有識者会議の会議録を開示したり、御感想などをお寄せいただけるよう、準備を進めてまいります。

そして、昨年3月の計画策定後に、これまで1年ほどかけて実施してきた説明会等でいただいた御意見や外部有識者会議の内容を踏まえ、

9月のなるべく早い時期に改定版の素案を皆様にお示しできるよう作業を進めてまいります。10月より、説明会、パブリックコメントを実施する予定ですので、そちらでも御意見をいただきたいと思えます。説明会では、素案がつけられた経緯や内容について丁寧に説明をしてまいります。そして、12月には改定版を策定する予定としております。

10月の説明会、パブリックコメント等でいただいた御意見や、これまで多くの説明会等でいただいた市民の皆様の御意見を踏まえた、よりよい計画となるよう進めてまいります。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私は、そのタイトなスケジュールについてちょっとどうなのかと質問したところでした。このスケジュールを見ると、講演会の講師も東洋大学の長澤教授を予定しているということでありましたし、また、外部有識者会議のメンバーも公表され、東北大学、山形大学、東北文教大学、東北芸術工科大学の教育、まちづくり、建築の各専門家で構成するというところで、市民も新聞に出てちょっとびっくりしたというふうなことがありました。

講演会の講師の方は、文部科学省の統廃合の推進論者だというふうな市民の方もおりました。中立性が本当に担保できるのかというふうに疑問に思っておられました。私もインターネットで長澤教授の著書を拝見すると、工学部建築学科の御専門で、木を使った開放感のある建物の新しい価値創造、地域づくりを提唱していらっしゃる方なんですけれども、残念ながら教育の御専門とはちょっと言い難いのかなという感じでした。

東洋大学PPP研究センター長の根本教授らと共に、この学校統廃合の合意形成の手法まで唱えていらっしゃるグループがあるんですけれども、まさに新自由主義的な経済合理性の推進を進められるのではないかとというふうに不安に

思うわけですが、このような選抜、講師の選定などについてお尋ねしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 寒河江市では、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、これが実現できるような教育を目指しております。そのために学校施設整備計画をお示しして、新しい時代の学びに対応した学校施設を検討しております。今後、ICTの活用などにより学びのスタイルが多様に変容し、これまでの協働的な学びに加え、時間や場所に限定しない個別最適な学びを可能にすることが求められています。

例えば、学校施設全体を学習に利用するというふうな発想に立って、教室だけではなくて、校内のあらゆる空間、廊下や階段、体育館などの様々なスペースを、時には一斉に、時にはグループや個人で学んだり相談したりできる空間として柔軟に活用できる環境が必要であると考えています。

このたびの講演会の目的は、学校の統廃合ということではなくて、こういった寒河江市の目指す教育と、それを実現するためにどのような学校施設、どのような施設整備が必要か、市民の皆様、保護者の皆様と共有するために、学校施設整備に関する専門家である講師をお招きし、開催するものであることを御理解いただきたいと思います。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市民の合意を得るためには、もっともっと時間をかけて丁寧に進めていかなきゃならないというふうに率直に思います。このタイトなスケジュールの中で、有識者会議、外部からの意見も出てくるんでしょうけれども、その中で時間的な制約はできるだけ排除すべきではないでしょうか。

そのため、御提案なんですけれども、要望ですけれども、出る前のこの素案の骨子について

はもっと前倒ししていただき、7月の下旬、有識者会議の後あたりに市民に明らかにしていただき、十分な説明を行っていただきたいと思えます。そうでないと、当初の計画が出たときのような拙速な進め方で終始してしまうのではないかと非常に心配されるからであります。

次に、それも関連してなんですけれども、これまでの市長及び教育長の議会答弁との整合性についてお尋ねします。

これまでの御答弁を抜粋しますと、教育長は、市民から要望された事項も当然しっかり検討して考えながら、今後とも丁寧な説明を行い、よりよい学校施設の整備に向けて計画の一部変更ということも視野に入れながら、時間をかけて検討してまいりたいと考えております。これは昨年9月議会。市長部局と連携しながら、市民の合意を得るために、時間をかけて丁寧に進めていく。これも12月議会で教育長が御答弁されています。市長におかれましては、教育長から、よりよい学校施設の整備に向けて、時間をかけて検討していくということですので、私としては、市の教育委員会のそうした取組姿勢を尊重していきたいと考えておりますというふうに9月議会で御答弁されていると。

私がこの一般質問したものを議会だよりの質問と答弁ということで掲載になった文言を読みますと、学校の経営には保護者をはじめ地域の皆様の御理解と御協力が不可欠です、よりよい学校施設整備を目指し、時間をかけて丁寧に説明を行い、検討してまいりますと、このように出ているわけでありまして、9月から12月までの高速道路に乗るようなハイスピードの決定というものはいかがなものかと思えますけれども、教育長、市長のこの答弁の整合性についていかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 ただいま議員からありまし

たとおり、これまでの議会答弁では、市民の皆様から御意見を伺い、時間をかけて丁寧に説明し、共通理解を図りながら進めてまいりたいと答弁してきたところでもあります。

説明会につきましては、昨年5月から始めておりますけれども、昨年10月の第2回地域説明会の開催や11月の第2回保護者向け説明会の開催、また、今年1月からは小学校や幼稚園に出向いての説明会など、全部で39回の説明会を行ってきたところであり、それらの説明会でいただいた御意見を受け止めまして、計画の一部変更も含め、検討を進めているところでございます。

今回、学校施設整備計画に係るスケジュールをお示しさせていただきましたが、議員御指摘の、検討する時間が短く、丁寧な説明や時間をかけて検討するとのこれまでの答弁と違ってくのではないかとのことですが、これまで申しあげましたとおり、昨年来、説明会等を重ね、得られた市民の皆様からの御意見については丁寧に対応してきたところでもあります。

今後におきましても、これまで同様に丁寧な説明に努め、市民の皆様との共通理解を図りながら、よりよい計画となるよう検討を進めてまいりますので、整合性は図られるものと考えております。

なお、説明会につきましては、先ほども申しあげましたように、幼稚園等からの要望を受けて出向いての説明会も行っているところです。今後も、町会等の各種団体等からの御要望を受けて出向いての説明会も引き続き行ってまいりますので、ぜひともお声がけをいただければと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私からも御答弁申しあげたいと思いますが、学校施設整備に関しましては、これまでも申しあげてきておりますけれども、やはり地域の皆さんの理解の下に納得した形で進

めていくのが何といたっても基本であります。そういう考え方は一貫して持っているところでありますし、教育長からも答弁申しあげましたが、これまでもでありますけれども、これからも丁寧な説明に努めて、地域の皆さんが御理解をした上で、そして地域の皆さんの意見がより反映された学校施設整備計画になっていくということを我々も期待しているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私は、陵西中学区や三泉小学校など、何より学校を失うかもしれない地域に果たして子育て世帯が戻るのだろうか、あるいは、今後衰退していってしまうんじゃないかということが地域の方に懸念されているから申しあげているんです。

これまで、さくらんぼの学習や伝統文化を継承してきた小学校区、コミュニティーが簡単に壊されてしまうのではないのでしょうか。そして、このような家族と小学校区の単位の町会など、自治組織が最も強く地域の学校統合に反対しているのであります。何よりも地域で子供を育てることの教育的価値を実感として認めているからこそ、これまでの長い歴史をつくってきたからこそ抵抗するのだと思います。

これまでの経過や御答弁を踏まえ、素案をつくるまでに、市民の会の要望である都市計画やまちづくりとの連動を具体的に示していただくとともに、学校がなくなる地域の合意を事前に得ていただきたい。そして、市民ファーストの姿勢を堅持し、市民の皆さんの意見をしっかりと尊重していただきたい。外部有識者である専門家の意見は、これはこれとして大変大事ですが、あくまでも参考意見としていただきたい。市民ファーストということをぜひお願いしたいと思います。

続いて、市民の命と暮らしを守る安全で安心な減災・防災対策について、通告番号3番につ

いて御質問させていただきます。

(1) 白岩地区、醍醐地区、柴橋地区など、地滑り、急傾斜地崖崩れの土砂災害防止対策、指定警戒区域の安全性についてお尋ねします。

鶴岡市で昨年、大みそかに起きた深層崩壊の土砂崩れがありまして、今後の気象危機によっては本市でも同様の災害が起こり得る可能性が高まっていると専門家が指摘しております。県の資料によれば、急傾斜地、この防災マップの中にも示されているわけですが、地滑り危険4か所、指定イエローの箇所が14か所、急傾斜危険地域が41か所、その指定のイエローが84か所などとホームページでも掲載されているのであります。

土砂災害防止対策と安全性確保は本当に大丈夫なのかということで市民からも聞かれました。鶴岡市の災害現場ではボーリング調査などを行い、地質の確認や地下水の状況などを確認し、適切な対策につなげていく必要があると、日本地すべり学会の元会長である山形大学名誉教授の八木浩司教授が助言されているのであります。

急傾斜地の土壌の風化が進み、大雨や大雪、そして今、雪解けになっているわけですが、このような大災害が起きてしまうことを教訓にしながら、今後の対策について、市長にお伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 急傾斜地の土砂災害防止対策と安全性確保について、お答えを申しあげたいと思います。

御案内のとおり、急傾斜地の土砂災害防止対策につきましては、昨年の第3回定例会でもお答えを申しあげているところでありますけれども、山形県が指定しております急傾斜地崩壊危険区域の整備ということで、令和2年7月豪雨の際に発生いたしました白岩地内の土砂災害に対する斜面の対策工事が令和5年度まで行われているところであります。また、砂防関係施設

長寿命化対策事業として、慈恩寺地内において令和3年度から急傾斜施設の修繕工事が行われているところであります。

本市といたしましては、県が実施しているこれらの急傾斜地崩壊対策事業などに対しまして、応分の負担をさせていただいております。事業費の20%ということで負担をさせていただいておりますし、今後におきましても、地域住民の安全性の観点から、引き続き地域の皆さんの要望あるいは危険箇所の整備については、県をはじめ関係機関などに要望していく考えであります。

それから、安全性の確保につきましてはありますが、一例といたしまして、急傾斜地崩壊危険区域の適正な管理の観点から、山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱及び山形県地すべり急傾斜地等巡視業務実施要綱によりまして、市長の推薦に基づき知事が委嘱をした巡視員19名の方がいらっしゃいますが、その方に市内各指定地の巡回、また、山腹崩壊などの巡視業務を行っていただいているところであります。

また、寒河江市に大雨警報などが発令された場合には、当然のことながら、市道のパトロールに併せまして、目視でありますけれども、本市の職員が急傾斜地の巡視を実施しているところであります。

しかしながら、御案内のとおり、土砂災害は突発性が高いわけでありまして。甚大な被害をもたらすということもあるわけでありまして、昨年、2022年に防災マップを新しくして発行させていただきましたが、そこにも記載させていただいておりますけれども、様子がおかしいなと感じましたら、土砂災害の危険のある場所から速やかに少しでも離れた場所へ避難していただくということを市民の皆様にはお願いをしているところであります。

寒河江市では、昨年12月末に発生いたしました御案内の鶴岡市崖崩れ災害を受けまして、2

月5日号の市報に併せて、土砂災害に対し周知を図るべく、全戸回覧をさせていただいたところであります。

今後におきましても、急傾斜地崩壊対策事業、それから危険箇所の整備などに関しましては、県と連絡を密にいたしまして、関係機関などに要望を行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほど、市内巡回の巡視員19名の皆さんがいらっしゃって、常に住民と共に危険の察知を行っていらっしゃるということですが、やはりいつ起きるか分からない災害ですので、もっともっと知識を高めていく必要があると思います。指定対象地区の市民あるいは自主防災組織の役員を中心に、ぜひ専門家を招いての防災セミナー、また、被災地の現地視察などを行っていただきたいと要望したいと思います。また、県の崖地移転補償の制度に関するセミナーなどももっと増やしながら、新築移転のことについてももっと広報していく必要があると思っています。

最近では、大江町との行政界に近い県道におきまして崩壊が起きました。ここは、4月に行われる県縦断駅伝の2日目の寒河江―大江間6.2キロの重要区間の途中ということもありまして、優勝を狙う寒河江西村山チームにとっても非常に迂回路を使わなきゃならないということで心配しています。ここも県の道路パトロールの皆さんが定期的に確認をしている中で起きた崩壊ということで、非常にびっくりしているわけですが、ぜひ、そうしたことも含め、広報を強化していただきたいなと思います。

続いて、(2)の想定される山形盆地断層帯直下型巨大地震対策について、特に公民館分館など、公共施設の安全性についてお尋ねしたいと思います。

地震時の避難行動については、市のホームペ

ージなどに記載されている情報がありまして、山形盆地断層帯、この断層帯全体が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震が発生する可能性がある、今後30年間に地震が発生する確率はほぼ0%から8%で、これまでに調査が終わった全国の活断層の中では高いグループに属するということが明記されているのであります。

ちなみに、7年前の熊本地震がマグニチュード7.3、最大震度7、死者273人、負傷者2,809人、住宅崩壊全壊が8,667棟、半壊が3万4,719棟という大災害でありましたし、今回起きたトルコ・シリア巨大地震がまさにマグニチュード7.8なのであります。

ここ山形盆地においては、マグニチュード7以上の巨大地震が起きるかもしれないという十分な備えが必要なわけですが、ここで質問ですが、災害時に自主防災組織の活動拠点となる公民館分館などの耐震対策が十分なものとなっているのかということで、地域の公共の建物の安全基準が満たされているのか、市長にお伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 防災対策関連ということで、私のほうからお答えを申しあげたいと思いますが、御案内のとおり、市内には61の公民館分館があるわけでありまして、公民館分館につきましては地域住民が集う身近な施設ということで、地域コミュニティーの拠点となっておりますので、その安全性の確保は大事であります。

そうした観点から、新耐震基準を適用した建築基準法が改正、施行されました昭和56年6月1日より前に工事着工した17の分館について、平成20年度に策定した寒河江市建築物耐震改修促進計画に基づいて、平成24年度から26年度にかけて耐震診断を実施したところであります。その結果、診断を受けた全ての分館が震度6強から7の地震が発生した際には倒壊する可能性

が高いと評価をされて、それぞれの分館において補強工事などによる耐震化あるいは新築移転などの対応が取られてきたところでもあります。

市としても、平成25年度から分館などの耐震化に向けた補助制度を整備いたしまして、これまで10件の支援を行ってきているところでもあります。ただ、それぞれの地域の事情などもありまして、これまでに対応が進んでいない分館は3件ございます。

今後におきましても、教育委員会と十分連携の下に、全ての分館などの耐震化に向けて、この補助制度の活用を促すなどして、取組を継続して実施し、地域の皆さんが安心して利用することができるように市として支援をしてまいりたいと考えているところでもあります。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 まだ3件の分館が今後耐震補強工事などの課題がある、ちょっと危険なところだというふうなことでしたけれども、この公民館分館と同様に、活断層に近い公民館の類似施設、集会所なども多々あるわけであります。そうしたところについても、耐震対策についての啓発をぜひ行っていただいて、いざ地震が来たときに、初動体制で、建築士がここは大丈夫な避難所だというふうにオーケーが出るまでやっぱり避難できないわけですし、その建物の安全性をこれからもしっかりと高めていただくことが十分な備えにつながっていくと思います。これについても、ぜひ要望させていただきます。

次に、(3)西村山地域医療提供体制における災害時の救急医療等の整備についてでございます。

2月13日の西村山地域医療提供体制検討会で決定された新年度4月からのワーキンググループによる新病院の検討がいよいよ始まるという予定になっています。この日の会議で示された資料によりますと、新病院に求められる医療機能のイメージとして、1つは中等度から比較的

軽度な救急患者に対応できる2次救急、2つ目が回復期・慢性期の療養リハビリ、3つ目が一般入院・外来ということで、4つ目、災害時や新興感染症対応の災害医療等ということで示されているのであります。

病床数や診療科は今後検討されると思いますけれども、本市を含め、西村山地域の特殊性、つまり災害が起きやすい地域、周りは本市でいえば川に囲まれていて、山が背後にあって、洪水や崖崩れ、さらには地下には活断層があるという非常に危険なというか、安全性をしっかりと取っていかないと駄目なところだと思いますし、そのための災害時の救急医療を最重要な課題としていただきたいと思うのです。

私も議会の市立病院検討特別委員会において、先般、県立新庄病院や米沢市立病院を行政視察、これはオンラインも含めてさせていただきました。新庄病院については今年の10月1日に開院予定で、総合サポートセンターや地域救命救急センター及び地上ヘリポートを整備し、救急医療機能を強化するとなっています。また、新庄市の夜間休日診療所の機能をこの新病院に移転して、救急医療の効果的かつ効率的な運用を進めますとなっているのであります。

そこで質問ですけれども、この西村山地域の医療提供体制における災害時の救急医療について、市長はどのように整備しようとしていらっしゃるのか、お考えをお伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問にございましたが、2月に行われました第3回西村山地域医療提供体制検討会において、県から新病院の機能の想定でありますかね、想定イメージということで示されたわけでありまして、先ほどありましたけれども、4つの機能を想定しているということであります。2次救急、回復期・慢性期、それから一般入院・外来、そして御質問のあります災害医療等ということで、災害時とか新興感染

症の対応なども想定をしているということですが、先ほど来ありましたけれども、大規模な地震、それから毎年のように起こる大雨、台風など、災害が身近に起こり得る状況を考えれば、当然こうした機能を考えていかなければならないと思っているところであります。

県から示されたイメージをたたき台として、今後、ワーキンググループでどのような機能を持った病院にしていくかということが鋭意検討されるということですので、現時点で具体的な内容をお示しすることはまだできないわけではありますが、我々としてはまず第一に災害に強い病院を整備していくということが何としても必要不可欠ではないかと考えています。

病院の現状を見てみますと、もちろん耐震化はなされているわけではありますが、例えば災害における停電時の発電、蓄電設備でありますとか、院内の患者、医療従事者及び搬送されてくる被災者に供給する水源についても十分に確保できるかとか、建設から大分長期間経過した現在の施設整備よりは、やはり自然エネルギーの活用なども含めて、時代に即応した機能を充実して備えていくということが災害に対応する中核病院として大変重要な役割を担っていくのではないかと考えているところであります。

また、山形市内の災害拠点病院でありますとか西村山郡医師会と新しい病院の役割分担などについてもしっかりと、このワーキンググループの中でも当然でありますけれども、しっかりと議論を進めていっていただいて、災害に強い西村山の中核病院となるよう、ワーキンググループを踏まえて、この幹事会においても継続して協議をしていきたいと考えております。

先ほど休日診療所の話も、新庄の場合のお話もありましたが、これについては行動計画でもお示しをしておりますとおり、この西村山地域医療提供体制を検討していく中で一緒に検討し

ていくということにさせていただきたいと考えております。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 災害に強い病院ということで、災害インフラの本当に最重要なハード整備となると思います。ぜひ、その中で、今後のワーキンググループの中で、新病院が地元にとってもそうですし、その中で働く人たちにとっても生きがいを持って働ける、そうしたいい病院にしていただきたいなということがございます。これも要望として申しあげたいと思います。

私は、議員に立候補した8年前から今日まで、今日32回目の質問になったわけですが、8年前の公約の一つに、本市の教育の充実、そして安全・安心、命と暮らしを守るということを課題としてまいりました。特に教育については、児童生徒の皆さんが大切な未来の創造者であり、牽引者になっていく宝物であって、さげえこの未来を築き、明日への夢と希望の道筋をつくっていく、そのことが私たち大人の使命であると思っております。

残念ながら、前教育長や前教育委員の任期半ばの突然の辞任という前代未聞の出来事もございました。今回示されたスケジュールもありますけれども、当初計画案の拙速過ぎる決定、パブコメはじめ、市民の意見集約、反映の仕方に様々な問題や課題があったがゆえに、今後の市民の納得と民主的な決定が当然であると思っております。

もう一つが、いつ災害が起きるか分からない今だからこそ、安全・安心のハード・ソフト整備、災害に強いまちづくりは待ったなしであります。そのために、今後の地域医療提供体制の充実について、今ほど市長からありましたけれども、喫緊の最重要課題だと思っております。

こうした重大な課題、命と暮らし、そして学びを守るために、私自身、政治生命をかけて、市民の皆さんと共に今後とも取り組んでまい

決意でございます。

そのような覚悟を込めながら、来月、市民の皆様より厳しい審判を受け、再びこの壇上に戻ってこられるよう努力を重ねてまいりますので、引き続き、市長はじめ執行部の皆様の御指導を賜りますようお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○伊藤正彦議長 通告番号4番から7番までについて、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

最近、高齢者を狙った強盗が多く、殺人にまで至っています。動けず、自分より弱い人間を狙うなど、人としてのモラルや道徳心など、かけらもありません。逮捕されるのは30代後半から40代と、これからの日本を背負っていくはずの青年です。貧困で、今すぐお金が欲しいと、闇バイトのサイトにつながり、犯行を繰り返すということでした。私の子供も同じ世代です。何がこのように道を踏み外してしまったのでしょうか。本当に悲しい気持ちです。貧困や虐待は連鎖すると言われていています。この連鎖を止め、いかに日本を立て直していくか、政治が問われているのではないのでしょうか。

また、しんぶん赤旗の日曜版の調べでは、全国300の自衛隊基地を化学、生物、核兵器の攻撃に耐えるような整備をする。これには東根市の神町駐屯地も含まれています。全国どこでも戦場となることを想定した計画を防衛省が立てていたことが分かりました。敵基地攻撃能力の保有という大軍拡を狙う岸田政権は、計画の全貌を国会にも国民にも隠しています。日本共産党の穀田恵二衆議院議員の国会追及に、浜田防衛大臣は、集団的自衛権行使として敵基地攻撃すれば、報復攻撃で日本に大規模な被害が生ず

る可能性があることを認めています。今回の文書は、日本全国が大規模な被害に遭うことを前提に、防衛省が全国の自衛隊基地を整備する計画を立てていたことを示しています。5年間で43兆円の大軍拡のうち、基地の強靱化は5年間で4兆円を充てる計画です。

評論家の故加藤周一さんは、戦争の準備をすれば戦争になる確率が大きい、平和を望むならば平和の準備をしたほうがいいと述べていました。日本が今やるべきは、戦争の準備ではなく、憲法9条を生かした平和外交ではないでしょうか。

いろいろな犯罪や子供が貧困に陥っている現状など、今考えると、軍拡などを本当に考える時期ではないのではないのでしょうか。平和が一番です。

昨日、4年ぶりに開催された春を呼ぶコンサートで、寒河江市出身のピアニスト、柴橋の方と書いてありました佐藤晴香さんの演奏や合唱を聴いてきました。久しぶりの感動を味わうことができました。佐藤晴香さんは小学生の頃、学校になじめずにいたんだけど、小学校4年生のときに交歓音楽会にピアニストとして参加して、そこから自信が出て、本当に学校生活が楽しくなると、涙ながらに話しておりました。当時の記憶が戻ったのでしょうか。私も何かとても幸せな気分になり、本当にピアノがあってよかったなと思いました。こんないろいろな経験を積める寒河江市は、本当にいい市だと思います。

私は、日本共産党と、この質問に関心を寄せている市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号4番、安全・安心なまちづくりのための防災についてです。

11月29、30日、令和の会の方などと7名で、東日本大震災の復興や防災について、南三陸町と気仙沼市を視察させていただきました。震災

の遺構の見学や、当時、防災危機管理課の方、議員だった方の生の声を聞くことができました。津波などの被害を想定した避難訓練など、地域を挙げて行ってきたが、津波の大きさが想定を超えていた、それでも第1次避難所、第2次避難所と避難し、命を守ることができたなど、お話を伺いし、地域を挙げての避難訓練など、心の片隅に意識を持つことが重要、地域の防災リーダーの重要性も認識してきました。

気仙沼市の震災遺構の向洋高校は、エレベーターがあったので4階までエレベーターで行ったところ、4階に車がひっくり返っておりました。津波の大きさに、本当に驚愕してまいりました。震災時は、学校に残った教員は、屋上に至る階段の屋根に上って被害を逃れた、生徒は第1次避難所に走って逃げた、その避難所のお寺の方が、そこも防災無線で津波を察知して、そこも危ないと判断し、第2次避難所に4キロほど走って逃げたということをお話されていました。本当にそのときの判断が命を救うのだということを実感できました。

さて、先ほど市長からもありましたが、2022年度版として、これです〔資料を示す〕、防災マップと我が家のタイムライン、防災タイムラインです。これを全戸に配布してくださいました。各家庭に配布した防災マップなど、多くの地域が本当に真っ赤になるような浸水想定区域になっています。この浸水想定区域はどのような降水量を想定しているのか、お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員から、防災マップに記載しております洪水浸水想定区域について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

初めに、最上川は国管理のところでありますから、この洪水浸水想定区域については、平成29年1月20日に国土交通省が水防法の規定によ

り指定し公表した想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示しているところであります。また、寒河江川、沼川の洪水浸水想定区域については県管理で、令和元年3月26日に山形県が水防法の規定により指定して公表したものでございます。

この区域の前提となる想定最大規模の降雨量はどのようなものかということ、これは全国を15の地域に分けて、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定しているということであります。

この想定最大規模降雨量というのは、最上川、寒河江川、沼川共通で、最上川流域の2日間の総雨量が295ミリとなっているところであります。この295ミリというのはどのくらいの量かということだと思いますけれども、令和2年7月豪雨、7月26日16時から29日12時までの68時間で199.5ミリが左沢の観測所で記録されております。これは、1時間当たりになると2.9ミリになるんですね。ですから、48時間で295ミリというのは、1時間当たり換算すると6.1ミリになります。ですから、令和2年7月豪雨の2倍以上の雨量を想定して設定していると言えるのではないかと思います。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 かなり大水害を想定しているということのようです。この浸水区域になると、本当に逃げ場を失う住民が多くなるのではないかと思います。やっぱり降雨量などは事前に分かることが多いと思います。今は線状降水帯が何時から何時とか、結構、天気予報も100%とは言えませんが、予測できるような状況にあると思います。分かることがあるのであれば避難行動を促していくことというのが大事で、何回も避難しても災害が小さくても、みんなでおかたね、水害にならなくてというような意識を醸成していくことが大事なのではないかと

思います。今、逃げるということが一番大事な
ことだと思うので、そういう意識づけをやっ
ぱり考えていくべきではないかと思ひます。

あと、避難所に行くとき、自分が思ひように動
けない、思ひようなことができないというこ
とも多々、思ひうのでうちにいるはと思ひてし
まう方もいらっしやるのではないかと思ひので、
やっぱり避難所をきちんと整えていくというこ
とも重要なのではないでしうか。

次に、我が家の防災タイムラインの活用につ
いてです。

柴橋地区や南部地区など、防災タイムライン
の活用を始めている地域もありますが、まだま
だ活用できていない地域が多いのではないでし
うか。配布されたことさえ理解していない市
民もいるような状態があるのではないでしうか。
せつかくあるこの大事な資料を周知徹底し
て活用していくには思ひうことについてどのよ
うにお考えか、お伺ひいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問のありました防災タイム
ライン思ひうのは、市民の皆さん一人一人の防
災行動計画となつてるところでありまして、
先ほどありましたが、風水害、それから土砂災
害など、気象情報などによつて、事前にある程
度、状況が予測できる場合に、自分自身が取る
標準的な行動を時系列的に整理して、自ら考え
命を守る避難行動の一助にしていく思ひうもの
であります。また、この防災タイムラインを作
成することによつて、改めて住んでいる地域の
地理的な特性による災害リスクなどを認識して、
各家庭の状況に応じて自ら避難行動を考えるこ
とで、いざ思ひうときに落ち着いて行動を考え
ること、落ち着いた行動を取ることが可能にな
る思ひうことであります。また、防災意識の向
上も図られていく思ひうことので、大変、我々は
メリットがあるのではないかと認識をしており
ます。

寒河江市では、昨年10月に本楯地区、それか
ら南部地区、日田地区、三泉地区などの洪水浸
水想定区域約4,700世帯にこのタイムライン作
成キットを配布させていただいたところであり
ます。

なお、今年度においては、南部地区の町会長、
それから自主防災組織の役員会、さらには高松
地区の社会福祉協議会からも依頼があつて、研
修会に職員を派遣してタイムライン作成につ
いて説明をさせていただいているところであり
ます。

市としては、引き続き自主防災会などの皆さ
んの御協力をいただきながら、このタイムライ
ンの意義と作成について広く周知を図つていき
たいと思ひているところであります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 市長もおっしゃつておりました
が、大洪水にも土砂災害にも備えるため、大事
なタイムラインではないでしうか。いつ襲つ
てくるか分からない水害に対応できるように、
赤い浸水区域や土砂災害区域など、早急に周知
し、タイムラインを家庭で考える機会をつくる
上でも、登録していただいた防災士の方の協力
も得て、タイムラインの考え方や書き方の研修
会など、小まめに開催してはどうか、お伺ひ
いたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、防災士の方か
らは、自助、共助、協働を原則として公助との
連携に努めていただいて、減災と防災力向上の
ための活動が期待されているところあります。
特に被災時などには、防災士の方や自主防災組
織の方々が中心となつて避難所運営なども担つ
ていただきたいと思ひておりますし、日頃の防
災訓練あるいは自主防災組織活動への参加など
によつて、住民の方々に対する防災意識の向上
に向けた取組などについても御協力をいただき
たいと思ひているところあります。

寒河江市では、御案内のとおり、令和3年度に防災士の資格を有し、市や地域の事業などに協力いただける方の登録制度を創設して、現在13名の方から登録をいただいているところであります。

今、御質問にありましたが、地域にお住まいの登録防災士の方からの協力をいただいて、タイムライン作成の研修会などを開催していくというのは大変有意義な御提案であると思いますので、関係者の御意見などもお伺いしながら、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 命を守ることがやっぱり大事だと思います。ぜひ、避難に関する計画など、多くの市民一人一人のものになるよう働きかけをお願いしたいと思います。

次に、今後の防災についてです。

南三陸町は、海岸部の住居や公共施設を高台に移転していました。全住民の移転が完了したということで、職員の皆さんも、そのお話をされるときはとても穏やかな顔で安堵した様子がありました。海岸部に商業地、居住地は高台、本当に住み分けをしておりました。

やっぱり水害や地震など、いつ起きるか分からない、いつ起きてもおかしくないと言われていの中で、備えることは大事であります。短期の避難、長期の避難を想定して、備蓄品の充実など、どのように考え、どのようにしてきたか、お伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、市の地域防災計画における食料、飲料水及び生活必需品などの確保計画、それから市備蓄計画というのがありまして、それに基づいて、災害発生時に必要となる食料や生活必需品などを備蓄しているところであります。

市の備蓄計画においては、発災から3日間を

想定した備蓄計画となっております。具体的には飲料水、アルファ化米、パン、ビスケットなどの食料のほかに、段ボールベッド、毛布、マットなどを備蓄しているところであります。また、市民の皆さんに対しても、3日分程度の食料、生活必需品などの備蓄についてお願いをしているということでもあります。

長期避難が必要な災害が発生した場合などについては、現時点では国、県などの関係機関をはじめ、災害時の物資提供等を締結している事業者の皆さんの御協力をいただき、対応することと考えているところでありますが、3日以上短期、さらには長期の避難に係る備蓄品の充実などというのは、今後、専門家の御意見なども十分お聞きした上で広く検討していきたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 防災士の方は備蓄品などの知識が多くあるということもお伺いしております。この我が家の防災タイムラインの書き方と併せて、備蓄品のお話などもお伺いできれば、皆さんのものになるのではないかと考えられます。

3年前ですけれども、私もこの質問をして、備蓄品を3日分ぐらい用意しました。そろそろ賞味期限が来ているものが多くあるので、3月11日、今週の土曜日に朝昼晩、この備蓄品を放出して、3.11の思いを味わってみたいと思います。食べるものがなかったそうですけれども、備蓄していれば食べられるという思いで考えていきたいなと思います。

災害時、今後どのように避難所の開設や運営について周知していくのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定避難所の開設でありますとか運営というのは市が行うというのが基本であります。避難が長期化するという場合には、先ほども申しあげましたが、地域の皆様の

協力というのが何としても必要不可欠であると
考えております。

これまで市では、避難所業務を担当する職員
を対象にした開設訓練などを実施して、市民の
皆さんがスムーズに避難していただけるよう取
組を進めているところであります。引き続き、
様々な有事を想定した訓練を実施していきたい
と考えております。

なお、今年度の地域における避難所運営等の
取組について申し上げますと、柴橋地区自主防
災会連絡協議会におきましては、指定避難所運
営に関する理解と組織体制をテーマとして講師
を招いてワークショップなどを実施して、避難
所開設時における自主防災組織の体制や役割、
市との連携などについて話し合いを行って、地
域の方々の防災意識の向上と災害時に備えた取
組を行っていただいているという事例がありま
す。

市としては、こうした事例などを様々な機会
を通して情報発信させていただいて、各種事業
の実施についてもバックアップしてまいりたい
と考えておりますので、今後、各地域において、
そうした避難所開設などを想定した、より実践
的な取組を進めていただけるように、市として
も支援していきたいと考えております。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 コロナ禍の中、大規模な避難訓
練ができない現状がありました。それでも、小
さな単位でやっぱり避難訓練を実施するという
方向性で考えていかなければならないのでは
ないかと思えます。備えあれば憂いなしとい
うことわざがあります。何度も一つ一つ、や
っぱり市報などでお知らせしていくことが大
事なのではないでしょうか。また、大きな災
害時など、昼夜を問わず働く市の職員などの
訓練も継続して実施していくのが重要と思
われます。

以前もお話ししましたが、福祉避難所の問
題など、やっぱりまだまだ解決していない問
題もあるので、ぜひ避難訓練の実施とか、そ
うい

対象者の避難訓練とか、やっぱり小まめに継
続してやっていくということをはかしてい
かなければならないのではないかと思います。

災害はないことが一番です。来たらどう動
くかなど、備えはやっぱり重要です。今後
も、よりよいものを備えていくことが大事
ではないでしょうか。

気仙沼市の元職員の話ですが、避難生活
中、公私を問わず避難所の活動をしてい
た方ですが、歯磨きなど、口腔衛生にま
で気を回すことができなかつた。気づ
いたときには、口の中全体が歯周病に
なっていたそうです。退職後、ちよ
つと落ち着いたら、心臓に大きな病
気をしてしまったと話されていま
した。その方が言うには、やっぱり
口腔洗浄剤など必須と話されていま
した。備蓄品の一つとして加えては
どうでしょうか。

次、通告番号5番です……

○伊藤正彦議長 お待ちください。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

太田議員。

○太田陽子議員 先ほどの、訂正させてい
ただきたい点があります。気仙沼カ
イヨウ高校と申しあげましたが、
気仙沼向洋高校の間違いでした。
訂正させていただきます。

通告番号5番、物価高騰の中、市民の生
活を守ることにについてです。

今、誰と話をしても、電気代がびっくり
するほど上がったという話題です。
じいちゃんとかあちゃんが生きて
いた頃にガスは危ないのでオール
電化にした、今は自分が退職し、
家にいる、電気代が10万円を超
えた、電気代が12月の倍になり
4万円でびっくりした、日中は
なるべく電

気を使わないようにしているなど、話されています。みんな困っています。特に、年金や固定給の方が収入は増えないのに出ていくお金が倍になる。心も体も凍えてしまいます。

物価高騰で生活が厳しくなった市民生活を守る施策として、物価高騰や電気代、ガス代高騰の対応として市民に一律現金支給などを考えることはできないか、お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 行政報告の中でも申しあげておりますけれども、原油価格や穀物相場の高騰、円安による原材料費の高騰などの様々な要因が重なって物価高を招き、市民生活などに影響を与えているということから、本市におきましても、これまで市独自の対策としてプレミアム商品券の発行でありますとか子育て応援デジタル給付金の交付、さらには住民税非課税世帯などへの農産物支給、灯油購入費等助成の拡充などの対策について、市民の皆さんへの支援として取り組んできたところであります。

さらに、水道の基本料金につきましては、昨年の10月からこの3月までの半年間、家庭用、業務用問わず免除して、市民の経済的負担軽減のための取組を行ってきたところであります。

また、令和4年度は、国の制度として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金というものを住民税非課税世帯の方に対して給付しているところであります。さらに、電気・ガス価格激変緩和対策事業として、料金値下げに対する補助が令和5年の1月使用分から始まっているところであります。

国のみならず、県においても様々な対策が取られてきている状況にあるかと思いますが、しかしながら、議員御指摘のとおり、電気やガス料金について原料調達価格等の高騰などがあって大幅に値上げになっていくということも報道されているところであります。

こうした状況に対して、何とかそういう、議

員からは全市民への給付金の支給についてどうかという御提案でありますけれども、我々としても、これからの電気料金、ガス料金などの動向、さらには国や県の対策、そして他の自治体の取組などを十分考察しながら、どのような形で支援していくのがより適切なのかなども含めて、今後早急に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 飲食業の方なども、あと少し、あと10万円ほど支援があれば営業を継続できる、今のままではもう店を畳むしかないなどの声も寄せられています。チェリンPayなど、買うお金がなかった、買うところがないので買わなかったなどという高齢者の声もあります。4月からまた電気代が上がるということですが、どうなるのでしょうか。

先ほど市長からもありましたが、水道料金の基本料の免除など、寒河江市はいち早く実施しましたが、恩恵を感じるには他のものの値上げが多く、実感が湧かないのが現実ではないでしょうか。来月にはまた何千品目の値上げが予定されている。テレビから流れてきます。一品一品の値上げは僅かなんですが、1回の買物にすると、あれ、これしか買っていないのにとというのが、額にすると、もう金額に本当にびっくりする毎日です。

新しい電化製品は省エネだそうです、初期費用がかかります。二重サッシや高气密住宅なども省エネで電気がかからないといいますが、その建築をするのに費用がかかります。本当に今、このままではみんなが貧困化していくのではないかと不安になります。ぜひ、市民の生活を支える施策を、英断をお願いします。

通告番号6番、国民健康保険税についてであります。

このたびも、私は8,000枚ほど市民の皆さんにアンケートをお願いしました。その中で、や

っぱり国保税、介護保険料など負担が大きく大変だという意見が多く寄せられています。私も、退職後の国保税はびっくりするほど多く、重税感を実感しました。また、介護保険料も65歳になるとこんなに上がるのかと、ちょっと今、実感している状態です。

何回も質問してまいりましたが、子供の均等割についてです。今、本当に若い世代は大変な状態ではないでしょうか。それも自営業の方など、本当に苦勞されているのではないのでしょうか。子供の均等割の減免は、新庄市では15歳以下を無料にしています。寒河江市ではどのように考えているのか、何回も申しあげ、申し訳ありませんが、お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員からはこれまでも御質問をいただいているわけでありすけれども、未就学児の国民健康保険税均等割については、今年度から5割軽減ということで実施をされているところでありす。軽減した分については、国が半分、そして都道府県と各市区町村が4分の1ずつを負担するというところになっていす。

この問題、前にも申しあげておりますけれども、国民健康保険の都道府県広域化が進められて行われている中でありすので、市町村によってもあれですけれども、本市単独、独自ということではなくて、やはり国、都道府県、市区町村が一体となって進めていく、そういう必要があるのではないかと思っているところでありす。

今年度の全国市長会においても、国に対する重点提言として、子育て世帯の負担軽減を図るために必要な財源を確保するとともに、対象年齢や軽減割合を拡大するなどの制度を拡充することとさせていただいているところであって、今後とも国の動向などを我々としては注視していきたいと考えております。

寒河江市といたしましては、以前も申しあげておりますけれども、国民健康保険税の対象世帯の問題だけでなく、子育て世代の負担軽減を総合的に図っていくという観点から、様々な支援というものを重層的に行っていくという考えでありますので、その点については御理解を賜りたいと思ひます。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 15歳以下の子供は400名前後ぐらいたと思ひます。均等割は1人当たり3万4,900円。これで子供が3人いたら、幾らでしょう。12万円弱ですね。物価高騰など、本当に今、生活が大変なときです。子育て支援の一環として考えてほしいと思ひます。先ほどふるさと納税であった市長裁量の部分など、また、基金の取崩しなどを考え、この1年2年でやっている間に国も県もついてくるのではないのでしょうか。ぜひこれも英断していただきたいと思ひます。

通告番号7番、持続可能な寒河江市についてです。

視察先で、震災当時、危機管理課の課長さんだったという方に震災遺構を案内していただきました。一言一言に言葉の重みを感じてきました。想定外の大きな災害を経験し、自分の命だけでなく、住民の命を守ることが使命の公務員の生きざまを感じてきました。救えなかった命など、後悔の念を持って語られておりました。

全国では、公務災害と言われる長時間労働による過労死や過労自死など、痛ましいことが起きています。コロナ禍の中、より進んでいるのではないのでしょうか。私たち住民の命と暮らしを守ってくれる職員の人数は足りているのか、また、大きな災害時など、機能するのかなど、不安は尽きません。現状や今後の在り方について質問いたします。市立病院などを除いた現状をお答えいただきたいと思ひます。職員数についてです。職員数の現状と推移についてお伺い

します。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 職員数の現状について申しあげますと、市立病院職員を除く一般行政職員、それから調理師や用務員等の技能労務職員を合わせた数は、令和4年4月1日現在で318名となっております。

これまでの推移という御質問でありますので、推移を申しあげますと、昭和60年度に寒河江市行財政改革大綱を策定して、それ以降、行財政改革の一環として職員の在り方についても取り組んできた経緯があるわけでありまして、行財政改革は市民福祉を増進し、市民本位の市政を進めていくに当たって、持続可能な行財政基盤を維持するためには必要であるという認識をしているところでありまして、その中で組織や事務事業の見直し、民間委託や情報技術の推進などの取組によって定員の適正化に努めて、職員の採用を見送ることなどで職員数の削減も行ってきたところであります。

私が就任した平成21年以降について申しあげますと、給食の民間委託等に伴い、調理師などの技能労務職員の採用を見送ってきたところがあります。一般行政職員については、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しているというふうになっております。

以上であります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 適正化とお話がありましたが、今の人数が本当に適正であるとお考えでしょうか。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 適正かどうかという判断の基準というのはなかなか難しい面があるかと思いますが、県内の13市における令和3年度の人口1万人当たりの一般行政部門の職員数、人口1万人当たりに換算した場合の職員数を比較したところ、本市の場合は57人ということになってお

ります。13市の平均値は56人ということで、ほぼ同数ぐらいになっているんですね。総じて、本市においては平均的な職員数になっているのではないかと捉えているところであります。

現在、寒河江市におきましては、職員の適正配置に関しては各課などの事務事業状況や翌年度以降の事務実施内容などの聞き取りを行って、効率的な組織運営を考慮しながら進めているところであります。

一方、例えば大規模災害でありますとか、それから、このたびのような新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業とか給付金支給事業など、これまでになかった新たな業務がにわかに生じてくる場合もあるわけでありまして、そうした場合などには職員への業務負担が生じてくるケースもあるというふうには認識をしております。

今後とも部署間の相互応援といった柔軟な組織運営に努めながらも、職員の健康管理には十分留意をしつつ、業務全体を見据えながら適切な対応に努めていきたいと考えております。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 令和3年度総務省の地方自治体の職員の時間外労働の調査では、月100時間以上の職員が約6万8,000人、40時間から100時間未満は61万人という報告でした。週40時間で4週、1か月で160時間の労働時間と考えれば、100時間働くと1.6人分働いていることとなります。本市の時間外労働の現状はどうなっているのか、お伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院職員を除く一般行政職員、技能労務職員の令和3年度の時間外勤務実績を申しあげますと、1人当たり年93時間となっております。月平均にすると7時間45分になります。また、年間を通じて1か月当たりの時間外勤務実績で45時間を超え60時間未満の職員は延べ16人、60時間を超え80時間未満の職員

は延べ17人、80時間を超え100時間未満の職員は延べ9人となっております。

45時間を超えるような時間外勤務となった要因としては、ワクチン接種なども含む新型コロナウイルス感染症関連の業務、さらに選挙が実施されたことによる追加業務などが主な要因となっているところであります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 100時間を超える人はいなかったという御報告だと思いますが、長時間労働に関しての措置などはどうなっているのか、お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には所属長が所属職員の時間外勤務の状況を的確に把握して、人的配置が必要である場合などは、課を超えた協力体制でありますとか会計年度任用職員の採用などによって対応しているわけであります。また、全職員を対象にしてストレスチェック検査などを実施して、全体的なストレス状況を把握して職場環境の改善に努めているところであります。検査の結果、高ストレス該当者には、当該職員の申出により産業医による面談を実施することで、必要に応じて就業上の措置を行えるように対応しているところであります。

あわせて、長時間の勤務による職員の健康障害を防止する観点から、産業医による面接指導を実施しているところであります。この面接指導については、時間外勤務が月100時間を超えた場合とか、2か月から6か月のいずれかの期間で平均80時間を超えた場合には、産業医の面接指導が必須としております。また、時間外勤務が1か月当たり80時間を超えた場合や、2か月から6か月のいずれかの期間で平均60時間を超えた場合、さらには3か月連続して1か月当たり40時間を超えた場合などは、当該職員に面接対象である旨を通知して、その職員から面接実施の申出がある場合には面接指導を実施して

いるという状況であります。

令和3年度における面接指導の状況についてであります。面接指導が必須となった職員はおりませんでした。申出による面接指導が対象となった職員は15名おります。15名おりましたが、実際に面接を行った職員はいなかったところであります。

いずれにいたしましても、長時間勤務になってからの措置だけではなくて、長時間勤務にならない職場環境づくりというのが極めて大事だと、重要だと……。長時間勤務にならない職場環境づくりについて鋭意努めていかなければならないと思っているところであります。

先ほど、この面接指導について、時間外勤務が年100時間と申しあげましたが、月100時間を超えた場合の間違いでありましたので、訂正をお願い申しあげます。

以上であります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 全国的に見た感じよりも、寒河江市は健全な業務体制だということを感じました。コロナなど、今まで以上に業務の幅が広がり、一人一人の業務分担が多くなり、煩雑化しているのではないのでしょうか。隠れ残業などしていることはないのでしょうか。全国的には、医師による面接など、7割が行っていない現状があるということです。本人の過労に気づけず、大丈夫というので通常の業務を行い、脳疾患や心疾患で倒れてしまう、また、過労死や過労自殺に追い込まれるなど、懸念されます、住民のために働く公務員の命を過労死などで奪わない、職員数の適正配置を行うことが不可欠だと思います。

それで、今後の採用計画についてお伺いしたいと思います。本市に合った適正配置をどのように考え、職員採用していくか、お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 適正配置につきましては先ほどもお答え申しあげたわけでありますけれども、各課などの事務事業状況、それから翌年度以降の事業の実施内容の聞き取りなどを十分に行って、併せて振興計画、実施計画、あるいは行財政改革プランなどに基づきながら適正配置に努めているところでございます。

加えて申しあげるならば、令和5年度から職員の定年年齢の引上げが始まるということでもありますので、60歳を超える職員の働き方も本人の意思で選択できるというようになることから、当該職員の考えなどをしっかりと確認をして、人事管理に努めていくということも必要であります。

市民の命と暮らしを守る役割を担っている行政機関でありますから、やはりそれを担う人材の確保は極めて重要であります。したがって、職員の採用につきましても、持続可能な行政運営を念頭に置きながら、働きやすい職場環境づくりなど、総合的に勘案しながら取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 太田議員。

○太田陽子議員 職員の不祥事などは人員配置が足りていない状況から起きるのではないかと、私は考えています。施設内での虐待なども人が足りていない現象ではないかと思っています。市でもそうではないでしょうか。上司と部下のコミュニケーションなど、適切に行える配置になっていたのか。それぞれ多くの業務があり、報告、連絡、相談など、うまくいっていなかったのではないかと。不祥事は、もう起きてしまったことは取り戻せません。今後、同じ過ちを繰り返さないことが重要です。その地域に合った適正配置をと総務省が述べていました。このまま市民が安心して暮らせる寒河江市を継続するため、自治体職員の適正な数や配置を希望します。

昨日、大変よいことがありました。注文して

いたランドセルが届きました。12月議会でお願ひした、村山市で配付したランドセルと同じ型です。昨日開けて、何か約60年前に小学校のときにランドセルを買ってもらった喜びがちょっとまたよみがえってきました。今日、私、これをしょって、6年生になって私ぐらいの体格になっても十分しょえます。軽いので、ぜひこれも検討していただきたいなと思って、今日持ってきました。

4月に行われる市議会議員選挙、ぜひ勝ち抜き、市民の方の声を届け、福祉や教育の充実に努めてまいりたいと思います。この決意を表明し、質問を終わります。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○伊藤正彦議長 通告番号8番、9番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願ひいたします。

通告番号8、就学前幼児施設の問題について。

まず、通告書にあります就学前幼児施設という表記ですが、幼稚園や保育所、こども園の総称が思いつきませんでしたので、検索してみましたところ、総称はないとのことでした。しかし、ネット上では多くの呼称が提案されており、一番分かりやすかったこちらの表記を使わせていただくことにしました。ですので、この就学前幼児施設とは、幼稚園や保育所、こども園のことだということで御理解いただければと思います。

さて、今年度は、その就学前幼児施設のニュースが比較的多かったのではないかと考えております。私ごとですが、今年度は保護者会の役員として多くの保護者や保育士の方とお話しさせていただく機会があり、そのようなニュースを見るたびに不安に思う方も多くいるようでし

た。

1、バス内への置き去り防止対策について。

おとしの7月に、福岡県で子供が通園バスに置き去りにされて亡くなりました。昨年9月には、静岡県で3歳の女の子が置き去りにされ、亡くなりました。11月には、岩手県で小学1年生の男の子が通学バスの中に置き去りになりました。私たち保護者からは、あり得ないようなことですが、実際に何件か起きております。

それを受けた昨年9月の県の調査では、バスに安全装置を設置しているのは全体の3.2%だったそうです。そして、政府は今年4月から通園バスへの安全装置の設置を義務化し、6月末までに設置完了を目指しております。

そこで、本市の通園バスの調査結果と、6月末までの設置完了に向けての進め方など、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員から、バス内への置き去り防止対策ということで御質問をいただきましたが、市内の保育施設などのうち、通園バスを利用している施設は、市立保育所では4施設で4台、民間立幼稚園では2施設で6台、民間立認定保育園では2施設で2台となっております。合計で8施設で12台となっております。

市では、令和4年10月に、通園バスを利用する全施設の実施調査を行いました。全ての施設で適切に利用児童の所在確認が行われておりました。また、実施調査時点においては、全ての通園バスに安全装置は設置されていないということを確認しております。

安全装置の設置については、先ほどありましたが、令和4年12月下旬に国から通知があり、可能な限り令和5年6月末までに設置するよう努めることとされているわけですが、運転手による車内確認や乗降確認の際のチェックシートの記載などの措置を実施することによって、令和6年3月31日までの間、設置を猶予す

る経過措置が定められておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、安全装置設置義務化に併せて、国から安全装置設置に対して補助を行う方針が出されたところではありますが、実際、1台当たりの補助単価が示されたのは1月27日と下旬でありましたので、市の当初予算編成段階においては、安全装置の本体価格と設置費用などを含めてどの程度の金額になるかまだ明確に分からない状況であったために、当初予算ではその関連の事業費は計上されておらないところであります。しかしながら、通園バスを所有する全ての保育施設などにおいて安全装置設置の意向を確認しておりますので、国が示す期限内に設置完了できるように、今後速やかに対応してまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 来年の3月まで条件を満たせば延ばせるということでしたが、やはり一番危険なのは、車内の温度が上がる夏場だったり、かなり下がる冬場でしょうから、ぜひ早め早めに進めていただけるように取り計らっていただければと思います。

その11月の岩手県の事故ですが、小学校1年生の男の子はバスに取り残されましたが、自分でクラクションを鳴らして周りに知らせたようです。閉じ込められたら、クラクションを鳴らす。たったこれだけで、1人の子供の命が救われたわけです。安全装置に関しては、子供が簡単に操作できないようにされるはずですので、通園バスに乗る子供たちには、閉じ込められたらクラクションを鳴らすなどの何か、ある程度教育といいますか、訓練のようなものをしておくべきかなと考えますが、これからそういった幼児施設に対して指導や対応、子供の教育など、実施するようなお考えはありますか、お聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の通園バスの事故を受けて、安全装置の設置などを含めた自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の規定というのが児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に新たに盛り込まれているわけであります。これは令和5年4月1日から施行となる改正内容であります。これは通園バスの運行に限らず、園外活動の際の自動車利用にも適用されることとなりますので、その点については、市内の全ての保育施設などに周知を図っているところであります。

利用児童の所在確認を含む自動車の安全運行というのは、当然のことながら保育施設などを運営する者が果たすべき義務でありますので、利用児童への教育ももちろん大切でありますけれども、まずは全職員がこの内容を理解し、取り組んでいくということが極めて重要であると思っておりますので、全ての保育施設などにおいてこの基準に沿った適切な対応がなされるよう、引き続き指導してまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひ徹底していただきたいと思っております。

それと、保護者に対しても、例えばおうちでそのようにちょっと家でやってみるなんていうのもいいかと思っております。うちも、上の子に家で教えたら、音が鳴るのが楽しくて結構すぐ覚えましたので、ぜひそういったことも保護者にも周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、不適切保育についてお聞きします。

こちら、一時期ニュースで騒がれておりました。静岡県の認定こども園で、保育士が園児の腕や足をつかむ、バインダーで頭をたたく。仙台市の認可保育所で、暗い部屋で園児に給食を食べさせたり、園児のおでこを指ではじいたりする。沖縄では、施設に4時間預けられた乳

児が心肺停止の状態で見送られる、信じがたいことなどが起きました。

これを受け、厚生労働省は全国の自治体や保育園などを対象にした実態調査を始め、不適切保育や虐待の把握とともに、自治体の対応状況などを調べたようです。この調査についてはまだ結果が出ていないようですが、同じ厚生労働省の19年度の調査によると、全国で345件の不適切保育があったと発表されております。

しかし、私が知る保育士さんたちは皆、本当に頑張ってくださいしていますので、本市にはそういった事案はないのか、お聞きしましたところ、過去10年ほどですが、不適切保育の実態はないとのことと安心しております。

さて、ある調査によりますと、不適切保育が発覚したきっかけは、7割が内部告発のようです。昔、ある子供が通っていた保育園で、虐待疑惑が浮上していました。そのことを内部告発した保育士さんは、証拠がないと言われ、取り合ってもらえませんでした。その保護者に事情を話し、保護者が児童相談所に電話をしましたが、児童相談所には管轄外ですと言われ、警察にも証拠がないと動けないと言われ、結果、その保護者は子供を転園させたそうです。

このような事例をなくすためにも、勇気を出して、悪いことを表に出そうとしている人の言葉を埋もれさせてしまわないためにも、内部告発などを聞く窓口、ホットラインが必要であると私は考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 不適切保育、あつてはならないわけでありましてけれども、この不適切保育のみならず、保育施設等の運営全般についての問合せ、相談の窓口として、保護者の皆さんへ配付している重要事項説明書などに記載しておりますが、保育施設等の担当課である子育て推進課、それから第三者委員として主任児童委員の連絡

先などが明記されているところでもあります。同様の内容は、全ての施設の入り口などにも掲示してもらっているところでもあります。現在掲載している連絡先内容は、電話番号とファクス番号のみになっておりますが、さらに子育て推進課のメールアドレスを追加させていただいて、電話でもなかなか相談しにくい内容などについて気兼ねなく相談できるよう、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひそこにSNSも加えていただければ、もっと気軽に相談ができるようになるのかなと思いますので、検討のほう、よろしくをお願いいたします。

こういった問題は責任問題にもなりますので、現場の保育士さんはなかなか上の人には言えないことだと思います。今回も、園長が保育士に対して余計なことは言わないように誓約書を書かせたり、虐待の事実を隠蔽しようとしたことなどもあったようですので、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

不適切保育に一番効果的なのは監視カメラだと思います。市内の保育園にはカメラがあるところもあるそうです。ある保育士さんにお聞きしましたら、自分たちはしっかりとした保育をしている自信があるから監視カメラに撮られても何の問題もない、しかし、見る人によっては注意をしている場面を虐待だと感じる人も中にはいるかもしれない、そうすると適切な注意などもできなくなってしまう、そうなるのが怖いとおっしゃっておいりました。

ある園では、いつでも好きな時間に保護者が保育の状況を見られるようなライブカメラを設置しているところもありますが、私はそこまでは必要ではなく、不適切保育などが疑われるときだけ確認できるようなカメラがあるというのが理想なのではないかと考えます。

そこで、市ではそういった現場への監視カメ

ラについてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 保育現場への監視カメラの設置ということについて、市立保育所について申しあげますと、市立保育所へのカメラ設置を検討していく場合には、緊急時に活用する監視カメラとして活用するのか、例えば最近いろいろな事件が起こっておりますけれども、不審者が入ってきた場合などに使うような防犯監視カメラとして使うのか、あるいは、今回御質問にもありますけれども、保育の状況を常に確認できるようなライブカメラとして使って活用していくのかなどということについては、やはり運用していく上でのルールづくりというのが必要かなと思います。

先ほど議員からも御指摘がありましたけれども、保育士さんなどの勤務などにも影響が出てくる場合も懸念されるわけでありまして。そういったことから、保育現場、そしてもちろん保護者の方からも理解をいただきながら進めていくというのが大変重要でないかと思っております。

現時点においては、市立保育所には監視カメラを設置しておりませんが、国では、現在取りまとめている不適切保育に関する調査結果などに基づいて何らかの方針が示されるのではないかとということで注視をしているところでありまして、それらを参考にしながら対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 保護者としてはやっぱりカメラで保育の状況が見られるというのはすごく安心はできるんですけども、保育士さんたちのモチベーションといいますか、適切な保育の中で注意をすとかというのも絶対必要ですので、そういったことができなくなるというのは本当に保育士さんがおっしゃっていましたがけれども、

僕もちょっとどうなのかなと思いつつ、メリット・デメリットがあり、正直何とも言えないなど感じておりますので、国からの指針が示され次第、ぜひ対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、子供の施設外への出入りについて、お伺いいたします。

昨年の4月、広島市の市立保育園で5歳の男の子の行方が分からなくなり、園の近くを流れる川で亡くなった状態で見つかりました。その保育園の園庭は生け垣で囲まれていて、内側に金属製のフェンスが設置されているところとネットが張ってあるところとあったそうです。ただ、ネットがあっても生け垣には切れ目のような場所があり、そこから男の子は外に出たようでした。

事故を受けて行われた広島市の緊急点検では、市立保育園88のうち、およそ9割に当たる77の園で園児が一人で外に出る可能性があり、施設の改善が必要だとしました。このうち、生け垣だけで園庭と園外が隔てられている箇所があった園は11、事故があった保育園はまさにそのうちの一つでした。

では、本市ではどのような状況なのか。市内にある就学前幼児施設では、園外に出てしまうようなつくりになっている施設がほとんどだとは思いますが、今後どのように指導されていくのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子供さんの園外への出入りについて、市立保育所に関して申し上げますと、全ての施設においてフェンスなどで仕切られているわけでありまして、園外に出入りできる可能性はあるものと認識をしているところでもあります。

今回御質問いただいた事例においては、設備に不備があったことも事故の要因になっていると理解をしておりますが、保育施設などにおい

ては月1回の安全点検というのが義務づけられております。修繕が必要な箇所については、適宜修繕を実施しているところであります。また、保育施設などにおいては、事故が起きてしまった場合の事故報告書だけでなく、事故のおそれがある事例をヒヤリハット報告書として職員間で共有して、注意喚起を促す取組が進められているところであります。

施設の構造上、園外への出入りを完全に遮断していくというのはなかなか難しい面もありますけれども、できる限り改善に努めていただくことをお願いしたいと思いますし、市としては、施設の安全点検結果について保育施設などから情報を随時提供いただくとともに、複数の人の目でしっかり確認するという基本を忠実に守っていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、安全かつ適切な保育が実施されるように、これからも指導してまいりたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕品議員 なかなか園全体を壁で囲ってしまうわけにもいかないですし、保育環境の面から、それと防犯の面から、やはり見通しのよさというのは必要だと思っております。ですので、子供に無理なく目が行き届く職員の配置や、子供たちへ、ここからは出ないようにしてね、危ないよなど、そういったものだけでもいいとは思っています。日々の教育で未然に防いでいただきたいと思っております。

先ほど太田議員もおっしゃっていましたが、虐待など、そういったものは適切な職員数の配置によって防げるものではないかと思っております。9月の議会でもお願いしておりますが、ぜひ、そういった現場の声を聞いていただいて、適切な職員数の配置などもお考えいただければと思います。

では次に、通告番号……

○伊藤正彦議長 お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時とします。

休 憩 午前 11時57分

再 開 午後 1時00分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

月光議員。

○月光裕晶議員 午前中に引き続き、質問させていただきます。月光裕晶です。

午後は柴橋地区の区長会の皆様方も傍聴に来てくださっておりますので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思っております。

通告番号9、コミュニティセンターについて。

皆さんも御存じのとおり、全国ではどんどんコミュニティセンター、以下コミセンと呼ばせていただきますが、増えております。本市でも、約3年前に柴橋地区公民館に併設してコミセンができ、地区住民により令和2年4月に柴橋地域づくり委員会が立ち上げられました。寒河江のコミセン発祥の地としての誇りを持ち、この3年間、コロナ禍で活動を制約されながらも、地域づくりの羅針盤となる計画書の作成、地区民のニーズをつかむアンケートや委員会による活発な意見交換、新企画の取組にも挑戦している状況です。そして3年経過し、いよいよ試行期間を終え、本格的に地区民が直接運営するのを間近に控えた今、これまでのコミセンの運営状況や成果、これからの課題等を整理させていただきます。

それでは、まずはこの3年間を通しての総評をお聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柴橋地区のコミュニティセンターの総評ということですが、ただいま月光議員からもありましたが、この柴橋地区コミュニティセンター、令和2年4月に開館をして、愛称、この木交流センターということになります。地区公民館を併用する形で運営されている

わけでありませんが、これまで生涯学習活動の拠点施設であった公民館の役割に加えて、このコミュニティセンターの併設によって、地域の様々な課題についてみんなで話し合いをして解決策を見いだして地域づくり活動につなげていく、そういう施設としての役割が加わったものと認識をしているところであります。

柴橋地区については、先ほどありましたが、地区の明るい住みよい地域づくりを進めることを目的に柴橋地域づくり委員会というのが立ち上げられて、令和3年2月に、地元にも愛着を感じ、夢と誇りの持てる将来像を描き、その実現を図るために柴橋地区の地域づくり計画書というのを策定されて、その中でこの木交流センターを教育、文化、スポーツや多世代間交流などの拠点として活用していく方針が示されていると承知をしているところであります。

しかしながら、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大が広がって、さらに制約も多くて、思うような活動ができなかったとも聞いているところであります。大変苦労されているとも伺ったところであります。

しかしながら、このような厳しい状況の中にもありましたが、市外のコミュニティセンターを視察に行かれたり、また、先進地の情報を収集しながら、地域の課題を地区の皆さんで解決していこうという強い意志の下で活動を進めていただいているわけでありまして、そういった意味では、地域づくりの手本となるものでありまして、柴橋地区の皆さんの熱意を大いに感じているところでございます。

以上であります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 運悪くコロナ禍でのスタートになってしまい、思うようにいかないことも多々あったかと思いますが、地域の皆さんはそんな中でも前向きに活動をなさっております。本当に私も地域づくりの手本だなど、そのように

感じた次第であります。

そのコロナに関しては、この頃はかなり世間の空気も落ち着いてきましたので、コミセンについてのこれからの運営についてお聞きしたいと思います。

平成30年当時、市からコミセン化に向けた方針として、他市町村にない寒河江型コミセンでの運営方針の説明がありました。実際のところ、地区住民は寒河江型というコミセンの在り方をあまり理解していないのではないかと思います。ここで改めてもう一度、確認の意味も含め、寒河江型コミセンの特徴やメリット・デメリットなどをお聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コミュニティセンターの運営については、各自治体によって、指定管理者制度にするとか、あるいは業務委託方式にするとか、あるいは職員を配置するとか、しない場合などもありますから、それぞれ様々な運営形態が実際取られているわけであります。

お尋ねの寒河江市におきます寒河江型コミュニティセンターの考え方については、設置後、数年間を試行期間として、現在のように市職員、それから地元精通した方をセンター長として配置することで、円滑に将来の指定管理者制度へ移行できるように十分な準備期間を設けているところがございます。そして、指定管理者制度に移行した後は、地元の実情に精通した方などが中心となって地域に根差した運営ができるようにしていくというのが特徴であると捉えているところであります。

このような特徴を生かしていくには、地元の皆さんで組織している柴橋地域づくり委員会に管理運営を移行するという事で、地域の皆さんが利用しやすい施設運営や自由な発想で地域独自の幅広い事業を展開していただけるのではないかと大いに期待しているところであります。そういった点が最大のメリットなのではないか

と考えているところであります。

デメリットということも御質問にありましたが、デメリットということではありませんけれども、新たに施設の管理業務が加わるということになるわけでありますので、最初の段階ではスムーズにいかないことも考えられますので、当然のことながら、移行後も市職員が様々相談に乗るなどして、連携を密にしながら対応していきたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 その地域に根差して運営されていくのがコミセンの在り方でありますので、ぜひ地域住民の方たちがもし運営するとなれば、その方たちの意向に沿ったやり方でといいますか、進めていっていただきたいと考えております。

次に、窓口の一本化についてお聞きします。

先日、これまでコミセンの運営に携わってきた方たちとお話をしました。そのときに、改善してほしい点として、コミセンのことを一手に引き受けてくれるところがあるととても助かることでした。確かに、コミセンでいろんな地域づくり事業などをやるに当たり、市役所のどの部署に相談していいかわからないようなことが出てきます。まれではあります、コミュニティセンター課なるものがあるところもあります。コミュニティセンター係のような専門部署を置いてある自治体が幾つかあります。まだ本市の状況ではそこまで必要ではないかと思いますが、これからのことも考えますと、せめて専門の窓口のようなものは必要ではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、御案内のとおり、コミュニティセンターに関する窓口というのは、市であれば企画創成課が対応しているわけであります。コミュニティセンター職員として、生涯学習課所管の公民館職員としての併任ではありま

すけれども、会計年度任用職員を含め、2人の職員を配置しているところであります。

生涯学習など、教育施設である公民館と地域づくりの拠点施設であるコミュニティセンターが併存しているわけでありまして、事業の内容によっては窓口が異なって、どこに相談したらいいか分からない、不便があるというような声もお聞きしているところではありますが、まずはコミュニティセンター職員へ御相談いただきたいと考えているところでございます。

今後、教育施設である公民館の位置づけについて教育委員会とも十分調整をして、コミュニティセンターの指定管理者制度移行後には専門の窓口を設けられるように検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 やはり窓口が幾つかあると、その事業の進め方としてもかなり遅れてきてしまったりですか、そういったことも考えられますので、ぜひ、これからのことを考えると、窓口があったほうがいいのかと思います。教育委員会のほうともぜひお話をしていただいて、進めていっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、運営指針の策定についてお聞きします。

市の新第6次振興計画にもありますが、今後、コミセンの運営に対し、指定管理の導入を検討するとありました。指定管理者がどの団体になるかは分かりませんが、地域のために安定した運営をするのであれば、まずは市の方針等を明確に示さなければならないと考えます。仮に、この木交流センターを柴橋地区などの地元住民が本格的に直接運営に当たるのであれば、3年間やってきた経験があるとはいえ、市の明確な指針なしでは自信を持って進めていくことは今後難しいのではないのでしょうか。

このことを踏まえまして、早急なガイドラインの策定は必須であると考えますが、御所見を

お伺いいたします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これからのコミュニティセンターの運営に対しての御意見をいただきましたが、コミュニティセンターの運営につきましては、先ほど来申しあげておりますけれども、これまでの生涯学習活動の拠点施設である公民館の役割に加えて、地域課題をみんなで解決して地域づくりを行う拠点施設として活用していただくことになるわけであります。現在の移行期間を経た後に、地元の皆さんに指定管理者としてお引き受けいただいて、柴橋地区の地域づくり計画書の目的に沿って地域の活性化を図っていただきたいと我々は考えているところであります。

そういった中で、月光議員から運営指針あるいはガイドラインの策定が必要ということでございますけれども、各地域の特色ある特徴を生かした独自のそれぞれの地域づくり計画書、計画を実行するためには市が策定した運営指針などに縛られることなく、地域の皆さんの自由な発想で進めていただくのがよいのではないかと考えておりましたが、今後、改めてその点については、我々としてはよりよい運営が行われるようにしていくにはどうしたらいいのかということを地域の皆さんとも十分相談をさせていただき、必要に応じて市としての適切な方向性を示し、地域の皆さんが自信を持って安心して運営していただけるよう対応を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 12月の議会でも、避難所のガイドラインに対して、やはり地域地域で変わってくるので、なかなか一括したガイドラインの策定は難しいのではないかと、私のほうから申しあげました。地域づくりについても、そういったことは今の市長答弁から当てはまるのではないかと考えますが、ガイドラインの策定は、

かなり大きな枠でつくっていただければコミセンの円滑な運営において必要になってくるかと思えますし、運営する地域の方の要望でもありますので、ぜひ前向きに御検討いただいて、早めの策定をお願いしたいと思っております。

次に、コミセンの普及についてお聞きいたします。

今現在、本市ではコミセンは柴橋のこの木交流センターだけとなっておりますが、法律により制限がある公民館よりも、自由度の高いコミセンのほうが現代の状況には合っているのではないかと考えます。

そこで、今後の本市のコミセンの普及についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柴橋地区の皆さんには、コミュニティセンターについてこれまで多大な御苦勞をおかけして進めてきていただいておりますことに改めて感謝、御礼を申しあげたいと思えます。

今、月光議員が御指摘のとおり、従来の生涯学習などの教育施設としての公民館の事業だけでなく、地元の課題を地元の皆さんが自由に、そして地域づくりに役立てていく活動の拠点としてコミュニティセンター化を進めていくということでもありますので、我々としては、他の地域でもコミュニティセンター化について進めていきたいと考えているところであります。

一方、そのコミュニティセンター化はそう簡単にできるものではないということもまた言えるわけでもありますので、寒河江市としては、市内で初めてコミセン化を実現している柴橋地区の取組をモデルとして検証させていただいて、指定管理者制度への移行の後に進める他の地区への展開にしっかりと生かしていくようにしていきたいと考えているところであります。

○伊藤正彦議長 月光議員。

○月光裕晶議員 やはり各地域地域で活動するこ

とによって各地域が盛り上がれば、それが市の活性化にもつながるかと思えますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

最後になりますが、今や地域づくり活動は、生涯学習だけではなく、防災など、さらに幅広い視点による活動が求められております。市の様々な政策を立案する中においても、その根源は市民生活であり、地域づくりが基盤でありますので、その地域づくりの中心になるコミセンの重要性というのはとても大きなものになっているのではないかと考えます。ぜひ今後も地域の声をしっかりと聞いていただいて、指針の策定など、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そして、今年度いっぱい退職なさる企画創成課の武田課長、コミセンのことでいろいろと相談に乗っていただき、ありがとうございました。武田課長が柴橋地区公民館の職員として在籍なさっているときに、お一るしばはし文化祭を発案してくださり、それが今もなお続く地区の大きな行事となっております。地域の方が感謝の言葉を口にしておりましたので、お伝えして、質問を終わらせていただきます。

散 会 午後1時21分

○伊藤正彦議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和5年3月8日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（14名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	16番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
武田伸一	企画創成課長	小泉尚	財政課長
東海林恒	防災危機管理 課長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	小林弘之	健康福祉課長
今野育男	学校教育課長	渡邊健一	生涯学習課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第1回定例会
 令和5年3月8日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○伊藤正彦議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○伊藤正彦議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和5年3月8日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	新年度予算編成について	(1) 新年度予算編成を終えての感想は (2) 新型コロナの今後の感染対策をどう考えるか (3) アフターコロナの対応にどう取り組むか (4) 観光振興についての取り組みをどのように考えるか	14番 柏倉信一	市長
11	防災訓練について	(1) 小中学校の防災訓練の実施状況はどのようになっているか (2) 防災訓練の重要性について		教育長
12	消防団活動について	(1) 団員が活動しやすい環境づくりについて (2) 幹部団員の任期について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1 3	教育問題	(1) 中学校部活の今後 (2) 小学校の読解力 (3) 不登校児童・生徒対策 (4) 教員の長時間労働対策	1 3 番 荒 木 春 吉	教 育 長
1 4	市立図書館	(1) 利用状況の推移 (2) 蔵書充実策 (3) 年間イベントへの参加状況 (4) 市立図書館の将来像		教 育 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

柏倉信一議員の質問

○伊藤正彦議長 通告番号10番から12番までについて、14番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 おはようございます。令和の会の柏倉です。今日の天候は、18度まで上昇する予想になっております。一日も早い春の訪れを期待したいと思います。

冒頭に、新年度予算の内示を直前に、本市のふるさと納税に絡む贈収賄事件が発覚。全国から貴重な浄財を本市発展のため提供いただいている多くの寄附者の方々、生産者の方々をはじめ、市民各位はもとより関係各位に対し、令和の会を代表し、衷心よりおわび申しあげたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

私自身、ふるさと納税については数回にわたり一般質問で取り上げさせていただき、この制度に強い思いがありました。先日の渡邊議員の質問にあったように、日本の地方自治は二元代表制であり、議会は行政に対し監視役という大事な務めを果たさねばならないわけで、このたびの事件で、その責任の重さを痛感しているところであります。

今後の対応については、現在、司直の手に委ねられている状態であり、一日も早く捜査が終結し、事件の全容が判明した後、背景をしっかりと

りと検証した中で再発防止に取り組むことは当然のことですが、現在、我々議員は改選の時期を間近に控え、市民の審判を受けねばならない時期であります。当然のことではありますが、立候補に当たっては公約を掲げなければなりません。そうした観点で、このたびの件は避けて通れない部分があります。いずれにせよ、何をしたいから立候補をするのか有権者に訴えるのは最低限の義務であり、議場における発言はそのベースとなるものであります。しかしながら、前段で申しあげたとおり不測の事態であり、答弁は限られたものになることも予測しておりますが、任期最後であり、質問に入らせていただきます。

通告番号10番、新年度予算編成についてお尋ねします。

新年度予算編成を終えての感想をお聞かせください。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

柏倉議員から新年度予算編成を終えての感想ということで御質問をいただきましたが、まずもってこのたびの贈収賄事件に関しましては、何度も申しあげておりますけれども、大変遺憾なことでありまして、二度とあってはならないわけであります。我々としても再発防止に向けて全職員一丸となって取り組んでまいらなければ

ばならないと、決意を新たにしているところでもあります。

御質問の新年度予算でありますけれども、去る2月21日に令和5年度の新年度予算ということで、216億2,000万円ということで議会のほうにも内示をさせていただいたわけでもありますけれども、この額については、前年度と比較してマイナス6.4%ということで、予算規模は減額しているわけでもありますけれども、これは令和2年度の当初予算と大体同じ水準であります。過去4番目に大きな規模であるというふうになっているところでもあります。そういった意味で、我々としては健全財政の堅持はもちろん基本でありますけれども、これまで進めてまいりました子育て支援の充実をはじめとする人口減少対策、それから、市民の皆さんが望んでいる安全安心なまちづくりなど当面する課題について取り組み、さらに新第6次振興計画の3年目でありますので、これを着実に進めていくことができる予算ではないかというふうに認識をしているところでもあります。

一方、これまでのと申しますか、3年前までと違いまして、予算編成時になかなか半年先、あるいは1年を見通した施策が打てない、つくれない分野も多々生じているのは事実であります。例えば、現時点において国の動向や感染症の状況などを見ますと、新型コロナウイルスの感染症の影響については収束していく方向ではないかと大変期待しているわけでもありますけれども、まだまだ不透明な状況でありますし、原油、物価高についても全く先が見通せない、ウクライナ情勢もありますけれども、そういう状況がありますので、市といたしましては、今後において適時スピード感を持ちながら、こうした分野について効果的な対策を検討する必要があるというふうに考えておまして、当然のことながら追加の予算措置が必要である場合には、速やかに補正予算を編成して対応していくこと

にしているところであります。

今回の事件を受けまして、ふるさと納税については減少するのではないかと予測の下に予算措置を行ったところでありまして、市民の皆様にも大変御心配をおかけしているわけでもありますけれども、先ほど来申しあげておりますとおり、来年度についても、寒河江市が前に進むための予算をしっかりと示させていただくことができたというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。

私なりに予算編成を拝見して、市長の答弁にもありましたように、今回の内容はある程度暫定的な部分もあるのかなというふうに感じておりました。補正予算対応というものをかなり視野に入れておられる部分もあるのではないかなというふうに感じております。前段のこともございましたし、短時間での熟慮の跡が私は感じられます。臆測かもしれませんが、歳入を動かせば、当然歳出も変更しなければならない。そうした中で、重要事業はやはり堅持をしつつも、財政の健全化を維持する。具体的に言うならば、人口減少対策、子育て支援などの柱となる部分は堅持した中で、長期的な視点での財政の健全化を維持するというようなことで、財調は2億円の増、市債残高1億1,000万円の減等々を見ると、短時間で本当に御苦労されたのではないかなというふうに思っております。新年度の補正予算に着目をさせていただきたいなというふうに思います。

次に、3年余りにわたり新型コロナの対応に苦慮してきたわけですが、政府は5月8日から新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類移行を決定。医療費や医療機関などの問題がはつきりしない部分もあるわけですが、今後も感染再拡大の懸念が危惧されるわけで、本市においても完全に終

結しているとは言い難い状況にあると考えます。

この件に関しましては、今議会開会日に行政報告で説明を受けておりますが、私が通告した時点では伺っておりませんでしたので重複する部分もあるかと思いますが、今後の本市における感染対策をどのように考えておられるのか伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます感染症対策ということで、御報告申しあげた部分もありますが、改めて最近の状況などもありますので、少し長くなりますけれども、御説明、お答えを申しあげたいと思います。

初めに、これまで実施してまいりましたワクチン接種については、国の方針として、昨日3月7日に開催された厚生科学審議会予防接種分科会において方向性が示されております。来年度は、現行の特例臨時接種の実施期間を令和6年3月末まで1年間延長して、希望者全員が無料で接種を受けられることとなっているところであります。特に、12歳未満の子供さんや乳幼児については接種開始からの期間が短かったため、現在、接種が認められている対象者へのワクチン接種が継続されることとしているところであります。また、重症化リスクの高い高齢者、それから基礎疾患のある方、重症化リスクが高い方が集まる場所でサービスを提供する医療機関や、高齢者・障害者施設などの従事者につきましては、希望すれば5月から8月の春夏に1回、そして9月から12月の秋冬に1回、最大2回の接種ができることとしているところであります。それ以外の、12歳以上の重症化リスクの高くない方などについては、9月から12月の秋冬に1回ワクチン接種ができることとしているところであります。

今後、医師会と協議し連携を図りながら、希望する市民の皆さんが円滑に接種できるよう体制を整備していきたいというふうに考えており

ます。

また、5月8日からは、新型コロナを感染症法上の2類から5類に引き下げて季節性インフルエンザと同等に位置づけることが決定しているわけであります。この変更によりまして、新型コロナへの感染対策は行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、季節性インフルエンザなどへの対応と同様に個人の選択を尊重することを基本とする考えへと転換していくことになるわけであります。

また、御案内のとおり今月13日からマスク着用の考え方の見直しなども行われるわけであります。行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重して個人の判断に委ねることを基本としていくわけであります。一方で、高齢者などの重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場面についてはマスク着用を推奨することとしているわけであります。このようなマスク着用の考え方の見直しが行われた後でも、引き続き基本的な感染対策として人と人の距離の確保でありますとか手洗い、手指の衛生、それから十分な換気などを励行していただくということになっているところであります。

また、寒河江市といたしましても、3月13日以降の市有施設などの感染防止対策などについて、職員のマスク着用や基本的な感染対策、来庁者や利用者へのマスク着用の有無などを取り決めるとともに、市有施設等の利用制限を全て解除することとしているところであります。

ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的に必要な応じた適切なマスク着用を呼びかけるとともに、施設の利用形態、利用者の状況などによって収容人数等の制限を検討していくことになろうかというふうに思います。

その際にも、市民の皆さんへ迅速に情報提供を行ってまいりますので、今後とも、感染予防、感染対策には御理解と御協力をお願いしたいと

いうふうに考えているところでございます。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 状況に応じて適切な対応を検討する、対応するというような答弁であったかと思いますが、振り返りますと、2020年のダイヤモンド・プリンセスの集団感染から新型コロナとの闘いが始まったわけで、確かに現在は小康状態になりつつあるというふうには思いますけれども、ここへ来てコロナの法定位置づけを5類移行されて、現実的な対応を自治体に丸投げのようで、困惑する部分も正直言って感じるところで、7日の公立高校試験の受験日の変更なんかも見ていると、やっぱりまだ新型コロナに対する対応というのはしっかりと精査していかなくてはいけない、対応を検討していかなくてはいけないというふうに思いますので、引き続き当面の感染防止に努められるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、昨今のマスコミ報道にも様々な地方自治体のアフターコロナ対応が報道されておりますが、まだまだ経済団体は多くの業種において厳しい対応を求められているのが現状と考えます。これまで本市が実施してきました支援策の実績については、先ほどと同様に開会日に行政報告で伺っておりますが、新年度予算編成に当たり、本市経済界に対する対応をどのように検討なされたのか伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この2月発表の内閣府の月例経済報告でありますとか、山形県金融経済概況における景気判断などを見ますと、生産や企業収益で、一部に弱さや持ち直しの動きに足踏みがあるものの、個人消費は新型コロナの影響を受けつつも持ち直しているとしており、全体としては一部に弱さが見られるものの、基調としては緩やかに持ち直しているところとなっております。

しかしながら、先ほど来ありますが、今後の

感染状況に関する懸念でありますとか、コロナ禍を経験したことによる価値観の変化やライフスタイルの多様化などによって、業種によってはコロナ禍以前の状況に戻ることは難しいのではないかと。さらには、原油物価高騰などの影響も重なって、厳しい状況が続くのではないかとという危惧があるわけでございます。

そうした中で、本市における新年度の商工関係の当初予算については、ポストコロナを踏まえつつも、経済成長を促す重要な時期というふうに捉えまして、新たな分野へのチャレンジや事業展開、販売力強化を図るための事業などに対する支援を中心に検討をしたところでございます。

また、商工業資金融資円滑化事業による中小企業振興資金制度のコロナ関連資金融資に係る元金償還も始まっておりますが、一方で原油、物価高騰等も重なって、業種によっては回復が遅れている事業所もあることなどから、借換えや返済条件変更などに関する支援についても対応すべく、保証料、補給金などに予算を増額計上し、今後も事業者の経営安定と事業展開について継続して支援していくことにしたところであります。

さらに、これまで新型コロナウイルス感染症拡大後、様々な経済活動の制限などによる影響に対して、冒頭の行政報告で申しあげましたが、事業者への給付金でありますとか感染拡大防止対策のための各種の補助金、また、プレミアム商品券発行などの地域経済への緊急的な支援を速やかに実施してきたところでありますが、こうした経済対策、当初予算には計上されておられないところでありますけれども、先ほど来考え方を申しあげておりますが、今後とも国及び県の経済対策、それから事業者支援の動向、さらには市の商工会など関係団体からの要望なども十分踏まえながら、その状況に応じて効果的な施策をスピード感を持って積極的に展開してま

いりたいというふうに考えているところでございます。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 経済も生き物と同じかなというように、状況が変わるわけですから、そのときそのときに応じた俊敏な、そしてまた迅速な対応を求めたいというふうに思います。

次に、観光振興について伺います。

状況が状況だけに答弁しづらい部分もあるかと思いますが、予算編成、基本方針の中でポストコロナを見据えた観光振興がうたわれております。単純にイベントを開催して交流人口を増やしても、経済効果が得られるのかは別問題であり、本市にお金を落としていただかないと意味がないわけですが、開会日の行政報告の中でやまがた音と光のファンタジア2022についての報告もなされ、今後も引き続き実施できるよう検討するとのことでしたが、四季のまつりなどの予算は大幅に減額されております。長期的な展望も踏まえ、今後の観光振興についての取組をどのように考えておられるか伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 初めに、今年度の寒河江市の観光振興事業について振り返ってみますと、感染防止対策を行いながら、ツール・ド・さくらんぼでありますとか3年ぶりとなる神輿の祭典、そして先ほど来ありましたが、やまがた音と光のファンタジアなどの各イベントをようやく、完全ではありませんが開催することができました。また、2年目となる慈恩寺テラスも順調に客足を伸ばしてきているところでありますが、総じて言いますと、やはりコロナの影響がまだまだ色濃く残った1年ではなかったかというふうに思っているところであります。

令和5年度につきましては、人々の感染症に対する意識も変化していくものというふうに考える、期待するところでありませけれども、各関係団体ごとのイベントに対する温度差なども

あるため、イベント実施に向けては臨機応変な対応と取組が必要であるというふうに想定されますので、当初予算においては、したがって部分的に必要な最小限額を計上をしたところでもございます。今後対応して、しっかりと予算を組んでいくということも必要なのではないかとこのように考えているところであります。

議員からは、長期的展望を踏まえた今後の観光振興についてということで御質問がありましたが、その点を中心にお答えをしたいというふうに思いますが、今、寒河江市におきましては今後の中長期的な観光振興の指標とすべく、本市の観光の将来像や基本方針、施策、取組体制などを示す寒河江市観光振興計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。現在作成中の計画案では、これまでの観光施策をさらに推進、発展する取組とともに、ポストコロナを見据えて、観光客の市内周遊につながる利便性や満足度向上を図る施策でありますとか、楽しみながらできる体験型観光メニューの充実などによる寒河江ファン、寒河江のファンですね、一度だけでなく何度も訪れてくれるような観光客の獲得を目指す施策など、新たな視点に立った取組を盛り込むべく、議論を進めているところであります。

また一方で、御案内のとおり県ではさくらんぼを核とした県産フルーツ情報発信事業による、県産フルーツの産地を実際に訪れ、フルーツを楽しんでもらうフルーツ・ツーリズムの推進や情報発信、そして体験の場となるフルーツステーションの検討など、新たな事業が計画をされているところであります。本市の観光を取り巻く環境が大きく変化することも予想されるところでございます。こうしたことから、ポストコロナなどの視点のみならず、県の取組動向などが今後の本市の観光施策を考えていく上で重要なポイントとなってくるものと思料されますので、現在作成中の計画については、これらの点

も十分視野に入れながら見直しを行っているところをごさいます。計画策定は今年の9月をめどにまとめてまいりたいというふうに今考えているところをごさいます。

いずれにしても、令和5年度における観光振興の取組については、何よりも、さくらんぼの時期の誘客というのが大変大事でありますので、お聞きをすると、6月に県が最上川ふるさと総合公園で開催を予定している「やまがた紅王」の本格デビューイベントなどもあるというふうに聞いておりますので、その点なども十分連携を図りながら、適宜スピード感を持って必要な対策を行うとともに、今後策定をいたします本市の観光振興計画を具現化するための予算なども追加しながら、将来を見据え、施策展開を進めてまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 私も同じようなことを考えておりましたけれども、やはり周りの状況が相当動くのかなというふうなことも予想される中なわけで、やっぱり状況を見極めた中で対応も検討していくべきだなというふうに思いました。

現在、ワールドベースボールクラシックを前に強化試合が連日報道されておりますが、あの経済効果は一体幾らになるのかなというふうに見ておるんですけども、恐らく天文学的数字になるのではというふうに思います。世界中を襲っている経済不況、また、新型コロナとの闘いでライフスタイルが大きく制限されている昨今、このたびの大イベントは日本中を元気にさせてくれる気がします。

本市においても、ゲームチェンジになるような本市の財産や本市の持ち味を充分発揮でき、活力が生まれ、交流人口の拡大、経済効果が見込めるような観光振興策をじっくりと思案をすべきと考えます。

次に、通告番号11番について伺います。

2011年3月11日の東日本大震災から12年が経過したわけで、3月5日の山新で大きく報道されておりましたが、復興もようやく落ち着いてきたところのようです。

この件は、次の質問で詳しく申しあげますが、昨今は予想をはるかに超える自然災害が全国、世界中で発生しております。いつの時代もそうだと思いますが、将来を見据え、子供のときから災害に対応できる訓練が重要と考えますが、現在、小中学校における避難訓練はどのように実施されているのか、教育長に伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

議員御指摘の避難訓練について申しあげます。

学校では、自分や他人の生命を尊び、安全に行動できる能力の育成、健康で安全な生活ができるよう安全に対する自覚を促し、危険予知能力を高め、判断力を養うことを目標に学校安全計画を策定しております。

避難訓練は、その計画において防災教育の分野に位置づけられております。市内小中学校では、地震や火災、不審者の侵入を想定した避難訓練を毎年2回から5回実施しております。

具体的には、浸水想定区域に指定されている陵西中学校では、地震、火災のほか、今年度9月に市防災危機管理課の職員に要請し、浸水を想定した避難訓練を実施しております。

また、土砂災害警戒区域に指定されている醍醐小学校では、今年度4月に職員の訓練、7月に県の砂防・災害対策課の職員を講師に招いた出前授業を実施しております。

今後も、学校ごとに想定されている自然災害に合わせた避難訓練を含む防災教育をさらに充実し、様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができる児童生徒の育成に努めてまいります。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 何だか、私が次聞こうかなとい

うふうに思っておったところを全部答えられたかなというふうに思っておりますけれども、要は被害が想定される、災害が想定される状況に応じた訓練をやっているというようなことだろうというふうに解釈をさせていただきました。全くそのとおりでなというふうに思います。

昨日の一般質問でも取り上げられましたが、昨年末に、会派視察で陸前高田、本市の菅原副市長の生まれ故郷である気仙沼市に復興の進捗状況を視察にお邪魔してまいりました。前問でも申しあげましたとおり2011年3月11日の東日本大震災から12年が経過し、ほぼハード面においては完全復興に近い状態となっておりますが、まだJRは途中の部分があり、BRT、バス・ラピッド・トランジットの略で、JRが復興に相当な時間を要することを視野に考案されたJR東日本が運営するバス高速輸送システムで交通アクセスが行われておりました。2日目に、気仙沼から陸前高田の先まで戻ったときにBRTを使い、2時間以上乗車させてもらったおかげでじっくりと景色を見ることができましたので、復興の状況を十分拝見することができましたが、バスとJRローカル線に5時間以上乗車して寒河江まで帰ってきて、交通費は何と3,500円でした。2日間で7,000円弱です。

これまでいろんな視察を経験してきましたが、2日間でバス、JRを使い、10時間以上移動して2か所しか視察できなかつたのは、幾ら公共交通機関を利用することになっている議員でもあまりに非効率的ではないかと思える部分でもありました。

少し横道にそれてしまいましたが、気仙沼の視察場所は東日本大震災遺構・伝承館。震災当時の向洋高校、水産高校で、校舎を裏側に新築している途中に大震災に遭遇したとのこと。海岸から150メートル、海拔ゼロから1メートルにあったにもかかわらず、1人の犠牲者も出さずことなく免れ避難できた学校として、まさに奇

跡を起こした学校であります。これは言うまでもなく、常に地震、津波を想定した避難訓練をしていたからにほかなりません。

1000年に一度と言われた予想をはるかに超える大災害であっても、取り巻く環境を視野に非常時の対応をどうするのか、危険な箇所だからこそ常に備えをしておくことで対応ができる。まさに見本であります。私たちは動画で、建物をはじめ車や電柱、船などが流されるさまを拝見してきましたが、学校においても、こうした災害を実際に目に見える形で体験することが大切だと思いますが、防災訓練の重要性をどのように指導していかれるのか、教育長の見解を伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 今、議員のお話にもありました東日本大震災の起きた3月11日が近づいてきました。議員がおっしゃるように、災害を実際に目に見える形で体験することは、防災意識を高める上でも、そして自分自身を守るためにも、とても大切なことだと思います。

私も、3月のこの時期に毎年のように被災地の石巻や女川に行っておりました。また、自分の娘たちにも震災のことを考えてほしいと思い、何度か連れても行きました。校長をしているときには、中学生に災害や防災について考えてほしいと思い、自分が見てきたこと、感じたこととお話をしました。

令和2年の修学旅行では南三陸に宿泊し、震災の語り部の方々から、子供たちのバスに乗っていただき、被害を受けた場所に行ってお話を伺う体験も取り入れたところです。標高20メートルの高台にある中学校の1階の天井まで津波が来て、避難されていた多くの方が亡くなられたことや、3階建ての校舎の屋上に避難しようと計画していた小学校では、震災の2日前、3月9日に起きた地震の後、屋上では危険かもしれないということで、向かいの山の神社に避難

することに變更していたので、子供たちの命が救われたといったお話を現場でお聞きしました。そのときの生徒代表のお礼には、平和な日常は当たり前にあるものではない、毎日に感謝しながら生活していきたいというふうな言葉もありました。

防災教育、防災訓練を行う際には、このように具体的事例を基に話をしたり、映像資料等も活用しながら、実際の訓練と併せて実施していくことが大切だと思います。まさかは起きると意識を持たせながら防災訓練を行うことが大事だというふうに考えております。また、そうした意識を持たせながら、様々な状況を想定した防災訓練や避難訓練を繰り返し実施していくことにより、自分や周りの人の命を守っていくこともできると思います。東日本大震災のとき、釜石市では、残念ながら多くの方が亡くなりましたが、釜石東中の生徒と隣の小学校の児童は全員無事に高台に避難することができました。これは、日頃からの防災教育と訓練の結果と言われております。

私が昨年度お世話になった保育所では、毎月避難訓練を実施しておりました。小さな子供たちでも、回を重ねるごとに素早く避難できるようになっていきます。まさかは起きると意識を醸成しながら、それぞれの学校でいざというときに本当に役立つ防災教育、防災訓練を行っていくよう指導していきたいというふうに思います。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 やっぱり、大人だってそうだと思うんですけども、実際その現場に直面した者というのは対応の仕方が全く違ってまいりますし、私らがお邪魔したその向洋高校というのは4階建ての建物で、最終的には屋上近くまで浸水してしまったということで、ここからどうやってあそこまで避難することができたのかなというのは、我々視察させていただいた全員が

感じたところだと思います。最初はお寺さんに避難をし、そのお寺さんでも危険だということでもっと高い高台のほうに移転し、そこでも危ないというふうに消防団から言われて、また別の場所に。要するに、短時間の中で3か所移動している。そして、結果的には2番目に避難したところで十分だったんですが、それを体験した子供たちが、今度、実際水が引いてから一生懸命被災された方々のお手伝いを買って出たというようなお話を聞きましたし、また、中学校では、中学校自体が体育館が避難所に指定されているというところがあって、でも、それでも3.11ですから直後に卒業式があって、被災者が体育館でぞろぞろと休んでいる、その脇で子供たちは卒業証書もらった。そういうことを体験した子供たちは、当然のことながら平和の尊さを十分感じてきたことだというふうに思いますし、そしてまた、助け合うということがどんなに大変なことか、大切なことかというのを身をもって体験していただいたのかなど。そういう意味で、このたびの質問をさせていただきました。

次に、通告番号12番、消防団活動について伺います。

昨年12月議会において、本市の消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正が議決されました。この改正は、消防団の現況に合った改正であり、的を射たものと評価をさせていただきました。

さて、私たち議員も職業柄、消防団員と交流を持つ機会が多々あるわけですが、昨今の団員のお話を聞くと、様々な職業に就いている団員が多いわけで、職場において消防団活動についての理解を得ることが先決のようです。当たり前のことですが、災害の連絡を受けた際、現場に駆けつけるには職場の理解が何より重要となるのは当然であります。そこで、消防団の活動について、団長名、あるいは市長名で、経営者

に何がしかの形で活動に対して理解を得るようお願い文など出せないものでしょうか。もちろん、これは団員個人の了解の下となるのは当然ですが、市長の見解を伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて申し上げますけれども、寒河江市消防団の皆さんには、本当に地域における消防防災の活動のリーダーとして、昼夜を分かたず住民の皆さんの安全安心を守る重要な役割を担っております。改めて感謝申し上げます。改めて感謝申し上げます。

寒河江市におきましては、先ほど来ありましたが、昨年策定いたしました寒河江市消防団ビジョンの中で、消防団員の加入促進、それから団員の負担軽減、それから処遇改善に係る取組などを定めさせていただいたところであります。特に、消防団員の加入促進の取組においては、消防団活動に対する勤務先の、事業所などの理解というのが何より不可欠であります。そういったことから、消防庁が推奨しております消防団協力事業所表示制度というのがありますが、その制度の周知を図って、協力事業者、事業所の表示証というのを交付させていただいているところであります。現在、本市においては8つの事業所にこの表示証を交付しているところであります。

御質問の職場における理解の促進ということですが、これまでも、必要に応じて市長、それから消防団長の連名で協力依頼の文書を雇主の方々に提出をして、消防団活動に御協力をいただいているところであります。引き続き市といたしましては、団員をはじめ関係者の皆さんからいろんなお声をお聞きしながらも、ぜひ活動しやすい環境整備のための努力を重ねてまいりたいというふうに考えているところであります。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 現況もお聞きをしまして、市

長の考え方もお聞きをしました。一番の問題は、やっぱり市内の職場じゃなくて市外の職場から出てくる団員の話の聞くと、やっぱり寒河江で火事があったのよと、寒河江が洪水で大変なのよと、それを同僚なり会社の上司なりに話をするときに、やっぱり御地でないというようなこともあるとなかなか出づらいとか、その辺の団員が活動しやすい環境づくりということでの御配慮をという点で、そういう視点から質問をさせていただきました。

次に、幹部団員の任期について伺います。

聞くとところによると、各分団長、副分団長の任期は、おのおの各4年とのこと。その後、本部付の副団長を1年務める。通算して幹部職に約10年程度務めることになるわけで、当然のことながら、その前に団員として活動しているわけで、この任期の長さが相当負担となっているというふうに聞いております。特に、幹部としての任期が長いのが厳しいとのこと。幹部となれば活動量も多く、期間が長いほど制約が大きくなる。ある分団長の話では、せっかく副団長にバトンを渡せるなというふうに思っていたところ、団長就任間近になって辞められてしまって、引き続き団長を務めることになり、副団長を引き受けてくれる人選をやり直しになってしまった、そんなお話も聞きました。

消防団のことなので、行政がどの程度関与できるものなのか分かりませんが、実態を調査してみてもとありますが、見解を伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度、消防団ビジョンを作成するために基礎調査をさせていただきました。幹部団員を含めて消防団員約700名を対象にアンケート調査を実施して、その中でいろんな御意見を頂戴したところであります。その意見の中には、やっぱり御質問にありました幹部職員の任期が長いといった御意見もあって、昨年、市消防団幹部会において、その幹部の任期につ

いて協議が行われたところでございます。

現在は、消防団の組織等に関する規則において団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期を4年ということで先ほどありましたが、この幹部会での協議を踏まえて、令和5年度より部長及び班長の任期を定めないこととして、今後、規則改正のための手続を進める予定となっているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○伊藤正彦議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今の部長、班長の件は私聞いておりませんでした。不勉強で申し訳ありません。

これまで、いろいろと申しあげてまいりました。改めて申しあげるまでもないことですが、予想をはるかに超える自然災害が頻繁に発生している昨今、消防団の存在が必要不可欠なのは明白であります。消防団を取り巻く環境に十分配慮しながら対応を進められるよう、提言をさせていただきます。

私の4月の選挙のキャッチフレーズは「子供たちに大きな未来を」であります。政治に携わる者の使命は、次の時代に何を残すかに尽きると思っております。政治の原点に立ち返り、審判を仰ぎたいと思っております。令和5年度が、我が寒河江市にとって夢と希望に満ちた安全安心なまちに向かって新たなスタートとなることを祈念し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○伊藤正彦議長 通告番号13番、14番について、13番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 ロシアのウクライナ侵攻の即時停戦を願い、トルコ・シリア大地震の被災者へのお見舞いを申しあげます。あわせて、あさって3月10日の東京大空襲、そして、その次の日の3.11の東日本大震災で亡くなられた方にお

悔やみを申しあげます。

通告13番の問題について質問いたしますので、教育長の御答弁よろしくお願いします。

最初に、13番の教育問題の①中学校部活の今後について伺います。

内田 良、斉藤ひでみの共著「教師のブラック残業」によれば、中学校教員の労働時間は小学校のそれよりも長く、日本独特の部活動の在り方が中学校教員の多忙化を生んでいる。中学校教育の労働時間は、2006から2016年の10年間で平日1日当たりが32分、土日1日当たり109分の増加があった。土日の急増原因は部活であり、土日1日当たりで64分もの増加があり、教員の働き方改革の中で部活動改革は最優先事項であるとの由。そこで、①の中学校部活の今後の展望について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 中学校部活の今後の展望についてですが、荒木議員がおっしゃるように教員の労働時間の長時間化は課題であり、時間外勤務の理由で一番多いのが部活動に係る時間であるということが挙げられています。また、部活動に係る課題として、教員の意思や専門性にかかわらず顧問を務めるという現在の体制があります。ほかにも、全国的に少子化が進み生徒数が大幅に減少する中、学校単位での部活動も厳しくなっており、部員不足のため校内でチーム編成ができないというふうな事例もあります。

そうした課題を受け、山形県では、生徒にとって望ましいスポーツ、文化活動環境の構築と教師の働き方改革の実現を目指し、部活動は平日のみとすること、休日の活動を希望する生徒は、地域での新たな活動としてクラブ等に所属するなど自由に選択して活動できるようにしていくという方針を示しております。

教育委員会としましては、生徒の主体性を育む活動を支援すること、これを最上位の目標と

し、生徒が主体的に参加できるスポーツ、文化環境の構築と教員の時間外勤務時間の削減の2つのことを実現できるよう、部活動改革を進めております。

内容としましては、令和5年度の新中学1年生から学校部活動への加入は任意加入とすること。令和5年から7年度の3年間で、地域クラブ等での活動が成り立つ仕組みを構築していくこと。令和8年度からは、学校部活動は平日のみとし、休日は地域クラブ等で活動することができるようになることを目指しております。

今年度の取組としましては、市内中学校校長と部活動の在り方検討会議、また、中学校PTA代表、市内スポーツ関係団体代表、市芸術文化協議会の代表を交えた寒河江市中学校部活動の地域移行に関する検討会議を行ってまいりました。また2月には、市内全小学校で寒河江市中学校部活動改革についての説明会を行ってまいりました。令和5年度以降は、子供たちの休日の活動について各関係団体と検討を重ねながら、できるところから地域へ移行していく計画であります。

各関係団体の皆様の御理解と御協力を得ながら、子供たちが主体的に活動を選択し、生き生きと活動できるような環境づくりに努めてまいります。

- 伊藤正彦議長 荒木議員。
- 荒木春吉議員 先週の、これ多分毎日新聞の地方版ですが、中学校部活について記事になっておりました。多分、先生の多忙化の原因は部活動、学校行事関連のせいかなと思っています。今教育長の答弁にあったとおり、できるところからやる。都会ですと、受皿があってそれなりに移行はできるかと思いますが、我々のような、大きなまちではありませんので、小さなまちではこの受皿の問題があってなかなか難しいのかなと。だから、文科省の最初の態度も何か少し柔らかくなって、地域の事情も勘案するような

態度出ていますので、それに準じて、我が市としてもできるところからやっていくというのが多分いいのかなと思っています。

今日の読売新聞に出ていましたが、中学校の先生の多忙化というんですかね、それで休んでいる先生が年間5,000人、そして職場で亡くなる先生が500人、その中で裁判というか、訴えて獲得する人が本当に1桁という状況なので、ぜひ、教える側が職場を休んでしまうような職場環境では困りますので、ぜひですね、生徒がちゃんとした教育を受けられるように、先生が潰れないような部活動にしていきたいなと思っています。

おととい私言われたんですが、同僚の若い議員に部活に関しては荒木さんに頑張っただけということだったので、あんまり粘ることはしませんが、できるところから、私が知っている有能な先生では、中学校の部活があるから私は中学校の先生嫌だという方がいますので、ぜひですね、ここは寒河江市教委としてもできるところから手をつけて負担軽減につながるようなことをやっていただきたいなと思っています。

次に、②の小学校の読解力アプリについては、いまだ実施されておらず、読解力についてに変更します。

石井光太著「ルポ 誰が国語力を殺すのか」の序章で、読解力の低下について記しています。2018年のPISA（生徒の学習到達度調査）の日本は数学が6位、科学が5位に対して、読解力が15位だと。その読解力について、市教委の見解を伺います。

- 伊藤正彦議長 佐藤教育長。
- 佐藤志津男教育長 議員の御質問にありました2018年のOECD生徒の学習到達度調査は、読解力について詳細な調査が行われたものです。調査結果を受け、当時の文部科学大臣は、読解力について低得点層が増加しており、判断の根拠や理由を明確にししながら自分の考えを述べる

ことなどについて、引き続き課題が見られるというふうに発言しております。また、この課題への対応として、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善や、言語能力、情報活用能力の育成のため、指導の充実が重要であるということについても触れております。

寒河江市の児童生徒の読解力について申し上げます。毎年4月に実施されております全国学力・学習状況調査の国語では、近年、小学校中学校とも読むことに課題があります。そのため、市教育研究所において、児童生徒の確かな学力の向上と小学校・中学校の授業改善のため、様々な研修を実施しておりますが、今年度は読解力の育成に重点を置いて取り組みました。

具体的には、今年度の4月、中学校1年生を対象にリーディングスキルテストを実施しました。その結果、特に指示語を理解する力、文章全体の要旨を理解する力、これに課題が見られました。この結果については、5月に市内小中学校の全ての教員を対象にした全体研修会を開催し、課題を共有しました。さらに、6月と12月に課題研究部会を開催し、リーディングスキルテストの問題や小中学校で使用している教科書を分析し、日々の授業でどのような指導方法の工夫と改善が図れるかについて研修を行いました。

この読解力は、学習の基盤となる言語能力として汎用的な資質能力であると同時に、児童生徒自らが情報を収集、整理、分析するためには欠かせない力であります。今後も、引き続き児童生徒の読解力の育成に力を入れ、確かな学力の向上に努めてまいります。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 次に、③の不登校児童生徒対策について伺います。

石井光太の同書第4章によると、文科省は不登校の定義を「年間30日以上欠席」としており、2020年度の統計によれば、小中高の不登校

児童生徒は19万6,197人となっている。ただし、病院で心の病気と診断された生徒は「病欠」として不登校から除外される上、30日に限りなく近い欠席や別室登校の子供の不登校予備群の数は、その3倍に上るという試算もあるから、実態はこれよりかなり多いと考えるべきだろうと記しています。

本市教委の不登校児童生徒対策について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 昨年の6月議会において太田議員より質問をいただいて答弁しましたが、令和3年度、学校を30日以上欠席した、いわゆる不登校と定義される本市の小学生は、ここ5年間で最多でありました。中学生については、平成30年度をピークに減少を続けていましたが、一転して増加に転じました。今年度の状況については3月下旬にまとまりますが、2学期終了時点で、児童生徒1,000人当たりの出現率で昨年度と比較しますと、中学生は44.3人となり、1.5人の増となっております。一方、小学生は1,000人当たり9.6人で、昨年同期比2.6人の増となっております。

マスコミ等で報じられているとおり、全国の傾向同様、本市においても不登校の子供たちは増加しており、特に小学生において顕著になっています。小学生の学年別の割合を見ると、ここ2年間、低学年の児童の割合が増加しておりましたので、今年度4月より、小学校の低学年担任の教員全員に不登校予防のための研修会を6回シリーズで実施してまいりました。

各学校の取組もあり、12月末までの結果ではありますが、低学年の不登校児童の出現率が昨年度の4分の1となり、大きく改善をしました。また、学校に行けなくても家庭の外で学習できる場としての寒陵スクールに、現在22名の児童生徒が所属しています。これは昨年度末より10名増え、一定の効果を上げているものと捉え、

さらに充実したものとなるよう検討しているところ です。

しかしながら、不登校状態から回復する児童生徒はまだまだ少なく、長期化する傾向にあります。また、中学2年生になると急増するというこれまでの傾向も続いております。

今後も、各学校において不登校の子供を出さない予防の視点を中心にしながら、子供たち一人一人がそれぞれの状況に応じて成長していけるよう取り組んでまいります。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 石井光太さんの本を読んで私が思ったのは、この不登校になった生徒が何が原因になっているのか分からないと。小学生ならしやうがないかなとは思いますが、中学生になっても原因が分からない、本人が何が何だか分からないと。これは、本人が言葉に表して訴えることができないわけですから、先生はもちろんのこと、スクールカウンセラーも対応するのが本当に大変なことなんだなというのは想像がつかしました。

学校に行っても就職するのが易しくないのに、学校行けない人が世の中の荒波にもまれるのはどうかなという、すごい危惧の念を覚えるわけですね。先生方には大変な仕事なんだなというのは分かりましたので、ぜひですね、小さなことからの積み重ねで、難しいでしょうが改善していただければなと思っています。

教育問題の最後、教員の長時間労働対策について伺います。

これも、内田、斉藤共著中、第2章「歯止めなき長時間労働 給特法のこれまでとこれから」で詳説しています。50年前の1971年に制定された給特法の実情が述べてあります。労基法と地方公務員法を無視するすごい法律です。

教員の時間資源を確保する観点から、本市教委の長時間労働対策について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 昨今、今議員がおっしゃった教員の長時間労働や、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法について、国会や文部科学省の中央教育審議会、マスコミ等で取り上げられるようになりました。

本市の学校に勤務する教職員の勤務状況について、今年度4月から10月までの半年間の結果は、以下に申しあげるとおりです。

労働基準法の時間外労働の上限規制で定められている月45時間を超える教員が、1か月平均ベースで小学校では33.8%、中学校では65.9%となっており、そのうち、過労死ラインと言われる月80時間を3.7%の中学校教員が超えています。また、小学校の6.3%、中学校の43.5%の教職員が、上限規制である年360時間を、この半年間で既に超えている状況であります。

こうした状況を少しでも改善しようと、各学校では、先ほど申しあげた部活動に関するもののほか、日課表の見直し、通知表の様式変更、会議のペーパーレス化等々に取り組んでおります。また、地域の方々に構成する学校運営協議会で話題にさせていただいたり、スクールボランティアとして教員の指導を支援させていただいたり、保護者や地域の皆様から多大な御理解と御協力をいただきながら、業務削減に努めております。

教育委員会としましても、教職員の業務軽減を図るため、校務支援ソフトや連絡網メールシステムの導入といった物理的な支援のほか、既存の考え方や在り方を見直して、会議数の削減やオンライン化等の変更を行ってまいりました。また、時間外勤務時間が月80時間を超えた教職員に対しましては、労働安全衛生法で定められているとおり、医師による面接指導を他市町に先駆けて行ってまいりました。1月末の時点で延べ35名に実施しており、該当の教職員には、学校を休むことなく勤務を続けていただいております。

ります。

山形県の教員採用試験の志願者数は減少傾向が続き、今年度の小学校教員の志願倍率は僅か1.38倍でした。また、採用5年目までの教員の退職者が平成29年度には13名だったのに対し、令和3年度は30名に増えています。今年度、市の校長会議や学校を訪問した際に繰り返し申しあげてきたのが、子供たちも教職員も主役の学校づくりに努めていただきたいということです。これは、教職員のはつらつとした姿が子供たちにとって大切な教育環境であるというふうに考えるからです。

今後とも、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、教職員の長時間労働について改善を図り、子供たちにも教職員にも魅力的な学校教育が持続可能となるよう努力してまいります。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今、教育長の答弁を聞いて、多分、分かっているんだろうなと想像します。我々人間にとって1日は24時間、もう決まっています。その中で、もう異常な勤務時間をするということは、私時間がなくなるということですよね。先生が我が子と会話も交わせず、自分の好きなこともできない。次の日、くたびれた表情で生徒に向かうなんていうのは、もう残酷物語以外の何物でもないと思います。もう、くたびれた顔で教育したって教育効果なんか上がるわけがないので、ぜひですね、ゆるゆるの私生活なんては申しませんが、それなりの私生活が持てるような勤務体系を築いていただければなと思っています。

続いて、通告14番の……

○伊藤正彦議長 荒木議員、お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、通告14番の市立図書館について伺います。

まず、①の利用状況について。

新型コロナが満3年目、ウクライナ侵攻が満1年を越して、行動制限緩和や物価高騰等の影響が出ています。我が市立図書館が竣工してからウン年が経過し、市民に心身ともに安息と刺激の場を提供していると信じています。

直近数年間の市民利用状況の推移について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 利用状況の推移についてお答え申し上げます。今年度は2月末日時点で、入館者数は6万9,660名、貸出し者数が3万52名、貸出し冊数が13万305冊となっております。現在の図書館が開館した平成3年度以降、コロナ禍前までは、一時期貸出し者数の減少は見られたものの、入館者数や貸出し冊数などにおいて順調に増加してまいりました。

しかし、令和2年度からは、新型コロナ感染拡大により入館者等が大幅に減少しました。コロナ禍前の平成30年と令和2年度を比較すると、令和2年度は感染拡大防止のため、休館や管内滞在時間の制限などを行っていたこともあり、入館者数では約39%減、貸出し者数では約27%減、貸出し冊数では約16%減となっております。ただ、今年度2月末時点において、コロナ禍前である平成30年度2月末時点と比較すると、入館者数は約31%減、貸出し者数は11%減と徐々に回復傾向にあると言えます。また、貸出し冊数においては約2%増となっており、コロナ禍前と比較して1人当たりの貸出し冊数が増加していることがうかがえます。

なお、現在の感染拡大防止対策は、人と人との間隔を空けるための座席数制限のみとなって

おり、これにつきましても、マスク着用が個人の判断となる3月13日より解除する予定であります。また、今年5月には感染法上における分類が5類になることなどから、入館者数、貸出し者数ともにコロナ禍前の利用状況に回復することを期待しているところであります。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、②の蔵書充実策について伺います。

私が市議当選時の20世紀、1999年当時の図書購入費は年間1,000万円と記憶しています。以来、4分の1世紀を過ぎて、現今の同購入費は年間750万円となっています。開館後経過し、増えていると思いますが、その充実施策について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 蔵書数につきましては、現在の図書館が開館した平成3年度からの推移を見てみますと、平成3年度は5万3,732冊、令和3年度は14万6,475冊と約2.7倍となっております。直近5か年の推移については、平成29年度は13万5,775冊、その後、年々2%程度ずつ増加し、令和3年度は14万6,475冊となり、平成29年度と比較すると約8%の増となっております。また、令和3年度末時点での蔵書分類は、一般書が10万7,969冊、児童書が3万2,219冊、視聴覚資料が2,736冊、雑誌等が3,551冊であります。

蔵書の充実でございますが、議員の御質問の中にありました1999年は開館から8年で、まだまだ開架、閉架ともに棚にも余裕があり、本の冊数の充実を図っているときでありました。現在は、既に開架、閉架ともに書庫は満杯に近くなっておりませんが、令和4年度の図書資料等購入事業予算は916万3,000円となっております、引き続き蔵書の充実を図っております。

今後は、冊数を増やすことに加え、本の質を充実させていくことにならうかと思っております。ま

ず、郷土資料の収集に引き続き努め、寒河江市の歴史文化を守る基盤としての図書館であり続けたいというふうに考えております。一般の本に関しましては、日々、職員等が本の知識を深めるための勉強や情報収集を重ねております。図書館に設置したリクエストカードによる本の要望に対しましては、購入または他館からの貸借でお応えするなどしております。

これからも、市民の皆様のニーズに沿った蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、③の市立図書館年間イベントへの参加状況について伺います。

先日、陵南中新聞に生徒への読み聞かせの記事が出ていた。中学生向けでは初めての催しだそうです。私に言わせると、中学生へ向けて本と絵本の読み聞かせなんて過保護、過干渉、乳離れしていないもいいところ、やり過ぎの感がありましたが、これも生徒への接し方としては、多忙な先生には難しいことと思う。本市図書館としても市民向けにいろいろな趣向を凝らしていることと察する。イベントへの参加状況について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 市立図書館におきましては、年間を通して数多くのイベントを開催しております。今年度実施した事業から主なものを抜粋してお答えいたします。

まず1つ目は、今年度51回目を迎えました「さくらんぼの都市（まち）さがえ全国俳句大会」が挙げられます。県内外から過去最高となる5,205句の応募があり、その表彰式と併せて開催した記念講演では、47名が聴講されました。

2つ目は、夏と秋に開催しております「さがえ図書館まつり」があります。ビブリオバトルや読み聞かせ講座、リレーお話会などの事業を行い、延べ128名が参加されています。また、コロナ禍でありましたので、事業によっては人

数を制限しての開催となりましたが、読書講演会には40名、山形の文学を探る講座には60名、市内保育所と幼稚園の年長児を対象とした人形劇公演には290名の参加がありました。ほかにも、読書普及と図書館利用の拡大を図るために、館内での読み聞かせボランティアグループによる親子を対象としたお話を定期的に開催しているところでもあります。

コロナ禍前の平成29年度の俳句大会の記念講演には202名が聴講されていたことから、今年度の聴講者数は約76%減となりますが、感染対策を徹底しながら継続して事業を展開していくことで、徐々にコロナ禍前の状況に回復することを期待しているところでもあります。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後に、④の本市立図書館の将来像について伺います。

現在、国内にある本屋の数は最盛期の半分で1万余店であります。まさに、本好きの人間にとっては受難の時代と言えます。江戸時代には、訪日した西洋人は、日本人の子供への接し方と二宮金次郎ばりの芝を背負っての本読む姿に打たれて、この国は侵略征服不可能と肝に銘じたそうです。

本市立図書館は老若男女が集い、安息と知的充実、深い思考力を養う一つの場と言える。本市立図書館の将来像について伺います。

○伊藤正彦議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 市立図書館の将来像についてですけれども、読書は私たちの感性を豊かなものにし、心を育むものです。また、本の中における人の生き方や考え方、出来事に触れることは、私たちの生きる上での道しるべとなり得るとともに、人格形成や潤いある生活の創造のためにも極めて重要なことであるというふうに考えております。図書館は、そういった読書活動を推進していく拠点施設であり、各学校や幼児施設等と連携し、読書に親しむ機会が創出さ

れるよう努めていくことが重要であると認識しております。

図書館では、読書推進事業として、自分の好きな本を持ち寄って紹介し合い、みんなで一番読みたい本を決めるビブリオバトルを平成29年度から継続して開催しております。また、今年度からの新たな取組といたしまして、東北芸術工科大学と連携した事業「推し本」を現在展開しているところです。この事業は、学生が制作したり Recommendカードに、借りた人が借りた本以外のお薦めの本「推し本」のタイトルなどを記載して図書館の本に挟み、返却することで、次に借りた人の新たな読書体験につなげていくものであります。

また、先ほども申しあげました「さくらんぼの都市（まち）さがえ全国俳句大会」や「さがえ図書館まつり」、読書講演会等のほかに、ハートフルセンターでの3から4か月検診時の絵本及び絵本バッグのプレゼントを行っております。このような事業を展開していくことで、読書への興味と関心を促し、読書を推進してまいります。

生活スタイルの変化に伴い、市民の読書形態が多様化しています。それらに応えられるよう、今後におきましては、利用者の利便性の向上を図るためのICチップの導入や電子書籍の導入等も検討してまいりたいというふうに考えております。

今年度、図書館に関する課題を整理するため、来館者に加え市内小中学校の保護者、中学生、市内高校に通う高校生、さらには広く市民へアンケート調査を行い、様々な御意見を頂戴したところでもあります。図書館の基本である蔵書の充実を求める声のほか、施設に関しましても、トイレや駐車場、学習スペース、飲食スペースについての御意見を多くいただきました。これらの御意見を真摯に受け止め、計画的な対応が図られるように努めてまいります。

読書の盛んなまちづくりをより一層推進し、老若男女を問わず、誰でも、いつでも、気軽に、快適に利用できる文化の拠点施設としての図書館を目指すとともに、指定管理者制度の導入について検討を進め、市民のニーズに対応したサービスの向上を図りながら、市民の読書活動や生涯学習活動を支援してまいりたいと考えております。

○伊藤正彦議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 我が市の取組が、先週の毎日新聞の地方版に図書館の館長と芸工大生の2人が写真入りで紹介されていました。あと今日の読売ですと、中部小学校の先生方の取組が出ていまして、我が市も不祥事はあったとしても、やることはやっているんだなと私は感じています。

図書館についても、勉強というか本読みというだけではなくて、私は昼寝してもいい、漫画や絵本を寝転んで読んでもいいと。あと、先ほど答弁の中にありましてお食事をお供して本読んでもいいと私は思っているんですね。なかなか図書館の内規があつていろいろ厳しいのですが、市民にとっては、何ていうんだ、ぐうたらできる場所であるのがいいのかなと思っています。都会人ですと、人間の顔をうかがったりきゅうきゅうとしています。我が寒河江市の田舎ではそういうことはなくて、のんびりできる雰囲気があるのではないかなと。その一つの手段として図書館は機能していただきたいなと思っています。図書館というのは一言で言えばワンダーランドというか、魔界探険というか、もっと分かりやすく言うとディズニーランドみたいな感じなんですけれども、そういう利用の仕方をしてもらって、日々忙しい生活をいつときでも忘れる場であればいいなと私は思っています。我が市も、小さいことはこつこつとやっているようですので、いいところを伸ばして、市民が幸せを感じるまちになってもらいたいなと思っています。

以上、質問を終わります。

散 会 午前11時17分

○伊藤正彦議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年3月9日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（13名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	14番	柏倉信一	議員
16番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番 荒木春吉 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課 長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
菊地雄一郎	病院事務長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第4号 第1回定例会
令和5年3月9日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第2号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)
〃 2 議第3号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
〃 3 議第4号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
〃 4 議第5号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)
〃 5 議第6号 令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
〃 6 質疑
〃 7 予算特別委員会設置
〃 8 委員会付託
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

題といたします。

再開 午前9時30分

質疑

○伊藤正彦議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番荒木春吉議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○伊藤正彦議長 日程第1、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)から日程第5、議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)までの5案件を一括議

○伊藤正彦議長 日程第6、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する質

疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○伊藤正彦議長 日程第7、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)については、議長を除く13人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○伊藤正彦議長 日程第8、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第5号
厚生文教常任委員会	議第3号、議第4号、議第6号
予算特別委員会	議第2号

散 会 午前9時33分

○伊藤正彦議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年3月13日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（13名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	14番	柏倉信一	議員
16番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番 荒木春吉 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
志鎌重美	子育て推進課長	菊地雄一郎	病院事務長
今野育男	学校教育課長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第5号 第1回定例会
令和5年3月13日(月) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 2号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 5号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)
〃 5 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 6 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 7 議第 3号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
〃 8 議第 4号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
〃 9 議第 6号 令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
〃 10 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 11 質疑・討論・採決

- 日程第12 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
〃 13 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 14 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 15 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 16 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 17 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
〃 18 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
〃 19 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 20 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
〃 21 議第16号 寒河江市課制条例の一部改正について
〃 22 議第17号 寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について
〃 23 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
〃 24 議第19号 寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
〃 25 議第20号 寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
〃 26 議第21号 こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ

いて

- 日程第 2 7 議第 2 2 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃 2 8 議第 2 3 号 寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について
〃 2 9 議第 2 4 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
〃 3 0 議第 2 5 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
〃 3 1 議第 2 6 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
〃 3 2 議第 2 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
〃 3 3 議第 2 8 号 市道路線の認定について
〃 3 4 質疑
〃 3 5 予算特別委員会設置
〃 3 6 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 4 6 分

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 伊藤正彦議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、13番荒木春吉議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第 1、議第 2 号令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算（第 14 号）を議題といたします。

- 伊藤正彦議長 日程第 2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

- 佐藤耕治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第 2 号令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算（第 14 号）であります。

3 月 9 日、委員 12 名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第 2 号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第2号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○伊藤正彦議長 次に、日程第4、議第5号令和

4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第5、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○後藤健一郎総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第5号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第5号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「建設改良費が8,000万円と高額になっているが、内容と金額の妥当性について伺いたい」との問いがあり、当局より「浄化センターにある管理棟、水処理施設、汚泥処理棟の耐震診断を行うもので、国交省で示す耐震の技術指針にのっとり下水道事業団が見積もっており、適正な価格と認識しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第6、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第5号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 次に、日程第7、議第3号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から日程第9、議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)までの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第10、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。太田厚生文教常任委員長。

〔太田陽子厚生文教常任委員長 登壇〕

○太田陽子厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告

申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第3号、議第4号及び議第6号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第3号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「収益的支出第1款の薬品費について、新型コロナウイルス入院患者用の薬品に係る経費とのことだが、このたびの補正額は薬品の価格高騰なども加味した金額なのか」との問いがあり、当局より「現時点で薬品の価格は高騰しておらず、その影響は受けておりません。薬品費については、あくまでも突発的な新型コロナウイルス入院患者受入れに伴う内服薬、注射薬などの経費不足分を主として計上したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第11、これより質疑・討論
・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第4号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)及び議第6号令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号及び議第6号の3案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 次に、日程第12、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から日程第33、議第28号市道路線の認定についてまでの22案件を一括議題といたします。

質 疑

○伊藤正彦議長 日程第34、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質

疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとめていただくようお願いいたします。

初めに、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第21号こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○伊藤正彦議長 日程第35、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、議長を除く13人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○伊藤正彦議長 日程第36、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第16号、議第17号、 議第18号、議第19号、 議第24号、議第25号、 議第27号、議第28号
厚生文教常任委員会	議第20号、議第21号、 議第22号、議第23号、 議第26号
予算特別委員会	議第 7号、議第 8号、 議第 9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号

散 会 午前10時06分

○伊藤正彦議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和5年3月22日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（14名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	16番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
志鎌重美	子育て推進課長	菊地雄一郎	病院事務長
今野育男	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

令和5年3月22日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第29号 寒河江市副市長の選任について
// 2 議案説明
// 3 委員会付託
// 4 質疑・討論・採決
// 5 議第30号 寒河江市監査委員の選任について
// 6 議案説明
// 7 委員会付託
// 8 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 9 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
// 10 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
// 11 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
// 12 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
// 13 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
// 14 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
// 15 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
// 16 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
// 17 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
// 18 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
// 19 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第20 議第16号 寒河江市課制条例の一部改正について
// 21 議第17号 寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について
// 22 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
// 23 議第19号 寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
// 24 議第24号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
// 25 議第25号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
// 26 議第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
// 27 議第28号 市道路線の認定について
// 28 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

日程第 29 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 30 議第 20 号 寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 〃 31 議第 21 号 こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 32 議第 22 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 33 議第 23 号 寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 〃 34 議第 26 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 〃 35 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 36 質疑・討論・採決

- 日程第 37 議第 31 号 令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 15 号)
- 〃 38 議第 32 号 令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 39 議第 33 号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
- 〃 40 議第 34 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 41 議案説明
- 〃 42 委員会付託
- 〃 43 質疑・討論・採決
- 〃 44 議会案第 1 号 寒河江市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 〃 45 議会案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 46 議案説明
- 〃 47 質疑・討論・採決
- 〃 48 市立病院検討特別委員会における調査・研究報告について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 10 時 10 分

○伊藤正彦議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月20日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第29号寒河江市副市長の選任について、議第30号寒河江市監査委員の選任について、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正について、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての8案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 日程第1、議第29号寒河江市副

市長の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤正彦議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から議第29号寒河江市副市長の選任についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって菅原隆平副市長が辞職されますので、新たに齋藤真朗氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく御願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○伊藤正彦議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○伊藤正彦議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第29号について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第29号寒河江市副市長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第5、議第30号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 伊藤正彦議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第30号寒河江市監査委員の選任についてを御説明申しあげます。

本年3月31日をもって船田孝夫監査委員が辞職されますので、新たに大沼 勇氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

- 伊藤正彦議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 伊藤正彦議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第30号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第30号寒河江市監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第30号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第9、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から日程第17、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の

経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第18、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○佐藤耕治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月13日、委員12名出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 次に、日程第20、議第16号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第27、議第28号市道路線の認定についてまでの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 伊藤正彦議長 日程第28、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、委員6名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第16号から議第19号まで、議第24号、議第25号、議第27号及び議第28号並びに陳情第1号の9案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに、議第28号の審査を行い、その後、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第24号、議第25号、議第27号、陳情第1号の順で審査をすることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第28号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑

に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「この制度のイメージとして、年休のように合計何日までなら休めるという制度ではなく、1週間当たり通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲であれば休むことができるという理解でいいか」との問いがあり、当局より「そのとおりで、年休のように制限はございません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後に、審査に入りました。

主な意見などの内容を申し上げます。

委員より、「山形県選挙管理委員会に届け出た登録している政治団体によれば、この陳情申請者は国際勝共連合山形県本部の代表である。今回の陳情については、統一地方選を前に寒河江市議会でも団体の存在感をアピールする狙いがあると思われる。市民から何とかしてくれという陳情ならいざ知らず、こうした陳情を議案に付し、貴重な時間を費やすことはいかなるものかと考えるので、採択には反対である」との意見がありました。

委員より、「政党機関紙を読むのであれば、各家庭のほうに配布してもらおうというのがご当たり前のことであり、庁舎内での配達、購読の勧誘はいかなるものかと考えるので、陳情内容は妥当である」との意見がありました。

委員より、「陳情を見ると職員へのパワハラに当たる可能性のある内容だった。職員が嫌がっているのであれば止めたほうがよいと考え、20人ぐらいに聞いてみたところ、9割の方が止めてほしい、できれば止めてほしい、あとの1割の方はどちらでもないという結果であった。当事者である職員の方が嫌がっているのなら止めたほうがよいと思われるので、陳情の内容は妥当であると判断する」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

太田陽子議員。

○太田陽子議員 陳情第1号についてですが、この陳情を出している勝共連合というのは、昨年7月に安倍元総理が殺害された要因と言われていた反社会的カルト教団統一教会の政治団体が勝共連合と言われています。

この陳情の内容についても、憲法で保障されている権利の侵害、また民主主義の根幹に関わる内容であると思います。

今、岸田首相も統一教会との関係を断つと明言されています。その中で、今この地方議会に統一教会を隠して無所属とか自民党を名のり議員として入っているという報告もなされています。

今、本当に民主主義が問われていることの一環であると思います。このような陳情について、山形県でも、大分の市町村に陳情が出されているということですが、ほかの市では常任委員会で否決されているということが報告されています。

議員は特別公務員であり、庁舎内の出入りは自由であります。また庁舎内での集金などは、職員の利便性を図るものと考えております。無理やりという、今パワハラという問題もありますが、ほかの政党の新聞なども配達されていることもあります。なぜ今この問題が、この陳情が採決されたのか。審議の内容を聞きましたが、本当に本質的な審議がなされたのか、とても疑問だと思います。委員長の考えをお伺いしたいです。

○伊藤正彦議長 後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 今の質疑に対して、私お答えする立場にはございません。委員長報告に関しましては、このような質疑が委員会内で行われたということを御報告するのが委員長報告であり、その質疑は、例えば委員会ですらこういう質問はなされませんでしたかなどということに対して答えるものだと理解していますが、いかがでしょうか。（「そのとおりだ」の声あり）

○伊藤正彦議長 渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 若干、委員長の今の答弁についても疑問があります。

まず、協議会のほうで賛成3、反対3で3対3になって、委員長の賛成によってこの陳情が委員会に上がってきたものであって、委員長がそういう賛成の立場だったということを確認したいと思います。

あともう一つ、今の報告の中で、私が発言した内容が一切削除されているので、どのようなお考えで削除されたのかちょっとお伺いしたいと思います。

国際勝共連合山形県本部というのは、山形市鳥居ヶ丘に本部があって、今回の陳情を出された張本人がここの代表をされているということをもまず申しあげたつもりでした。

国際勝共連合とは、ウィキペディアによれば、教義の一つとして、「共産主義をこの地球上から完全に一掃する」「朝鮮半島が突破口に第三次世界大戦が必ずおこらなければならない」「日本は生活水準を3分の1に減らし、税金を4倍、5倍にしてでも、軍事力を増強してゆかねばならない」というふうなことを記載して、日本国民に犠牲になることを要求しているということが明記されているわけでありまして、これがそもそものこの政治団体の本質であるというふうなことを申しあげました。

以下、先ほど太田議員の質問の中にもあったとおりですけれども、今、岸田総理が統一教会

と決別をするというふうなことを言っているにもかかわらず、委員の中でも自民党の所属の方々もいらっしゃるわけですけれども、この陳情に賛成をしたということはいかかなものかということ強く申しあげたつもりだったわけです。

そういったことも含めて、委員長のお考えをお伺いしたいと思います。（「委員長報告、何そだい委員長さ言うの。陳情だぞ、陳情」「報告したがらだ。議案になったからでしょう」の声あり）

○伊藤正彦議長 静粛に願います。

後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 発言内容を全て削除されているということでありましたが、委員からの発言において、先ほど申しあげたとおり、山形県選挙管理委員会に届け出た登録指定政治団体によれば、この陳情申請者は国際勝共連合山形県本部の代表であるというふうに、今も委員長報告で報告させていただいたとおりでありまして、委員からの発言の内容としてはこういう団体であると、なので、この団体が寒河江市議会にも団体の存在感をアピールするための狙いではないかというのが、私は委員からの発言の内容の趣旨だと思いましたので、そのようにまとめて報告させていただいた次第です。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 後段の質問については、それは分かれていたんですけれども、前段に申しあげた、協議会で3対3の同数であって、委員長裁決で賛成に回ってこれが議案になったというふうな経過からして、委員長はその立場にないというふうに太田陽子議員の質問に答えたことは私は理解できないし、そんな答弁で駄目だというふうに思います。

あと、やじも飛んできましたけれども、これが議案として審議されてここで報告されたから質問しているのであって、それを何だかんだ言

われる覚えはありませんので、議長、ちゃんとそれについては制止してください。以上です。

○伊藤正彦議長 後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 現在、委員長報告をしたとおりであり、委員会においては、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきというのが委員会の報告でございます。

○伊藤正彦議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第16号寒河江市課制条例の一部改正について、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第28号市道路線の認定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第24号、議第25号、議第27号及び議第28号の8案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 次に、日程第30、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてから日程第34、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてまでの5案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第35、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。太田厚生文教常任委員長。

[太田陽子厚生文教常任委員長 登壇]

○太田陽子厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第20号から議第23号まで及び議第26号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第2条の用語の意義の説明において、合理的な配慮とあるが、これは具体的にはどのようなことをいうのか」との問いがあり、当局より「合理的な配慮とは、社会的障壁を取り除くための配慮であり、具体的には、段差がある箇所へのスロープの設置、障がい者用の駐車場整備、目が見えない方のためのメニューの読み上げなどが想定されます」との答弁がありました。

委員より「この条例を市民に理解してもら

ためにどのように周知をしていくのか」との問いがあり、当局より「市報、ホームページへの掲載、SNSでの情報発信のほか、保育所や学校においても周知を図っていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号子ども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「出産育児一時金を48万8,000円に増額する改正とのことだが、全国的には50万円への増額である。この差額はどのような理由によるものなのか」との問いがあり、当局より「出産育児一時金は48万8,000円に増額いたしますが、このほかに産科医療補償制度の掛金1万2,000円が支給されます。これらを合計すると、全国一律の金額と同額の50万円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第36、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について、議第21号子ども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について及び議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号及び議第26号の5案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○伊藤正彦議長 次に、日程第37、議第31号令和

4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）から日程第40、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

議案説明

○伊藤正彦議長 日程第41、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）及び議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、令和5年度に実施予定としておりました屋内型児童遊戯施設及び屋外宿泊体験施設整備事業の一部が、国における令和4年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用することで採択されたことから、令和5年度予算を減額し、令和4年度補正予算として事業費を追加するのが主なものでございます。

その結果、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）は、歳入歳出予算それぞれ9億4,056万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ278億8,758万3,000円とするものでございます。

これに対する歳入については、国庫支出金4億7,027万8,000円、繰入金8万2,000円、市債4億7,020万円を追加し対応することとしたところであります。

また、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算それぞれ9億4,608万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ206億7,392万円とするものでございます。

これに対する歳入については、国庫支出金4

億7,027万8,000円、繰越金560万2,000円、市債4億7,020万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

監査委員事務局の職員定数を増員するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る事件を受け、市政への信用失墜及び市長としての管理監督責任を鑑み、所要の改正をしようとするものでございます。

以上4案件を御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上でございます。

○伊藤正彦議長 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○小泉 尚財政課長 私からは、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）及び議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

先ほど市長から御説明がありましたとおり、令和5年度の当初予算に計上しておりますチェリーランド再整備事業の一部について、このたび、国の令和4年度地方創生関連交付金の補正予算に係る事業として採択されました。

屋内児童遊戯施設整備については次世代子育てステーション整備事業として、また屋外宿泊体験施設についてはアウトドア活動拠点整備事業として、それぞれ採択の内示がありましたことから、令和5年度予算を減額し、令和4年度補正予算として事業費を追加するものであります。

初めに、議第31号令和4年度寒河江市一般会

計補正予算（第15号）について御説明いたします。

先に歳出のほうから御説明させていただきますので、事項別明細書の7ページを御覧ください。

2款1項11目につきましては、チェリーランド再整備事業について追加を行うもので、12節委託料は工事監理の委託料、14節工事請負費は屋内型児童遊戯施設及びキャンプ場等の屋外宿泊体験施設の整備に係る工事費でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

14款国庫支出金の地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金はチェリーランド再整備事業に充てるもので、事業費の2分の1が国から交付されます。市では、全額、地方創生拠点整備交付金として申請しましたが、屋外宿泊体験施設に係る附帯工事については、地方創生推進交付金として国より採択を受けたことから、それぞれ分けての追加となりました。18款繰入金は、チェリーランド再整備事業の財源として財政調整基金から繰入れするもので、これにより、財政調整基金の残高は16億231万5,000円になります。21款市債につきましても、チェリーランド再整備に係るものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、第2表繰越明許費について御説明申し上げます。4ページを御覧ください。

2款総務費に2件の追加となります。光ケーブル管理事業につきましては、今年2月下旬に大江町百目木地区におきまして発生した主要地方道天童大江線の道路崩壊について、県が行う復旧工事に伴い、本市が埋設している光ケーブルの仮移設を求められ工事が必要になったものでありますが、年度内での完了が難しく、繰越しを行うものでございます。

また、チェリーランド再整備事業につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、令和4

年度の国補正予算を活用し、今回の歳出予算に追加した事業であることから年度内完了が困難になったためでございます。

第2表は以上でございます。

5ページを御覧ください。

第3表地方債補正について御説明申し上げます。

地方債につきましては、先ほど歳入の21款市債で御説明申し上げたとおり、起債する額を確保するために増額の変更をするものでございます。

次に、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

こちらも歳出のほうから御説明させていただきますので、事項別明細書の6ページを御覧ください。

2款1項1目、特別職給与費につきましては、ふるさと納税に係る事件を受け、市への信用失墜及び市長としての管理監督責任を鑑み、市長の給料支給額を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、50%減額するものでございます。

2款1項11目、チェリーランド再整備事業につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、屋内型児童遊戯施設及び屋外宿泊体験施設整備の一部が令和4年度補正予算として採択されたことから、令和5年度予算を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、事項別明細書の5ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、4億7,027万8,000円を減額するものです。19款繰越金については、財源調整のため560万2,000円を減額するものです。21款市債については、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、4億7,020万円を減額するものでござ

ございます。

4 ページを御覧ください。

第2表地方債補正について御説明いたします。

地方債につきましては、先ほど歳入の21款市債で御説明申しあげたとおり、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、減額変更するものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤正彦議長 鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 私からは、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正について御説明申しあげます。

このたびのふるさと納税事業に係る事件を受け、各課等で所管する事務事業に対する内部監査を実施するに当たり、監査委員を補助する事務局職員の事務執行体制の充実を図るため、現在、監査委員の事務部局の職員2人と定めているところを1人増員するものであります。

なお、職員定数合計を変えず、市長事務部局の職員265人から1人減員して対応するものであります。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

ふるさと納税事務において、市政への信用を大きく損ねるようなことになったことに対して、また、当時の任命権者である市長の管理監督責任を考慮し、市長の給料支給について、令和5年4月から1年間、給料月額に100分の50を乗じた額を減額するもので、条例附則に改正内容を盛り込み、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議いただき御可決くださるようお願い申しあげます。

委 員 会 付 託

○伊藤正彦議長 日程第42、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号、議第32号、議第33号及び議第34号の4案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○伊藤正彦議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第31号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第32号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第33号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第34号について質疑はありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今回のふるさと納税の事件を受けた市長のトップとしての管理監督責任をこのような形で提案されたということは、私も半分は理解できる場所がございます。

市長はこれまで、課税ミスに対する責任とか高額療養費未請求事案に関する管理監督責任とか、様々な責任を取られ、そして、これまでも3割カットで来られたと理解しております。これをさらに2割プラスして5割カット、550万

何がしになると、私ども議員の報酬年額580万か590万ぐらいなんですけれども、それ以下になってしまうというふうなことなども、大きい提案だなというふうに最初に見たときに思いました。

今後、こういったことは決してあってはならないわけですけれども、市民に対して責任をお取りになるということは理解できるんですけれども、市役所内の管理職はじめ職員の皆さんに対して、やっぱりそれはそれで姿勢を示すことは大事ですけれども、もう一つは、やっぱり管理職をはじめ、モチベーションの低下とかあるいは共有すべき責任とか、様々な思いがあると思います。そういったものも市長として受け止めていただかなければならないと思いますけれども、率直に市長として部下の皆さんの思いなどもどのように受け止めておられるのか、施政方針の中で生まれ変わるつもりでチーム一丸となって頑張っていくというふうな決意を新たにされたわけです。また、私の一般質問の中でも丁寧な御答弁もいただいたわけですけれども、そうした点も含めて、市長、どのようにお考えなのかお伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて今回の事件を振り返ってみますと、2月7日に元市職員がふるさと納税事務に係る加重収賄容疑で逮捕されて、2月27日に起訴、そして収賄容疑で再逮捕であります。そして、おととい、3月20日に追起訴されるという状況になっているわけであります。改めて、市民の皆さん、そしてふるさと納税に御協力いただいている寄附者の皆さんに、御迷惑をおかけし大変な信用失墜の事件であったということでおわびをするわけであります。心から申し訳なく思っているところであります。

また、今回、新年度予算などについても、そうした今回の事件の影響を受けて予算編成せざるを得ないという中で、職員の皆さんにはそう

いった状況を理解していただき短期間の中で予算編成をまとめていただきました。財政課の職員だけでなく市職員全てに、この事件を受けて新年度予算の編成に努力をしてもらったわけです。おかげをもちまして予算を成立することができました。大変厳しい内容でありますけれども、そして、ただいま、新年度予算も含めて、議会各位の御理解、御協力をいただいて可決をいただいたというふうになっているわけです。大変ありがたく私は思っているところであります。

そうした節目のときに、やはり、先ほど来ありますけれども、トップとしての責任を示す必要があるということで、今日、追加提案をさせていただいた次第であります。いつの時点か、けじめをつけていかなければなりませんので、早い段階で市の、私の姿勢を示して、そして、新たな気持ちで私自身も、そして職員も、新年度を迎えてさらに前に進んでいくということが必要なのではないかとということで、このタイミングを考えさせていただいた次第であります。

50%がどうかということもあるわけではありますけれども、私の責任の重さというものを考えた上での減額、幅、期間だというふうに思っておりますので、議員各位には御理解を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○伊藤正彦議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第15号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第31号は可決されました。

次に、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第44、議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び日程第45、議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 伊藤正彦議長 日程第46、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会案第2号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 伊藤正彦議長 日程第47、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

2案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号及び議会案第2号の2案件は原案のとおり可決されました。

市立病院検討特別委員会における調査・研究報告について

- 伊藤正彦議長 日程第48、市立病院検討特別委員会における調査・研究報告についてであります。

市立病院検討特別委員会委員長より報告を求めます。

柏倉市立病院検討特別委員会委員長。

〔柏倉信一市立病院検討特別委員会委員長 登壇〕

- 柏倉信一市立病院検討特別委員会委員長 私から御報告をさせていただきますが、調査・研究等の資料に関しては、添付資料を準備させていただいておりますので、御了解方をいただきまして、私からは提言書のみを朗読させていただきますので、御了承をお願いいたします。

寒河江市立病院の今後の医療提供体制についての提言書（案）。

本委員会は、令和4年6月議会において「寒河江市立病院の今後の医療提供体制のありかたを協議すること」を目的に立ち上げ、本市を取り巻く環境や今後の医療ニーズに適した医療提供体制のあるべき姿を模索し、また、寒河江・西村山のリーダーとして、マクロ的視点も踏まえ、これまで様々な角度から協議を重ねてきた。具体的には、現在進行中の先進地である「県立新庄病院」・「米沢市立病院」の視察研修を行った。また、西村山地域医療提供体制検討会での協議を受け、今後予想される人口構成と患者数の将来推計、本市立病院を始め3つの公立病院の患者数、医療従事者数、病床数、4つの公立病院の経営状況などを考慮するとともに、全国的に進められている三次・二次・一次医療機関の機能分担、医療資源の集中的投資など、限りある医療資源の有効活用を踏まえ、まずは寒河江市立病院と県立河北病院の統合を進めるべきとの結論に至った。

具体的取組となると、1市4町の医療従事者を始めとする関係機関、関係自治体、住民の理解・協力が不可欠であるが、各公立病院の施設の老築化、厳しい経営状況等を踏まえ、早急な対応を求めるものである。従って、県をリーダーに寒河江西村山地域はもとより、村山地域全体を取り巻く周辺の医療提供体制も充分踏まえ、今後求められる持続可能な医療ニーズへの一日も早い対応が急務であることから、「寒河江市立病院と県立河北病院の統合」を早急に進める必要がある。

以上、本委員会における提言（案）とする。

なお、本特別委員会については、全員協議会における市政に対する提言書の議決をもって、付託案件に関する調査・研究を終了することとします。

- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。

本特別委員会については、今定例会閉会後に開催します全員協議会における市政に対する提言書の議決をもって終了とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、木村寿太郎議員から発言の申出がありますので、これを許します。

木村議員。

〔木村寿太郎議員 登壇〕

- 木村寿太郎議員 今まで長時間にわたり本会議を開催した後に、私に貴重なお時間を取っていただきまして、まずもって厚く御礼申しあげます。

私が議員になったのが今から18年前、平成16年12月でございました。それ以来18年を経過いたしましたわけですがけれども、至らない点が多々ありまして、皆様には大変御迷惑をおかけしたわけですがけれども、私は今回をもって勇退をすることを決意したわけですので、皆様への報告で

ございます。

いろいろ長くなって迷惑をおかけしたわけ
でございますけれども、先ほど来、やじなんか私
が飛ばすばかりだといつも言われるんですけ
れども、こういうふうにやじを飛ばす方もい
なくなるとちょっと寂しくなるかなとも思
いますけれども、皆さんからいろいろ本当
に年寄りを面倒見ていただきました。

5月を迎えますとちょうど80歳になる
ところでございます。そんな意味も含め
まして、勇退を決意したわけですが、こ
こにいる皆さん方、当局、そして議員
の皆様方には、もう数え切れないほどの
失礼を何回か申しあげました。今もや
じを飛ばしたりして、今日は懇親会があ
るわけですが、懇親会の後に野党の方
からばんばんたたかれるのかなと思っ
て今から楽しみにしているんですけれ
ども、これもいい思い出になりました。

ぜひ、来月23日の選挙のときには、
皆さん、またこの席に戻っていただき
ますよう、私の影は少なくともないわ
けでございますので、皆さんで明るく
楽しい議会にと言うと本当にふざけ
ていると怒られるかもしれませんが、
そういうふうなムードが一番大切だ
と思いますので、ぜひ皆さんの中
で、また寒河江市議会は大したもの
だと褒められるようなことがなるよ
うに、結果を、私、傍観者として見
させていただきますので、あとは議
会に来る機会はないわけございま
すけれども、今後とも皆さんの御
支援をよろしくお願ひしたいと思います。

本当に貴重な時間をいただきましてあ
りがとうございました。よろしくお願
ひいたします。

○伊藤正彦議長 木村議員、大変お疲
れさまでした。どうもありがとうござ
いました。

この際、市長からも発言の申出があ
りますのでこれを許します。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 令和5年第1回定例
会は、議員の皆様にとりまして、現在
の任期での最後の定例会ということに
なるわけでありますので、閉会を前
にしてお時間をいただき、一言御挨拶
を申しあげたいと思います。

まず、3月2日に開会されました
今定例会におきまして、本会議並び
に各委員会等を通し、長時間にわたり
慎重に御審議を賜り、衷心より敬意
と感謝を申しあげる次第であります。

おかげをもちまして、先ほど申し
あげましたが令和5年度予算並びに
条例改正などの議案、並びに本日追
加提案を申しあげました人事案件や
補正予算などについて、原案のとおり
、それぞれ御決を賜りましたこと、
厚く御礼を申しあげる次第であり
ます。

さて、市勢の発展と市民の福祉向上
のために、熱い議論を重ねてこられ
た皆さんの任期もいよいよ迫ってま
いりました。

この4年間を振り返ってみますと、
令和2年3月に、「さくらんぼと笑顔
かがやく 安全・安心なまち 寒河江」
を将来都市像とする新第6次振興計
画を策定して、子育て支援の充実を
はじめとする人口減少対策、それ
から安全・安心なまちづくりなど
について、議員の皆さんと議論を
交えながら取り組ませていただい
たところであります。

また、3年に及ぶ新型コロナウイルス
感染症、そして豪雨災害、ロシアの
ウクライナ侵攻に端を発する原油・
物価の高騰など、これまでの人生を
通してというんですか、我々が経験
したことのないような様々な事象に
見舞われ、市民の命と生活を守る
べく様々な対策に皆さんと共に
奔走した期間ではなかったかなとい
うふうに思います。

この間、様々な対策について数多く
の補正予算を編成させていただいた
わけでありますけれども、議員の
皆さんから速やかに御審議、御決
をいただいて、おかげをもちまして
、時期を

逸することなく各種の事業に取り組むことができたのではないかとこのように考えております。これも議員各位の、皆様の御理解、御協力のたまものと厚く感謝、御礼を申し上げるところであります。

そして、ただいまは木村寿太郎副議長様から大変含蓄のあるお言葉をいただきました。木村副議長におかれましては、これまで様々な議会の要職を歴任されて、市議会議員として5期18年余の長きにわたり、市勢の発展、そして市民の福祉増進に汗をかいてこられたその御努力に改めて深く感謝と敬意を表する次第であります。

今後とも健康に十分留意をしていただいて、在任中と変わることなく、寒河江市のまちづくりに御指導、お力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第であります。

改めまして、これまでの御厚情に衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、引き続き御出馬になる皆様におかれましては、来る市議会議員選挙において御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれよう、心から御祈念を申し上げる次第であります。

最後になりますけれども、今後とも市勢発展のため、職員一同、全身全霊をかけて取り組んでまいり所存でありますので、引き続き皆様方の御指導、お力添えを賜りますようお願い申しあげ、一言御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉 会 午前11時36分

○伊藤正彦議長 これにて令和5年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 正 彦

会議録署名議員 後 藤 健 一 郎

会議録署名議員 荒 木 春 吉

令和5年3月9日（木曜日）予算特別委員会①

○出席委員（12名）

2番	太田陽子	委員	4番	安孫子義徳	委員
5番	月光裕晶	委員	6番	後藤健一郎	委員
7番	渡邊賢一	委員	8番	古沢清志	委員
9番	佐藤耕治	委員	10番	太田芳彦	委員
11番	阿部清	委員	12番	沖津一博	委員
14番	柏倉信一	委員	16番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 荒木春吉 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課 長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
菊地雄一郎	病院事務長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
令和5年3月9日(木) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第 2号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時35分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

- 佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第2号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

議 案 上 程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

議 案 説 明

- 佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 1点だけ質問させていただきます。

2項の小学校費の小学校管理事業で、委託料、工事請負費ということで出ているわけですが、これ南部小学校の長寿命化工事ということで出ているわけです。ちょっと考え方と、あとの工事の内容についてお尋ねします。

まず、考え方として、長寿命化ということで、耐用年数とかその減価償却費などこれからの中長期的な整備という視点で今回改修すると思うんですけれども、小学校について、南部小学校は寒河江小学校の統合も含めてまたこれから検討するというふうなことなども再編整備計画の中に出されているわけですが、南部小学校の統合というものを考えたときに、どの程度の改修というものが必要なのか、あるいはもう統合はないんだというふうなことで、今回はしっかりとこの工事を進めていくんだというふうな考え方なのかということです。

あと、1億5,200万円のうちの1億1,000万円が教育基金から充当されるようですが、1億5,200万円の工事請負費の、何ていうか、支出の内容、工事の内容についても併せてお尋ねします。

○佐藤耕治委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 お答えいたします。

南部小学校につきましては、昭和59年築で40年近くたっている校舎となっております。老朽化が進んでいる状況であります。昭和56年の建築基準法の改正で耐震基準も見直されて、56年以前の学校については耐震改修等の大規模工事を行っているところですが、南部小学校はそれ以降の学校ですので、これまで大規模な改修等行ってこなかったところです。そのようなことで、校舎内の雨漏りとか壁のひび割れ、また電気設備の老朽化が進んでいる状況になっております。そのような状況でありますので、今回、児童の安全・安心な教育環境の整備を図るため、大規模改修を行いたいと考えているところです。

2点目の工事の内訳ですけれども、工事は屋根の改修工事と外壁の改修工事、あと電気設備の改修工事を予定しております。予定ですが、金額的には屋根改修が4,000万円、外壁改修が3,500万円、電気設備工事が3,400万円等を見込んでおります。

以上です。

○佐藤耕治委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 子供たちが安全で安心して学べる環境整備が大変重要ですので、当然この改修というのは必要になってくると思うんですけれども、先ほどちょっとお尋ねした再編整備計画との整合性というか、中長期的な展望に向けてのお考えについてはいかがでしょうか。

○佐藤耕治委員長 今野課長。

○今野育男学校教育課長 南部小学校につきましては、平成13年でしたか、統合を検討する段階にありまして、「令和ね」の声あり) すみません、令和。すみません、間違えました。でありますので、これから検討を始める状況になっております。それまでは当然南部小学校、継続して使われることになっておりますので、これから10年以上は使うものと考えてはいるところです。

○佐藤耕治委員長 よろしいですか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 私も1点だけお伺いさせていただきます。

今、課長からの答弁もありましたので、工事の内容は私も、この学校施設整備計画の中で南部小学校が屋根と外壁がCマイナスという評価になっていたのが、多分この部分の工事であろうというふうには思っておりました。今お伺いしたところ、その南部小が59年に建設された。耐震基準の年数でこれが改築が必要なかったのが今回改築ということだったんですが、市内の小学校で南部小学校より前に建てられている小学校というのもまだございますので、それらの小学校については耐震工事をするときにこういった外壁等の、今回補修するようなどころの内容を行っているのが大丈夫というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤耕治委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 そのように理解してもらって構いません。結構です。

○佐藤耕治委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第2号第2表、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第2号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第8款、歳出第9款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第2号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時44分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年3月13日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（12名）

2番	太田陽子	委員	4番	安孫子義徳	委員
5番	月光裕晶	委員	6番	後藤健一郎	委員
7番	渡邊賢一	委員	8番	古沢清志	委員
9番	佐藤耕治	委員	10番	太田芳彦	委員
11番	阿部清	委員	12番	沖津一博	委員
14番	柏倉信一	委員	16番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 荒木春吉 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課 長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
菊地雄一郎	病院事務長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
令和5年3月13日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第2号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第2号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第8款及び歳出第9款並びに第2表並びに第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「西川町路線バス運行負担金の補正は、燃料費及び人件費の高騰への対策とのことだったが、当該路線の寒河江市内の乗客数はどのように推移しているのか」との問いがあり、当局より「この路線は、寒河江駅から道の駅にしかわまで運行しており、寒河江市内11.2キロ、西川町内9.4キロとなっております。このバスは、中学生以下が無料なので、白岩小学校に通学する宮内地区と上野地区の児童が常時乗車しておりますが、寒河江区間だけの乗客数はカウントできていません。今後の協定のこともありますので、乗客数の把握は今後やっていただくよう、西川町に申入れはしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「子育て定住住宅建築事業補助金の減額について、建築資材の高騰など様々なコロナ禍の影響を受けたことは理解できるが、想定と大きく異なった要因は何か。また、今後の展望はどう考えているか」との問いがあり、当局より「大きな要因としては、民間の宅地開発の着工が見送られていることで、令和3年度はゼロ件でした。令和4年度は市内業者による宅地開発が5地区あり、44区画住宅造成がなされております。また、令和5年度の宅地開発についても相談を受けており、それらのことを勘案しますと、今後も子育て定住住宅建築事業についてはこれまでどおり推進されていくのではないかと考えているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第2号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰越明許費のコミュニティセンター管理運営事業について、大幅に遅れているようだが、その要因は」との問いがあり、当局より「当初予定していた設計で発注しましたが、雨水排水が道路側溝に入るレベルではないことが分かり、排水路工事などが新たに出てまいりました。また、原材料が入ってこない、降雪により現場に入ることができないなどの要因が重なり、来年度に繰り越すということになりました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第2号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。太田厚生文教分科会委員長。

〔太田陽子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○太田陽子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第2号第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障害児支援事業について、これは、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに通所する利用者が、当初予算計上時に想定した150人から180人へと大幅に増加したことによる補正とのことだが、利用者増加についてはどのような要因があると考えているのか」との問いがあり、当局より「保育所における親子相談の回数を今年度より増加させたことが主な要因と考えております。これは発達支援の対象となる幼児をできるだけ早い時期に通所施設や医療機関へつなぐための取組であり、このことにより潜在的な需要が喚起されたものと認識しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江地区クリーンセンター分担金について、ごみ処理運営費の減額等による補正とのことだが、当該経費が減額となった要因は」との問いがあり、当局より「ごみ処理運営費の施設点検整備の業務委託契約において約1,800万円の請差が発生したことが主な要因です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「南部小学校の校舎内の雨漏りに関する改修工事を行うとのことだが、体育館の屋根についても工事を行うのか。また、外壁の改修や電気設備の更新以外に、内装に関する工事は

は計画に入っているのか」との問いがあり、当局より「南部小学校の雨漏りに関する改修工事については、体育館は含めず、主に校舎の改修を行いたいと考えております。また、内装に関する工事は計画しておりません」との答弁がありました。

委員より「このたびの改修工事がこの時期の補正予算による対応となった経緯は」との問いがあり、当局より「当初は令和5年度の当初予算として計上することを予定しておりましたが、国の第2次補正予算において交付金の追加があり、それを活用するために前倒して今年度に補正予算を組んだものです。工事は来年度の実施を予定しており、このたびの予算も来年度へ繰り越す予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第2号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれ

も原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 佐藤耕治

令和5年3月13日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（12名）

2番	太田陽子	委員	4番	安孫子義徳	委員
5番	月光裕晶	委員	6番	後藤健一郎	委員
7番	渡邊賢一	委員	8番	古沢清志	委員
9番	佐藤耕治	委員	10番	太田芳彦	委員
11番	阿部清	委員	12番	沖津一博	委員
14番	柏倉信一	委員	16番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 荒木春吉 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	石橋慶幸	デジタル戦略 課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	小林弘之	健康福祉課長
武田栄治	高齢者支援課長	志鎌重美	子育て推進課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	菊地雄一郎	病院事務長
今野育男	学校教育課長	渡邊健一	生涯学習課長
渡辺智昭	スポーツ振興 課長	木村幸一	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
令和5年3月13日(月) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 議案説明
" 11 質疑
" 12 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前10時10分

議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第1、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

○佐藤耕治委員長 日程第10、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましては、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第7号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時14分

○佐藤耕治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 10款について2つほど質問がございます。

まず、1点目、87ページ、10款の1項教育支援推進事業についてであります。

こちら、内示会の資料によりますと、教育支援員の増員ということでありました。

山形県は全国的に見ると少ないほうではあるんですけども、荒木議員の先日の一般質問への答弁にもあったとおり、不登校は近年増加傾向にありまして、またちょっとしたきっかけ、あるいは何が原因か分からないけれども不登校になってしまうというのは誰にでも起こり得るものであります。

不登校の本人もそうなんですけれども、保護者の方が焦らず慌てずに正しい認識と心構えを持つことが重要であり、そうすれば、不登校に直面しても極端な手段を取ったりせず落ち着いて支えることができると聞いておりますけれども、登校拒否・不登校を考える全国ネットワークの調査によりますと、保護者の方が子育てに自信がなくなった、消えてしまいたいと思ったという答えが半数程度、そして、不登校の原因が自分にあるかもしれないと自分を責めた方は6割程度いらっしゃるということであります。また、不登校になったときの相談先は、同じ悩みを持つあるいはそれらを経験して乗り越えた親の会が非常に多かったそうです。

今回、教育支援員の増員ということでありましたけれども、子供への支援だけではなく、親への支援としてそういった親の会への補助など

も両輪として必要だと思えますが、これまで寒河江市ではそういった予算を取ってきていたのでしょうか。また、今回の予算にはそういったものは含まれているのでしょうか。

- 佐藤耕治委員長 今野学校教育課長。
- 今野育男学校教育課長 親の会への補助に関してですけれども、これまで寒河江市のほうではそういった補助はございませんでした。また、今回の予算につきましても、そういった補助は含めてはおりません。

- 佐藤耕治委員長 後藤委員。
- 後藤健一郎委員 分かりました。それで、今後ぜひ検討していただきたいと思えますし、ちょっとすぐすぐの実現というのは難しいと思うんですけれども、例えばその子供たちの居場所づくりとかフリースクールへの補助、あるいは、今、小学校統廃合、検討されておりますけれども、閉校した小学校を使っての不登校特例校の運営なんていうのも対策事例としてございますので、ぜひこの増加傾向にある不登校の子供たちにできることを前向きに検討していただければと思います。

そして、10款でもう一つ、こちら102ページになります。

10款の5項地域スポーツ活性化推進事業であります。

こちら内示の資料を見させていただいて、旧幸生小学校の体育館を利用してアーバンスポーツの実証実験を行うということであります。

このアーバンスポーツというと、例えばスケートボードのほかにもBMXとかインラインスケート、あるいは今人気出ておりますボルダリングなども含まれているんですけれども、現時点としてはまずスケートボードに限った施設と想定しているのでしょうか。また、もし想定しているとすればですけれども、ふるさと総合公園の屋外のスケートパークとの相乗効果でスケボーのまち寒河江をアピールするいい施設になる

と思うんですけれども、そういったPRの費用等考えているのかお伺いします。

- 佐藤耕治委員長 渡辺スポーツ振興課長。
- 渡辺智昭スポーツ振興課長 まず、アーバンスポーツでございますけれども、速さ、あと高さなど極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競い合う、これはエクストリームスポーツと申しますけれども、これは若者文化の中で進化してまいりました。このエクストリームスポーツの中で都市で開催可能なものがアーバンスポーツというものでございまして、種目としてはボルダリング、BMX、スラックライン、スケートボード、あとパルクール、3 x 3などがございます。

あと、旧幸生小学校の体育館を使って今回アーバンスポーツの実証実験ということでございますけれども、体育館の有効活用ということで、若者に人気のあるアーバンスポーツ、中でもスケートボードやBMXの練習施設として1年間通して活用できるかどうか、実証実験ということで今回整備させていただいたものでございます。今年の2月から、土日、あと祝日でございますけれども、予約制で利用いただいているところでございます。

今回の予算でございますけれども、この施設の管理運営費用ということでございまして、内容としましては、報償費、あと施設修繕費、事務用消耗品、あと役務費ということでPR費用を少し持っているところでございます。

スケートボードに対して、こちらの寒河江市としては、数年前からスケートボードスクールなどを行いながらスケートボードのPRを、PRといいますか、スケートボード実施率の向上をしながらPRしてきたところでございます。

以上でございます。

- 佐藤耕治委員長 後藤委員。
- 後藤健一郎委員 分かりました。しっかりとPRのほうもしていただきたいと思えます。

今日、3月13日からマスクの着脱が個人の判断となり、いわゆるアフターコロナの時代が今日から幕明けになるわけであります。これからやっぱり人が動くと思いますので、今後、その施設を造るというよりも、いかにして来ていただくかというPRを含めた営業活動というのが非常に大事になってくると思いますので、そちらのほうにも注目していただいて力を入れていただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替のため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時24分

○佐藤耕治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 12ページ、4款2項の一般介護予防事業費のことについてお伺ひします。

こちら内示会の資料によりますと、脳トレや運動などの取組をアプリで管理する認知症予防事業ということでありました。運動などの身体活動、そして脳トレなどの知的活動のほかに社会活動を入れた3つの活動が認知症予防に効果的だと言われておまして、寒河江市でも社会活動は現在紙でポイントの管理をしているかと思ひます。今回、この社会活動までもアプリで管理できるものなのか伺ひます。

○佐藤耕治委員長 武田高齢者支援課長。

○武田栄治高齢者支援課長 ただいまの質問にお答えします。

現在、紙で管理しておりますポイント制度については、新年度はそのまま紙のままで行います。今回のアプリの分だけスマートフォンで管理するような形になります。

○佐藤耕治委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

そして、今回この内示の資料に載っているところを見たときに、この事業は職員提案制度によるものと記載してありました。また、この内容を拝見すると、チェリンpayとの連携という点を考えますと、高齢者支援課とデジタル戦略課との連携のこちら事業かと思ひます。ぜひこういった職員提案制度、そして課を横断した連携事業を今後もぜひ進めていただくようお願いいたします。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

厚生文教分科会	議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号
---------	--

散 会 午前10時28分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第12号、議第13号、議第15号

令和5年3月22日（水曜日）予算特別委員会②

○出席委員（13名）

2番	太田陽子	委員	4番	安孫子義徳	委員
5番	月光裕晶	委員	6番	後藤健一郎	委員
7番	渡邊賢一	委員	8番	古沢清志	委員
9番	佐藤耕治	委員	10番	太田芳彦	委員
11番	阿部清	委員	12番	沖津一博	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
16番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
菊地雄一郎	病院事務長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
令和5年3月22日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの
9案件を一括議題といたします。

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月13日は委員6名、14日は委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第12号、議第13号及び議第15号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第12号、議第13号、議第15号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回のふるさと納税事件による風評被害が懸念されており、観光客や宿泊客が減少することも予想されるが、たばこ税や入湯税等の歳入に影響はないと考えているのか。また、今後総務省から本市に対して財政的なペナルティーなどはないのか」との問いがあり、当局より「たばこ税、入湯税に関しては、市内の在住の方なのか、市内にお勤めの方なのか、あるいは観光客の方なのかということの区別をつけずに、またこの事件が直接影響するかどうかということも含めて、あくまでもこれまでの実績か

ら見込みを出しております。また、総務省とのやり取りの中においてペナルティーなどのことはなく、現時点では影響はないものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「情報化推進事業について、高齢者向けの講座などを新年度も行うとのことだったが、これまでの受講者数や新年度の開催予定などはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「令和4年度はスマホ教室を計57講座準備しましたが、そのうち5講座は人が集まらず中止になっており、計52講座開催し、365名受講しました。新年度は、地区公民館とフローラ・SAGAEでの開催を予定しており、12日間で36講座を予定しております」との答弁がありました。

委員より「結婚支援対策事業では、全国初の民間委託による出会いから成婚までの結婚支援を民間委託することだったが、何組ぐらいを目標にしているのか。また、結婚新生活支援事業費補助金において、年齢や所得等の制限をすべきではないと思うが、どのようになっているのか」との問いがあり、当局より「新たな成果連動型の婚活支援は、成婚30組を最終目標としております。また、結婚新生活支援事業費補助金について、支給対象は世帯所得が500万円未満の世帯で、支給額は夫婦ともに29歳以下の場合だと60万円、30歳以上39歳以下だと30万円を予定しております」との答弁がありました。

委員より「市内循環バスについて、市民から停留所の間隔が広く大変だという声をいただいているが、停留所の新設を要望する場合はどのような手続を取ればいいのか」との問いがあり、当局より「公共交通会議を開いた後に、そこで承認されれば設置することは可能です。公共交通は地域の皆さんの足ですので、町内会等で情報などを共有し、変更や新設・増設等の意見をいただければと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防団活動推進事業が昨年に比べ1,000万円ほど増額しているが、先日火災防衛訓練を拝見したところ、訓練があまりできていないように感じた。有事は待ってられないので、今後どのようにしていくのか」との問いがあり、当局より「火災防衛訓練は各分団ごとに実施しておりますが、この3年間は新型コロナウイルス感染症の影響で新入団員などにポンプ操作などを教える機会が少ない状況となりました。今年度、消防団ビジョンを策定し、これまで実施していた操法訓練に代わり、実際のポンプ操作など現場で役立つような訓練を来年度以降も予定しておりますので、そのような訓練を通して有事に対応していきたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第5款を議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「先日開催された寒河江工業高校生徒会と寒河江市議会との意見交換会では、若者向けの店やフードコート、若者が集まりやすい場所づくりについて要望があった。中心市街地活性化センター維持管理事業は、フローラ・SAGAEの改修工事等も含まれるとのことだが、老朽化した部分の改修も必要だが、フローラ・SAGAEの魅力さをさらにアップするための事業を新年度予算で検討しているのか」との問いがあり、当局より「フローラ・SAGAEの利活用について、今回の予算では具体的な対応策について計上しておりません。しかし、利活用についてはいろいろな御意見をいただいております。また、利活用促進計画検討委員会を開催し、現在パブリックコメントを募集しており、それらを受けて今後計画を決定し、具体的な整備の方向について予算計上していければと考えているところです」との答弁がありました。

委員より「新年度のプレミアム商品券発行についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「新年度の当初予算にはプレミアム商品券の発行について計上しておりません。国や県の動向も踏まえながら、市の経済対策として検討していく形になると思いますが、紙やアプリといった発行方法や発行の規模、発行の割合など、今年度いただいた御意見を踏まえながら、より利用しやすい形で対応していければと考えております」との答弁がありました。

委員より「企業誘致推進事業について、寒河江中央工業団地の残地が5.8ヘクタールほどとのことだが、10ヘクタール以上ないと新規誘致は難しいと思う。拡張や新たな工業団地の設置

についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「現在、寒河江中央工業団地につきましては、農村産業法の基本実施計画に基づく工業団地という位置づけです。工業団地を増設、拡張等変更する場合には実施計画の変更手続を踏まなければいけません、変更につきましてはそういった企業からの引き合いがあることが条件となっております。企業誘致を積極的に進めてはおりますが、現在、残地が埋まる状況、さらには拡張面積まで必要になる引き合いがありませんので、引き合いがあった段階で、状況を踏まえ、速やかに各種手続を進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「これからチェリーランドに屋内型遊戯施設やRVパークができて、若い世代の方が来るようになると思われる。そうなったときのために、施設ができてから対応するのではなく、造ることが決まっているので、それに対応した若い方をターゲットにした観光を組立てしていかなければならないと思うが、観光情報発信事業では今回そういったPRの予算を計上しているのか」との問いがあり、当局より「観光振興計画を策定中のため、現時点ではそういった予算は計上しておりません。観光振興計画は、県のフルーツステーションやチェリーランドの屋内型遊戯施設など新しい施設ができることにより、どういうふうに人を流すのか、周遊させるのかということも踏まえて策定し、その計画に基づいて今後の予算措置を考えてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「農事実行組合の組合員数等の現在の状況と、それらの状況を踏まえた今後についての考えは」との問いがあり、当局より「農事

実行組合活動負担金の来年度予算は、組織数としては150、戸数としては2,350戸として計上しておりますが、農業の担い手が徐々に減っており、年々少しずつ組織数、戸数は減っております。農事実行組合の役割はJAからの伝達事項、事務連絡が主になっており、新規就農者の方を積極的に入れていただくことは現在のところ考えておりません」との答弁がありました。

委員より「スマート農業推進事業費補助金の対象は」との問いがあり、当局より「対象については、電動剪定ばさみと、今年度から対象にした自動草刈り機、そして新年度から対象とするアシストスーツの3つです。アシストスーツは、リンゴやラ・フランスなどの重い果物または米等の運搬サポートを目的としており、補助率は3分の1で、上限が20万円、5台分の導入に対する支援を考えておりますが、希望件数が多ければ予算の範囲内で対応したいと考えております」との答弁がありました。

委員より「内川雨水対策協議会負担金が計上されているが、今後の計画はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「令和4年度に、内川地区の現状を踏まえて樋門をどのような構造で造ればよいのかという調査を山形県土地改良事業団体連合会に委託しており、理想的な排水方法などを示した成果品が今月上旬がってくる予定です。それに基づき、来年度、具体的な設計をお願いする予定です。また、樋門がある堤防については国土交通省管轄になりますので、河川国道事務所との調整も同時進行でしてまいります。ある程度めどがついた時点で地元への説明も考えていく予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成

多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「都市計画道路落衣島線において、新年度は3億円の予算が計上されているが、工事の進捗状況と見込みはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「全体の進捗状況を用地補償の件数に対する割合で説明させていただきますが、ほなみ団地陵東中学校線の用地補償件数54件中43件について御協力をいただいております。また、工事につきましては、今年度、西根小学校の旧街道から約300メートル区間について擁壁道路改良が完了をしております。引き続き用地補償を最優先に進めていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「公園整備事業の市営球場再整備工事の内容は」との問いがあり、当局より「一塁側ダッグアウトと観客席などについて更新を行いたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雨水管路建設改良費は日田地区の雨水工事とのことだったが、さくらんぼの時期への配慮はどう考えているのか」との問いがあり、当局より「工事説明会を実施する予定としており、さくらんぼの時期を考慮するなど地元の要望をできるだけ取り入れて進めたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。太田厚生文教分科会委員長。

〔太田陽子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○太田陽子厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月13日及び14日、委員全員出

席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第8号から議第11号まで及び議第14号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については、第1表中歳出第2款の一部の審査を終了後に歳出第4款の審査を行い、その後、歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全対策事業について、自動車急発進防止装置設置に対する補助金を計上しているが、何件程度の申請を想定しているのか」との問いがあり、当局より「令和3年度及び令和4年度の申込み件数も加味し、10件分を計上しております」との答弁がありました。

委員より「個人番号事務事業について、現在の本市のマイナンバーカードの交付率は」との問いがあり、当局より「本市のマイナンバーカードの交付率は、2月26日現在で65.8%、申請率は82.3%になっております。なお、県の交付率は64.2%、申請率は80.1%、国においては、3月2日現在の交付率が63.8%、申請率が74.9%となっており、本市はいずれも国、県を上回っている状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民浴場管理運営事業について、旧市民浴場の解体費を計上しているが、跡地利用についてはどのように考えているのか」との

問いがあり、当局より「旧市民浴場解体後の跡地については、地権者へ返還することになっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「老人福祉施設整備補助事業について、令和5年度に新たに建設される特別養護老人ホームに対する補助金額の詳細は」との問いがあり、当局より「建物建設に対して1億2,528万円、介護用ベッドなどの備品購入費として1,879万2,000円が本市を通して県より支払われます。また、本市は1床当たり125万円を10年に分けて補助しており、当該施設が29床なので、令和5年度の金額は362万5,000円となります」との答弁がありました。

委員より「キッズパーク整備事業について、これは町内会等が設置を行う児童遊園の遊具等更新を補助するものとのことだが、このたび計上されている金額で全ての要望に応じることは可能なのか」との問いがあり、当局より「このたびの予算額は、各町内会を対象に昨年実施した要望調査を基に計上しているため、その際に要望を提出いただいた町内会に対しては対応可能です。令和5年度中に新たに要望があった町内会に対しては、予算の範囲内での対応を予定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「コミュニティスクール推進事業について、令和4年10月に発足したさがえ少年少女発明クラブに関する予算が計上されているが、

他市では本市よりも先に同様の事業を行っているという話も聞く。本市において当該クラブがこの時期に開始することとなった経緯は」との問いがあり、当局より「当該事業は、さがえ未来コンソーシアム構想の一部として行っております。以前より事業開始について県よりお話をいただいておりますが、このたび本市内の企業よりお力添えをいただけることとなり、発足に踏み切ることになりました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳出第8款第2項第1目繰出金の病院事業会計繰出金が前年度と比較して大幅に増額しているが、その要因は」との問いがあり、当局より「市立病院事業会計において、令和4年度には計上されていなかった医療機器を購入する費用が計上されたことが主な要因です。令和5年度はエックス線CT装置等の購入が予定されています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳出第2款第4項第1目高額介護サービス等費が前年度の約7,400万円から約900万円程度の増額となっているが、その要因は」

との問いがあり、当局より「令和2年度及び令和3年度の決算額がともに8,000万円を超えていることから、令和5年度も同程度の支出が見込まれるものと判断し、このたびの金額を計上しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和5年度においても新型コロナウイルス感染症陽性患者受入れ用の病床を維持していくとのことだが、今後県からの補助金等がなくなることも想定される。また、一般会計からの繰入金を前年度当初予算より4,000万円減らすとのことであるが、県からの補助金等がなくなった場合の病院経営への影響についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「前年度と比較し県からの補助金等が減少することが想定される状況ではありますが、令和5年度の期首において現金預金が約1億7,000万円となっていることから、少なくとも令和5年度は資金不足などは生じることなく経営が可能であると考えております」との答弁がありました。

委員より「エックス線CT装置の購入費用が計上されているが、当該装置の耐用年数はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「エックス線CT装置の耐用年数は七、八年となっております。現在使用中のエックス線CT装置は購入から14年程度が経過していることや、メーカーにおける当該装置の部品生産も発売から約

10年で終了することなどを加味し、更新時期を迎えたものと判断し、購入費用を計上しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時05分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 佐藤 耕 治